

## 第2章 国民年金・厚生年金の財政の現況

第1節 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

第2節 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

第3節 平成16年前の制度改正と財政再計算

第4節 平成16年改正と公的年金財政の枠組み

第5節 国民年金・厚生年金の財政方式

## 第1節

# 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

公的年金制度は人の一生にわたる長期の制度であることから、年金財政の評価あるいは将来見通しの作成にあたっては、人口や経済の長期の趨勢を見極めることが重要である。

ここでは、人口や経済の長期的な動向について現状をみるという観点から、

- ・ 少子高齢化の現状について、各国の動向と比較してどうなっているか
- ・ 女性や高齢者の社会進出の状況がどうなっているか
- ・ 経済の状況として、財政検証の経済前提に用いる物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの実績がどうなっているか

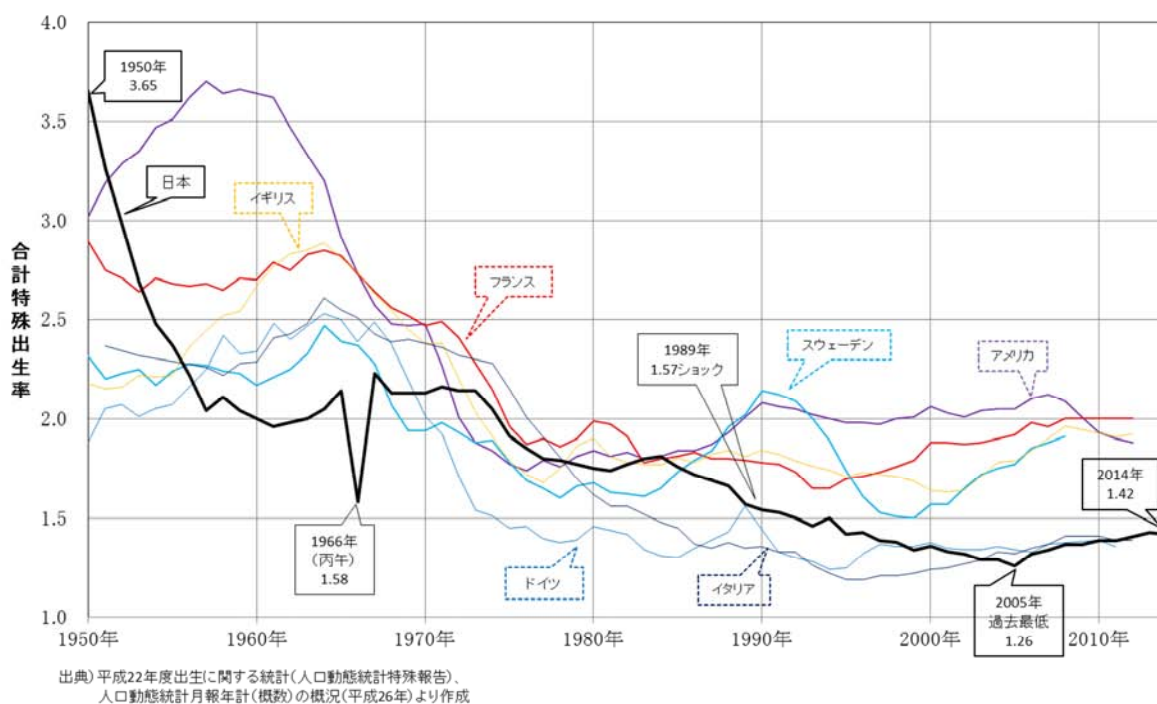
という点について考察する。

## 1. 少子高齢化の推移と現状

我が国の合計特殊出生率（その年の年齢別出生率で1人の女性が子供を生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子供の数）は、終戦後の昭和25（1950）年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、昭和30（1955）年代以後、丙午（ひのえうま）という特殊事情の影響により1.58となった昭和41（1966）年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、昭和50（1975）年に2.0を下回り1.91となって以降、多少の上下変動はあるものの低下傾向を示し、平成元（1989）年には、丙午（ひのえうま）の年を下回る1.57となり、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向は継続し、平成17（2005）年には1.26と過去最低を記録した。その後は上昇傾向を示し、平成26（2014）年には1.42まで回復した。この実績は、将来推計人口（平成24年1月）における平成26（2014）年の出生中位推計の仮定値1.39を上回っているものの、人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。

欧米主要先進国と比較してみると、アメリカは概ね人口を維持できる水準を保っている。また、フランスはほぼ2.0まで回復し、スウェーデン、イギリスについても近年急速に回復しつつあるが、イタリアやドイツは我が国と並んで国際的に最も低い水準にある（第2-1-1図）。

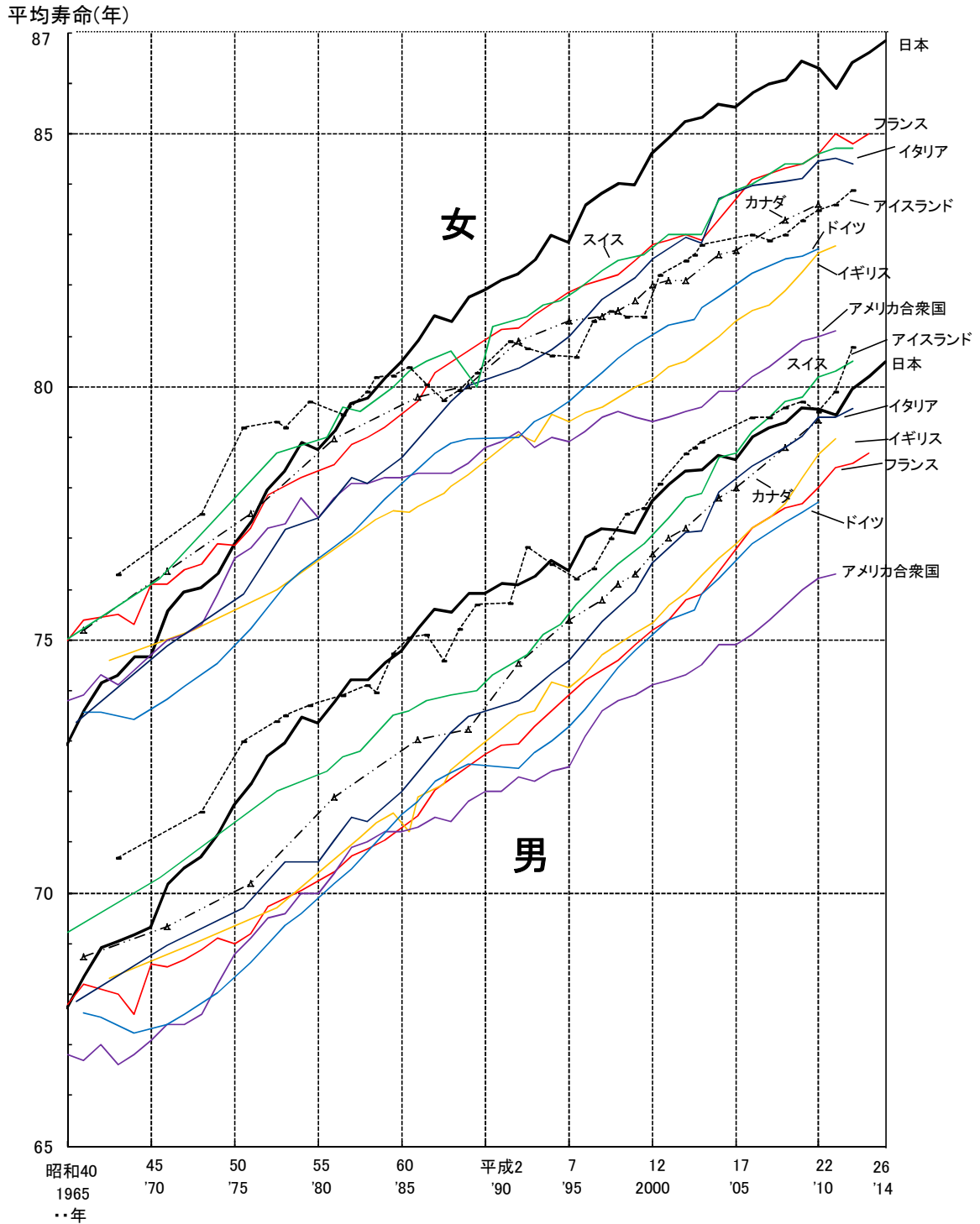
第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移



一方、我が国の平均寿命をみると、昭和40(1965)年には男67.74年、女72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、平成26(2014)年には男で80.50年、女で86.83年となっている。諸外国と比較してみても、世界有数の長寿国といえる(第2-1-2図)。

平成24(2012)年に公表された将来推計人口(中位推計)によると、合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回り、平成72(2060)年でも1.35である一方で、平均寿命は平成72(2060)年には男84.19年、女90.93年まで伸びると仮定されており、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも例をみないほど急速に進行すると見込まれる。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口割合)を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、平成72(2060)年には約40%という高水準に到達すると見込まれている(第2-1-3図)。

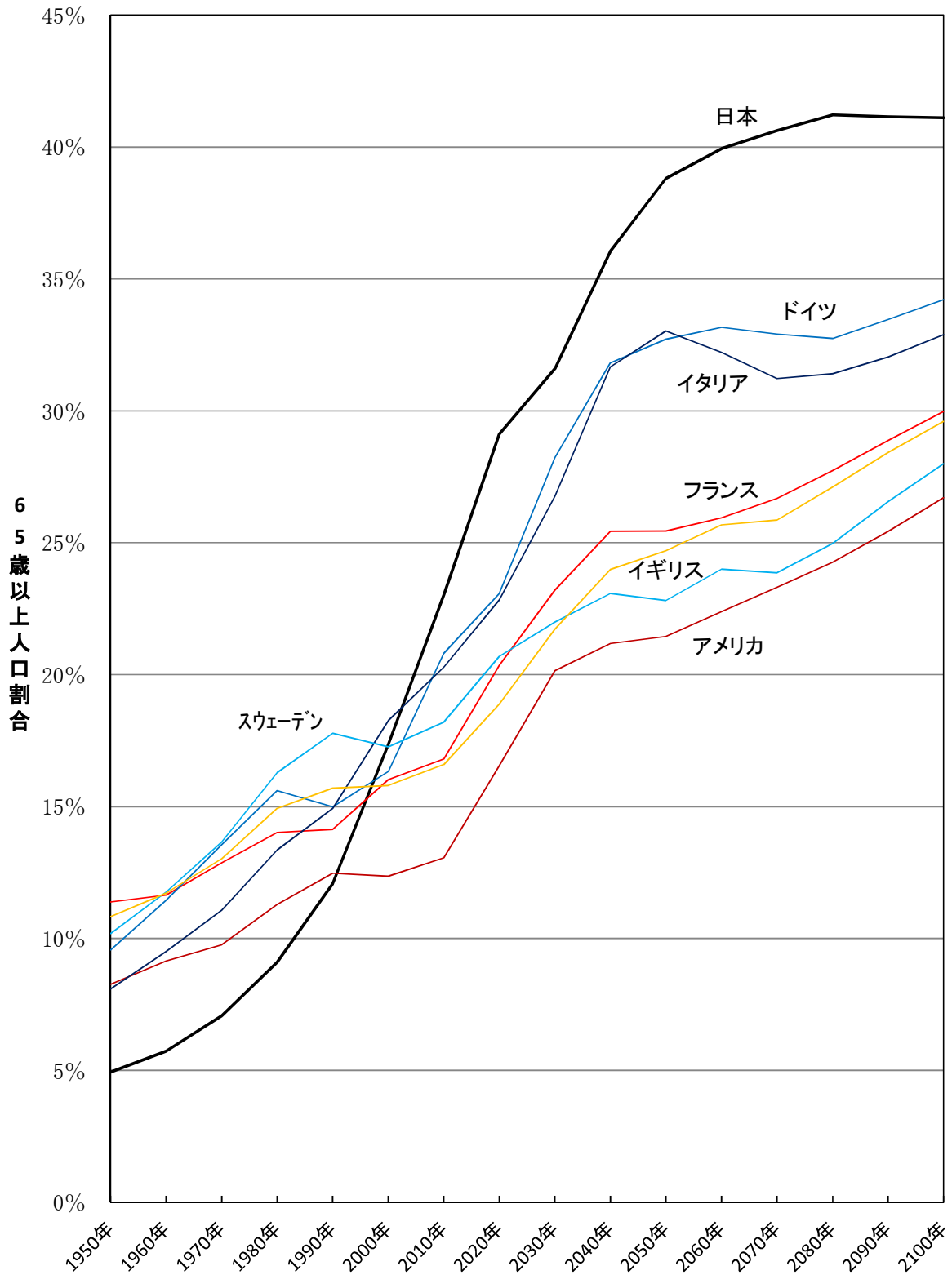
第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移



資料：UN「Demographic Yearbook」等

注：1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

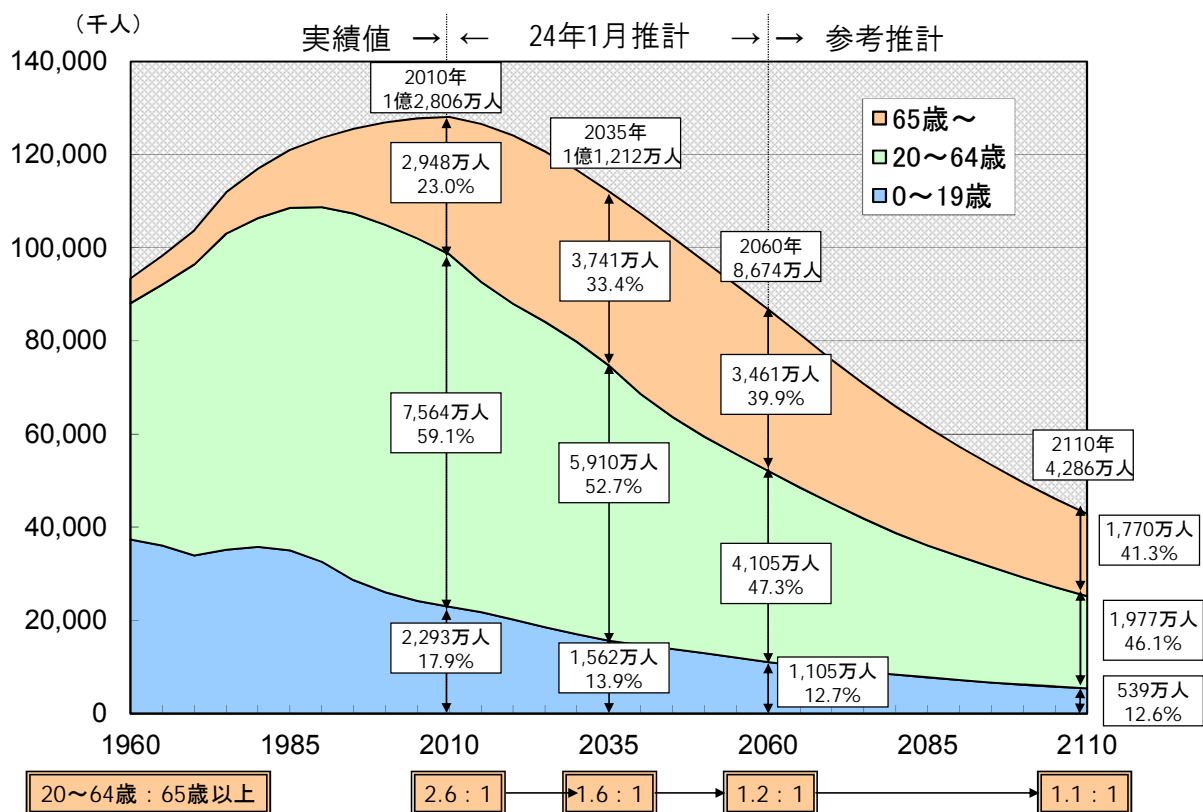
第 2 - 1 - 3 図 主要先進国の 65 歳以上人口割合：1950～2100 年



資料) 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集

また、現役世代が何人で高齢者1人を支えているかを示す指標である、20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率は、昭和25（1950）年には10人で1人を支えていたが、平成22（2010）年には2.6人で1人を支える状態となっており、今後平成72（2060）年度には1.2人で1人を支えることになると見込まれているなど、世代間扶養の仕組みである公的年金制度にとっては、極めて厳しい状況が見込まれている（第2-1-4図）。

第2-1-4図 年齢区分別人口の推移（平成24年1月推計）  
 -出生中位（死亡中位）推計-



## 2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

我が国の女性の労働力率は上昇しており、例えば30～34歳では、昭和50（1975）年は43.9%となっているが、それ以降上昇傾向が続き、平成26（2014）年には71.0%まで上昇している（第2-1-6表）。

また、高齢者の労働力率について、例えば60～64歳男性の労働力率は、2000年代前半までは自営業者の減少に伴い低下傾向にあり、平成17（2005）年には70.3%と最低であったが、近年では上昇傾向にあり、平成26（2014）年には77.6%



### 3. 経済状況の推移と現状

#### (1) 物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、昭和48(1973)年10月に勃発した第4次中東戦争をきっかけとして起こった石油危機の時期以降、現在まで傾向として低下している(第2-1-7表)。

このため、オイルショックの時期を含めた昭和45(1970)年から平成26(2014)年までの過去45年の平均では2.7%となるが、平成7(1995)年から平成26(2014)年までの過去20年平均では0.1%となっており、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの過去10年平均では0.2%とゼロ近傍で横ばいの状態となっている(第2-1-8図)。なお、平成26年では2.7%となっており、上昇傾向にある。

第2-1-7表 物価上昇率の推移

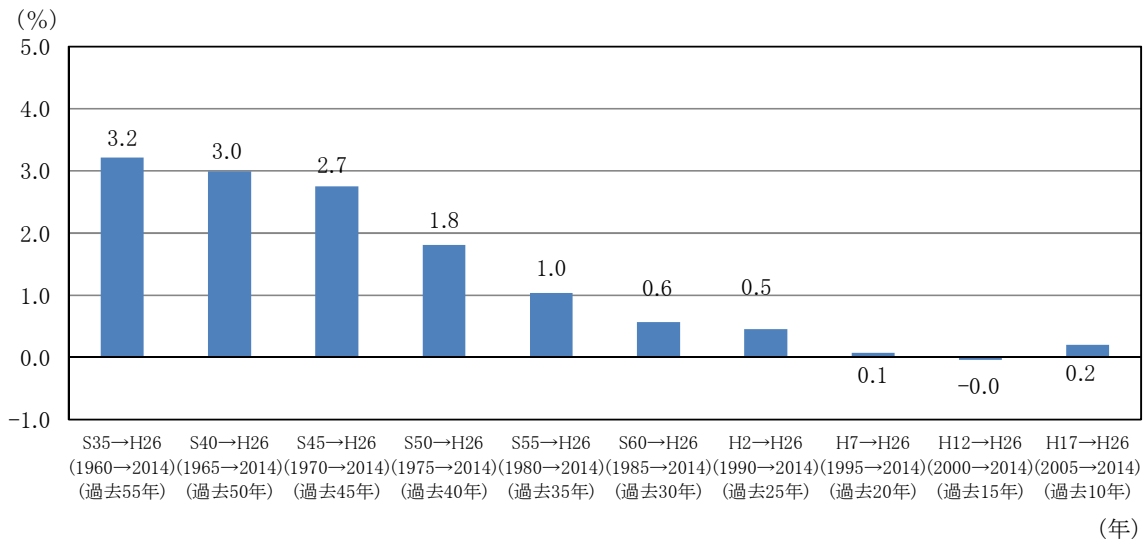
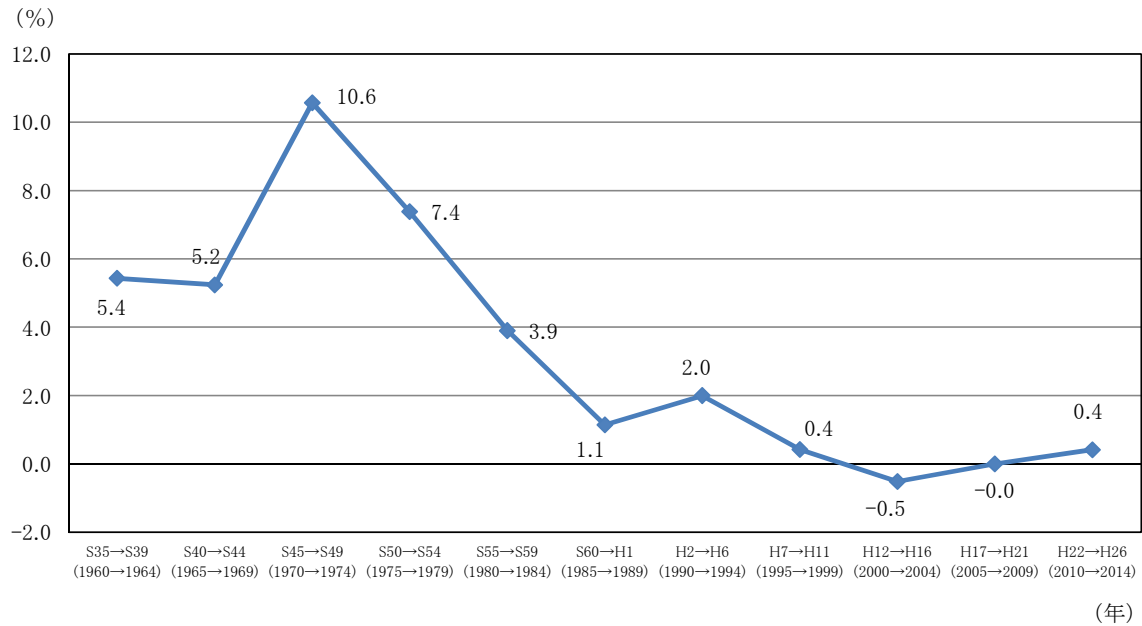
(単位:%)

年次	消費者物価 上昇率	年次	消費者物価 上昇率
昭和27 (1952) 年	5.0	昭和61 (1986) 年	0.6
昭和28 (1953) 年	6.5	昭和62 (1987) 年	0.1
昭和29 (1954) 年	6.5	昭和63 (1988) 年	0.7
昭和30 (1955) 年	-1.1	平成元 (1989) 年	2.3
昭和31 (1956) 年	0.3	平成2 (1990) 年	3.1
昭和32 (1957) 年	3.1	平成3 (1991) 年	3.3
昭和33 (1958) 年	-0.4	平成4 (1992) 年	1.6
昭和34 (1959) 年	1.0	平成5 (1993) 年	1.3
昭和35 (1960) 年	3.6	平成6 (1994) 年	0.7
昭和36 (1961) 年	5.3	平成7 (1995) 年	-0.1
昭和37 (1962) 年	6.8	平成8 (1996) 年	0.1
昭和38 (1963) 年	7.6	平成9 (1997) 年	1.8
昭和39 (1964) 年	3.9	平成10 (1998) 年	0.6
昭和40 (1965) 年	6.6	平成11 (1999) 年	-0.3
昭和41 (1966) 年	5.1	平成12 (2000) 年	-0.7
昭和42 (1967) 年	4.0	平成13 (2001) 年	-0.7
昭和43 (1968) 年	5.3	平成14 (2002) 年	-0.9
昭和44 (1969) 年	5.2	平成15 (2003) 年	-0.3
昭和45 (1970) 年	7.7	平成16 (2004) 年	0.0
昭和46 (1971) 年	6.3	平成17 (2005) 年	-0.3
昭和47 (1972) 年	4.9	平成18 (2006) 年	0.3
昭和48 (1973) 年	11.7	平成19 (2007) 年	0.0
昭和49 (1974) 年	23.2	平成20 (2008) 年	1.4
昭和50 (1975) 年	11.7	平成21 (2009) 年	-1.4
昭和51 (1976) 年	9.4	平成22 (2010) 年	-0.7
昭和52 (1977) 年	8.1	平成23 (2011) 年	-0.3
昭和53 (1978) 年	4.2	平成24 (2012) 年	0.0
昭和54 (1979) 年	3.7	平成25 (2013) 年	0.4
昭和55 (1980) 年	7.7	平成26 (2014) 年	2.7
昭和56 (1981) 年	4.9		
昭和57 (1982) 年	2.8		
昭和58 (1983) 年	1.9		
昭和59 (1984) 年	2.3		
昭和60 (1985) 年	2.0		

(注)1970年以前は持家の帰属家賃を除く



第2-1-8図 物価上昇率（単年当たり）の推移



## (2) 賃金上昇率

名目賃金上昇率から物価上昇率を控除した実質賃金上昇率の推移をみると、1980年代から1990年代前半にかけては平均標準報酬月額、毎月きまって支給する給与、現金給与総額いずれもおおむね1～2%の伸び率で推移してきたが、1990年代後半から伸び率が低下してきており、2000年代後半以降は平均するとマイナスとなっている。（第2-1-9表、第2-1-10図）。

平成14(2002)年から平成19(2007)年にかけては景気回復期にあったが、この間の労働分配率が低下傾向にあることなどから賃金上昇率が伸び悩んだ（第2-1-11図）。また、平成21(2009)年にはリーマン・ショックが起これ、賃金上昇率が落ち込み、その後も平成26年度まで低迷が続いている。

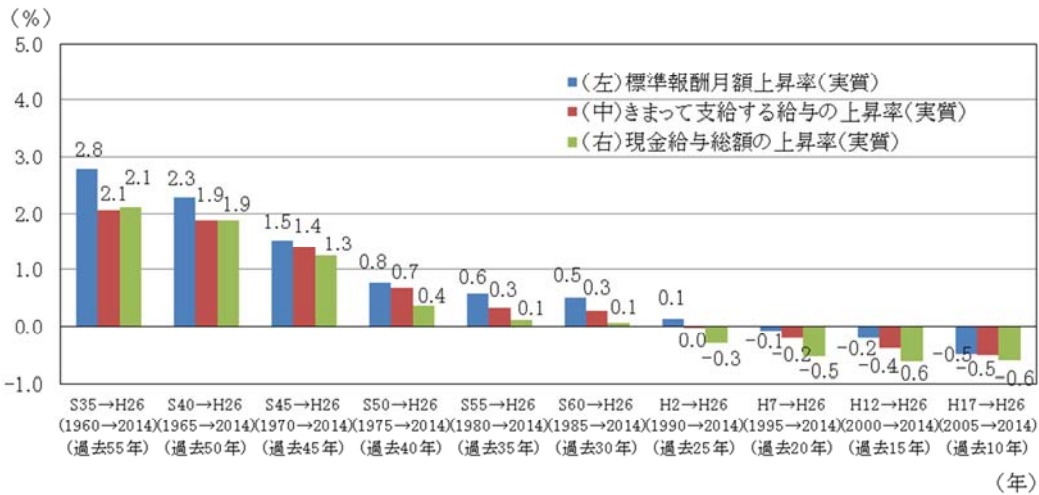
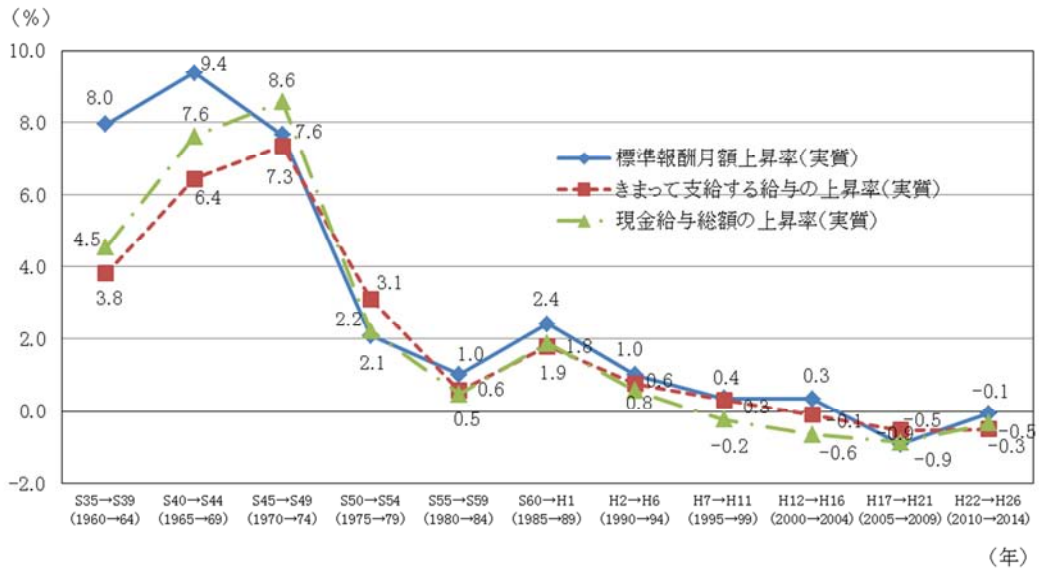
## 第2-1-9表 賃金上昇率の推移

(単位:%)

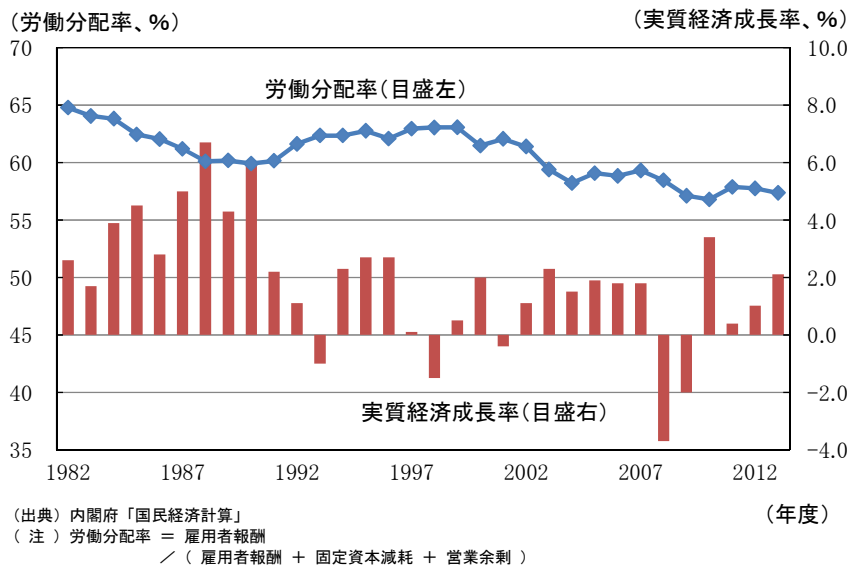
年次	賃金					
	名目			実質		
	標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)	標準報酬月額 上昇率	きまって支給する 給与の上昇率 (暦年)	現金給与総額 の上昇率 (暦年)
昭和27 (1952) 年	4.2	15.8	15.4	-0.8	10.8	10.4
昭和28 (1953) 年	2.9	11.2	12.0	-3.6	4.7	5.5
昭和29 (1954) 年	62.4	5.5	4.3	55.9	-1.0	-2.2
昭和30 (1955) 年	2.2	3.5	4.1	3.3	4.6	5.2
昭和31 (1956) 年	1.9	6.7	8.9	1.6	6.4	8.6
昭和32 (1957) 年	2.1	1.6	3.6	-1.0	-1.5	0.5
昭和33 (1958) 年	1.3	2.3	2.6	1.7	2.7	3.0
昭和34 (1959) 年	1.5	6.1	7.7	0.5	5.1	6.7
昭和35 (1960) 年	31.7	5.7	7.9	28.1	2.1	4.3
昭和36 (1961) 年	10.2	10.1	11.8	4.9	4.8	6.5
昭和37 (1962) 年	10.4	9.2	9.2	3.6	2.4	2.4
昭和38 (1963) 年	7.6	9.6	10.2	0.0	2.0	2.6
昭和39 (1964) 年	9.1	11.8	10.9	5.2	7.9	7.0
昭和40 (1965) 年	22.5	8.7	8.4	15.9	2.1	1.8
昭和41 (1966) 年	8.5	10.5	11.8	3.4	5.4	6.7
昭和42 (1967) 年	9.3	12.2	13.0	5.3	8.2	9.0
昭和43 (1968) 年	9.9	12.9	14.7	4.6	7.6	9.4
昭和44 (1969) 年	23.8	14.2	16.6	18.6	9.0	11.4
昭和45 (1970) 年	15.2	16.6	17.5	7.5	8.9	9.8
昭和46 (1971) 年	17.4	14.9	14.6	11.1	8.6	8.3
昭和47 (1972) 年	12.1	15.6	16.0	7.2	10.7	11.1
昭和48 (1973) 年	23.4	18.7	21.5	11.7	7.0	9.8
昭和49 (1974) 年	24.3	24.9	27.2	1.1	1.7	4.0
昭和50 (1975) 年	10.7	18.1	14.8	-1.0	6.4	3.1
昭和51 (1976) 年	16.8	12.5	12.5	7.4	3.1	3.1
昭和52 (1977) 年	8.8	9.2	8.5	0.7	1.1	0.4
昭和53 (1978) 年	5.7	7.1	6.4	1.5	2.9	2.2
昭和54 (1979) 年	5.7	5.8	6.0	2.0	2.1	2.3
昭和55 (1980) 年	8.8	5.7	6.3	1.1	-2.0	-1.4
昭和56 (1981) 年	5.2	5.2	5.3	0.3	0.3	0.4
昭和57 (1982) 年	4.5	5.0	4.1	1.7	2.2	1.3
昭和58 (1983) 年	2.9	3.3	2.7	1.0	1.4	0.8
昭和59 (1984) 年	3.4	3.3	3.6	1.1	1.0	1.3
昭和60 (1985) 年	5.1	3.2	2.8	3.1	1.2	0.8
昭和61 (1986) 年	2.6	2.9	2.7	2.0	2.3	2.1
昭和62 (1987) 年	1.9	2.0	1.9	1.8	1.9	1.8
昭和63 (1988) 年	3.0	3.5	3.5	2.3	2.8	2.8
平成元 (1989) 年	5.1	3.1	4.2	2.8	0.8	1.9
平成2 (1990) 年	4.5	3.8	4.7	1.4	0.7	1.6
平成3 (1991) 年	3.9	4.0	4.4	0.6	0.7	1.1
平成4 (1992) 年	2.4	2.5	2.0	0.8	0.9	0.4
平成5 (1993) 年	1.4	1.5	0.3	0.1	0.2	-1.0
平成6 (1994) 年	2.9	2.0	1.5	2.2	1.3	0.8
平成7 (1995) 年	1.3	1.5	1.1	1.4	1.6	1.2
平成8 (1996) 年	1.2	1.4	1.1	1.1	1.3	1.0
平成9 (1997) 年	1.8	1.3	1.6	-0.0	-0.5	-0.2
平成10 (1998) 年	-0.2	-0.3	-1.3	-0.8	-0.9	-1.9
平成11 (1999) 年	-0.2	-0.2	-1.5	0.1	0.1	-1.2
平成12 (2000) 年	1.0	0.5	0.1	1.7	1.2	0.8
平成13 (2001) 年	0.0	-1.1	-1.6	0.7	-0.4	-0.9
平成14 (2002) 年	-1.4	-1.7	-2.9	-0.5	-0.8	-2.0
平成15 (2003) 年	-0.1	-0.4	-0.7	0.2	-0.1	-0.4
平成16 (2004) 年	-0.1	-0.4	-0.7	-0.1	-0.4	-0.7
平成17 (2005) 年	-0.1	0.3	0.6	0.2	0.6	0.9
平成18 (2006) 年	-0.1	0.0	0.3	-0.4	-0.3	0.0
平成19 (2007) 年	-0.2	-0.5	-1.0	-0.2	-0.5	-1.0
平成20 (2008) 年	-0.3	-0.2	-0.3	-1.7	-1.6	-1.7
平成21 (2009) 年	-4.1	-2.2	-3.9	-2.7	-0.8	-2.5
平成22 (2010) 年	0.7	0.3	0.5	1.4	1.0	1.2
平成23 (2011) 年	-0.2	-0.4	-0.2	0.1	-0.1	0.1
平成24 (2012) 年	0.2	-0.1	-0.7	0.2	-0.1	-0.7
平成25 (2013) 年	0.1	-0.5	0.0	-0.3	-0.9	-0.4
平成26 (2014) 年	1.0	0.3	0.8	-1.7	-2.4	-1.9

- (注1) 標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。  
平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である(年金積立金運用報告書より抜粋、平成16年度以降は総報酬ベース)。
- (注2) きまって支給する給与の上昇率及び現金給与総額の上昇率は、1990年以前は事業所規模30人以上、1991年以降は事業所規模5人以上、調査産業計の上昇率である。
- (注3) 毎月きまって支給する給与、現金給与総額及び実質の上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

第2-1-10図 実質賃金上昇率（単年当たり）の推移



第2-1-11図 労働分配率と実質経済成長率の推移



### (3) 運用利回り

厚生年金、国民年金の積立金は、平成12(2000)年度までは全額を旧大蔵省資金運用部(財務省財政融資資金)に預託することによって運用されていた。しかし、平成13(2001)年度以降は、財政投融资制度の抜本的な改革等により、厚生労働大臣が、直接、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度までは旧年金資金運用基金)に資金を寄託することにより運用されることとなった。

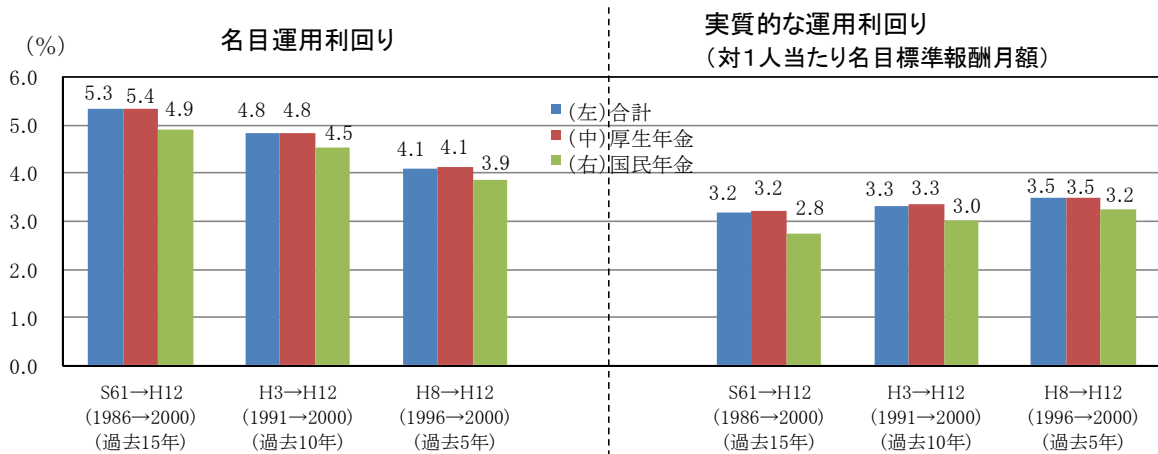
年金積立金管理運用独立行政法人においては、民間の運用機関等を活用した市場運用を行っているほか、平成13(2001)年度から平成19(2007)年度までに財政融資資金特別会計から直接引き受けた財投債の管理運用を行っていた。また、平成22(2010)年度まで、旧年金福祉事業団に係る承継資産の運用についても行っており、旧資金運用部へ預託されていた積立金の全額が償還される平成20(2008)年度末までの間は、経過的に、財政融資資金への預託という形でも運用を行っていた。

このため、積立金の運用利回りの実績については、平成12(2000)年度以前と平成13(2001)年度以降の運用方法の違いに留意する必要がある。長期的にみると保険料収入や年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することから、年金財政にとっては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの(以下、実質的な運用利回りという。)が重要であり、以下において、平成12(2000)年度以前と平成13(2001)年度以降の運用利回りが、実質的な運用利回りでどのように推移しているかみることにする。

平成12(2000)年度以前の運用利回りについては、資金運用部に対する名目の新規預託金利の動向に依存するものであるが、実質的な運用利回りでみるとおおむね3~4%の水準となっていた(第2-1-12図)。

平成13(2001)年度以降の運用利回りについては、市場運用として国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行っているため、各年度の運用利回りの変動は大きくなっているが、自主運用を開始した平成13年から平成25年までの13年平均で見ると、実質的な運用利回りの実績値は3.16%となっており、この間の財政再計算及び財政検証上の前提である0.32%を2.84%程度上回って推移しているところである。(第2-1-13表)

## 第2-1-12 図 運用利回りの推移（昭和61年度～平成12年度）



(注1) 旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。  
 (注2) 年度ベースの運用利回りである。  
 (注3) 1人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を除去していない。

## 第2-1-13 表 平成13年度以降（全額自主運用への移行期）の運用利回り

(1) 名目運用利回り及び実質的な運用利回り

(単位:%)

年 度	名目運用利回り			実質的な運用利回り (対名目賃金上昇率)		
	合計	厚生年金	国民年金	合計	厚生年金	国民年金
平成13 (2001)	1.94	1.99	1.29	2.22	2.27	1.56
14 (2002)	0.17	0.21	-0.39	1.34	1.38	0.77
15 (2003)	4.90	4.91	4.78	5.18	5.19	5.06
16 (2004)	2.73	2.73	2.77	2.94	2.94	2.98
17 (2005)	6.83	6.82	6.88	7.01	7.00	7.06
18 (2006)	3.10	3.10	3.07	3.09	3.09	3.06
19 (2007)	-3.53	-3.54	-3.38	-3.46	-3.47	-3.31
20 (2008)	-6.86	-6.83	-7.29	-6.62	-6.59	-7.05
21 (2009)	7.54	7.54	7.48	12.09	12.09	12.03
22 (2010)	-0.26	-0.26	-0.25	-0.93	-0.93	-0.92
23 (2011)	2.17	2.17	2.15	2.39	2.39	2.36
24 (2012)	9.56	9.57	9.52	9.33	9.34	9.29
25 (2013)	8.23	8.22	8.31	8.09	8.08	8.17
平成13(2001)→25(2013) (過去13年平均)	2.71	2.72	2.58	3.16	3.17	3.03
平成21(2009)→25(2013) (過去5年平均)	5.38	5.38	5.37	6.08	6.08	6.08

## (2) 各運用方法ごとの収益率(厚生年金・国民年金合計)

(単位:%)

	市場運用分	財投債引受け分	財政融資資金預託分
平成13 (2001)	-2.59	1.13	2.99
14 (2002)	-8.53	0.89	2.75
15 (2003)	12.43	0.83	2.41
16 (2004)	4.56	0.90	2.06
17 (2005)	14.33	0.93	1.73
18 (2006)	4.74	1.01	1.61
19 (2007)	-6.45	1.10	1.45
20 (2008)	-10.06	1.18	0.57
21 (2009)	9.52	1.26	0.09
22 (2010)	-0.60	1.37	0.03
23 (2011)	2.44	1.42	0.03
24 (2012)	11.31	1.45	0.03
25 (2013)	9.24	1.58	0.02

(出所) 年金積立金運用報告書

(注1) 運用利回りは運用手数料控除後のものである。

(注2) 承継資産の損益を含む。

(注3) 実質的な運用利回りは、 $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$  により求められている。ここで、名目賃金上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

## 第2節

# 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

### 1. 被保険者数の動向

#### (1) 厚生年金

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数について、これまでの推移を示したものが第2-2-1表である。

適用事業所数は昭和17(1942)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、昭和30(1955)年度末には26.5万事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も昭和17(1942)年度末には356万人であったものが、昭和30(1955)年度末には840万人と倍以上に増加した。昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけては、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけては、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに横ばいであった。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。昭和35(1960)年度から昭和45(1970)年度までは、経済の高度成長期にあたり、女子で1.8倍と男子の1.6倍を上回る被保険者数の伸びを示した。しかし、昭和48(1973)年度から昭和50年代初めにかけての期間においては、男子については徐々に増加しているものの、女子については昭和48(1973)年度をピークとして減少している。女子は、その後増減を繰り返し、昭和52(1977)年度から増加傾向にある。女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられたが、近年は女性の社会進出に伴い、常に増加傾向にあることがわかる。

昭和50年代後半から平成になるまでの間は、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加した。しかし、平成になってからは、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、平成9(1997)年度末の3,347万人をピークに、平成15年度までは減少基調であったが、近年は増加傾向にあり、平成21(2009)年度にはリーマンショックによる減少があったが、以後は毎年上昇しており、平成25(2013)年度末の被保険者総数は3,527万人となっている。なお、平成14年度の被保険者数の増加は、農林年金の統合及び被保険者資格が70歳未満までに引き上げられたことによるものである。

第2-2-1表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

年 度	適 用 事業所数	船 舶 所有者数	被 保 険 者 数						厚生年金 基 金 加入者数
			合計	一般男子	女子	坑内員	船員	任意継続	
昭和17(1942)	千 60	千 4	千人 3,557	千人 3,168	千人 0	千人 294	千人 95	千人 ・	千人 ・
20(1945)	91	…	4,411	3,128	1,038	160	84	・	・
25(1950)	167	6	6,237	4,323	1,528	262	124	0	・
30(1955)	265	8	8,402	5,774	2,220	232	165	10	・
35(1960)	399	10	13,457	8,992	3,997	234	216	17	・
40(1965)	583	11	18,670	12,269	5,979	147	252	23	・
45(1970)	732	11	22,522	14,834	7,313	80	262	33	3,899
46(1971)	746	11	22,775	15,093	7,323	63	261	36	4,669
47(1972)	777	11	23,372	15,528	7,493	52	261	38	4,968
48(1973)	814	12	24,003	15,975	7,690	42	257	39	5,283
49(1974)	835	12	23,910	16,112	7,455	42	256	45	5,329
50(1975)	855	12	23,893	16,158	7,392	40	245	58	5,341
51(1976)	876	12	24,084	16,292	7,452	39	237	64	5,395
52(1977)	892	12	24,131	16,353	7,434	38	228	77	5,440
53(1978)	914	12	24,392	16,528	7,520	35	217	92	5,571
54(1979)	942	11	24,925	16,869	7,715	33	211	97	5,786
55(1980)	968	11	25,445	17,181	7,922	33	205	103	5,964
56(1981)	986	11	25,896	17,456	8,097	32	199	112	6,182
57(1982)	1,001	11	26,223	17,666	8,212	29	193	124	6,344
58(1983)	1,011	10	26,549	17,848	8,354	28	185	133	6,563
59(1984)	1,021	10	26,932	18,109	8,484	27	177	135	6,792
60(1985)	1,030	10	27,234	18,344	8,573	25	166	126	7,058
61(1986)	1,050	9	26,994	18,169	8,531	20	156	118	7,265
62(1987)	1,105	9	27,676	18,643	8,780	14	146	92	7,645
63(1988)	1,207	9	28,769	19,341	9,213	12	138	65	8,268
平成元(1989)	1,311	9	29,921	20,046	9,689	9	131	45	9,034
2(1990)	1,409	9	30,997	20,699	10,132	8	126	32	9,845
3(1991)	1,488	8	31,959	21,258	10,552	8	120	22	10,678
4(1992)	1,536	8	32,493	21,589	10,768	7	114	15	11,585
5(1993)	1,564	8	32,651	21,694	10,829	6	109	12	11,926
6(1994)	1,587	8	32,740	21,773	10,848	5	104	10	12,062
7(1995)	1,606	7	32,808	21,823	10,873	5	99	8	12,146
8(1996)	1,652	7	32,999	21,942	10,955	3	94	5	12,106
9(1997)	1,703	7	33,468	22,361	11,011	3	89	3	12,267
10(1998)	1,691	7	32,957	22,039	10,830	3	82	2	12,017
11(1999)	1,683	7	32,481	21,720	10,680	3	78	1	11,705
12(2000)	1,674	6	32,192	21,508	10,608	3	74	0	11,405
13(2001)	1,651	6	31,576	21,087	10,419	1	69	-	10,878
14(2002)	1,629	6	32,144	21,414	10,663	1	66	-	7,869
15(2003)	1,618	6	32,121	21,305	10,753	1	63	-	5,806
16(2004)	1,626	6	32,491	21,442	10,987	1	61	-	5,227
17(2005)	1,643	5	33,022	21,679	11,282	1	60	-	4,988
18(2006)	1,676	5	33,794	22,079	11,655	1	59	-	4,867
19(2007)	1,710	5	34,570	22,485	12,026	1	58	-	4,744
20(2008)	1,734	5	34,445	22,319	12,068	1	57	-	4,631
21(2009)	1,749	5	34,248	22,137	12,055	1	56	-	4,529
22(2010)	1,744	5	34,411	22,186	12,170	1	54	-	4,434
23(2011)	1,740	5	34,515	22,188	12,273	1	53	-	4,310
24(2012)	1,754	5	34,717	22,226	12,439	1	53	-	4,168
25(2013)	1,796	4	35,273	22,513	12,707	1	52	-	3,975

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

- (注) 1 平成9(1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧3公社共済組合適用の被保険者を含む。  
 2 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。  
 3 任意継続被保険者制度は、昭和60年の制度改正時に原則として廃止され、それ以降は経過的に存続。  
 4 厚生年金基金加入者数には、将来返上を行った基金の加入者を含めていない。



坑内員は、昭和 25(1950)年度には被保険者数 26 万人を数えていたが、その後は減少の一途をたどり、平成 25(2013)年度末には千人未満となっている。また、船員である被保険者数は、昭和 45(1970)年度の 26 万人をピークとして減少し、平成 25(2013)年度末には 5.2 万人とピーク時の 5 分の 1 程度になっている。

第 2 - 2 - 2 表 厚生年金被保険者の平均年齢

(単位：歳)

年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和 4 0 (1965)	32.6	34.0	29.6
4 5 (1970)	34.9	36.1	32.4
5 0 (1975)	37.3	38.0	35.7
5 5 (1980)	38.5	39.3	36.7
5 6 (1981)	38.7	39.5	36.9
5 7 (1982)	38.8	39.6	37.1
5 8 (1983)	38.9	39.8	37.1
5 9 (1984)	39.0	39.9	37.2
6 0 (1985)	39.2	40.1	37.3
6 1 (1986)	38.6	39.5	36.7
6 2 (1987)	38.5	39.5	36.5
6 3 (1988)	38.7	39.7	36.6
平成 元 (1989)	38.9	39.8	36.8
2 (1990)	39.0	40.0	37.0
3 (1991)	39.2	40.2	37.2
4 (1992)	39.4	40.3	37.3
5 (1993)	39.5	40.5	37.5
6 (1994)	39.7	40.6	37.9
7 (1995)	39.9	40.7	38.2
8 (1996)	40.1	40.9	38.5
9 (1997)	40.2	41.1	38.6
1 0 (1998)	40.4	41.2	38.8
1 1 (1999)	40.5	41.3	38.9
1 2 (2000)	40.6	41.4	39.0
1 3 (2001)	40.7	41.5	39.0
1 4 (2002)	41.3	42.1	39.6
1 5 (2003)	41.4	42.2	39.6
1 6 (2004)	41.5	42.3	39.7
1 7 (2005)	41.6	42.4	39.8
1 8 (2006)	41.6	42.5	40.0
1 9 (2007)	41.8	42.6	40.1
2 0 (2008)	42.0	42.8	40.4
2 1 (2009)	42.1	42.9	40.6
2 2 (2010)	42.3	43.1	40.8
2 3 (2011)	42.5	43.3	41.0
2 4 (2012)	42.7	43.4	41.2
2 5 (2013)	42.8	43.6	41.4

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

第 2 - 2 - 2 表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、平成 15(2003)年度以降は全数統計であるが、平成 14(2002)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率 100 分の 1（平成 2(1990)年度までは 500 分の 1）で抽出

し、その標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は、昭和40年代には年当たり0.5歳程度上昇していたが、その後上昇の度合いは緩やかとなり、平成25(2013)年度末の平均年齢は男子で43.6歳、女子で41.4歳となっている。なお、平成14年度の上昇は、65歳以上への適用拡大の影響によるものである。

第2-2-3表 1人当たり給与の推移

(単位：円)

年	総 数		男 子		女 子	
	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与 総 額	きまって支 給する給与	現金給与 総 額	きまって支 給する給与
昭和35(1960)	21,747	17,818	26,116	21,315	11,267	9,408
40(1965)	36,752	29,458	43,796	34,970	21,110	17,220
45(1970)	70,240	53,379	83,374	63,661	40,200	31,479
50(1975)	163,229	122,766	186,847	141,614	95,419	74,072
55(1980)	238,175	181,102	284,088	215,199	151,874	117,011
60(1985)	285,371	219,452	346,714	265,300	177,363	138,726
61(1986)	295,099	226,680	357,485	273,115	184,351	144,249
62(1987)	301,520	232,168	365,362	279,703	188,356	147,908
63(1988)	308,974	237,290	376,737	287,520	190,909	149,773
平成元(1989)	323,395	246,059	396,071	299,324	198,218	154,315
2(1990)	329,443	249,510	407,729	306,416	201,513	156,519
3(1991)	345,358	260,778	426,933	320,066	213,547	164,979
4(1992)	352,333	267,512	434,926	327,913	220,339	170,983
5(1993)	352,744	271,183	436,151	332,929	221,243	173,833
6(1994)	358,455	277,175	443,082	340,364	225,382	177,812
7(1995)	362,510	281,623	448,130	345,888	227,440	180,242
8(1996)	365,810	284,976	451,802	349,594	229,981	182,909
9(1997)	371,670	288,641	458,774	353,805	233,112	184,983
10(1998)	366,481	287,853	451,064	352,021	231,010	185,079
11(1999)	353,679	281,283	442,703	349,419	221,563	180,164
12(2000)	355,474	283,846	445,643	353,071	221,920	181,313
13(2001)	351,335	281,882	440,196	350,436	220,727	181,121
14(2002)	343,480	278,933	429,110	345,969	217,284	180,139
15(2003)	341,898	278,747	428,432	346,489	215,730	179,979
16(2004)	332,784	272,047	423,785	342,896	209,674	176,199
17(2005)	334,910	272,802	425,541	342,984	211,184	176,992
18(2006)	335,774	272,614	425,394	341,566	213,168	178,283
19(2007)	330,313	269,508	419,651	338,433	209,932	176,632
20(2008)	331,300	270,511	420,142	339,098	211,291	177,862
21(2009)	315,294	262,357	400,686	329,980	205,426	175,350
22(2010)	317,321	263,245	404,576	332,035	206,134	175,588
23(2011)	316,791	262,372	404,493	331,139	206,670	176,027
24(2012)	314,126	261,584	400,471	329,563	206,150	176,576
25(2013)	314,048	260,349	400,389	327,848	206,711	176,436
26(2014)	316,567	261,029	404,424	328,976	209,155	177,958

資料：厚生労働省「毎月勤労統計」

(注) 事業所規模5人以上、常用労働者(パートタイム労働者を含む。)に関するもの。(総数の昭和40(1965)年以前、また男女の昭和50(1975)年以前についてはサービス業を除く)

第2-2-4表 厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

(単位：円)

年度	合計	一般男子	女子	坑内員	船員
昭和30(1955)	11,884	13,391	7,530	16,040	・
35(1960)	16,690	19,660	9,516	25,098	・
40(1965)	29,342	34,670	18,178	38,751	・
45(1970)	54,806	64,823	34,306	71,149	・
48(1973)	89,439	105,747	55,439	111,694	・
50(1975)	122,552	141,376	81,166	167,383	・
55(1980)	188,263	220,444	119,082	248,016	・
56(1981)	197,986	231,680	126,036	264,340	・
57(1982)	206,904	241,861	132,549	278,622	・
58(1983)	212,666	248,448	137,149	287,147	・
59(1984)	219,956	256,872	142,162	294,727	・
60(1985)	231,161	270,435	148,177	303,757	・
61(1986)	237,022	276,333	153,580	311,278	280,153
62(1987)	241,299	280,533	158,168	305,829	284,135
63(1988)	248,667	289,120	163,789	315,727	286,059
平成元(1989)	261,839	305,200	172,036	327,465	301,435
2(1990)	273,684	318,682	181,493	342,224	318,666
3(1991)	284,362	330,566	190,914	354,887	333,511
4(1992)	291,145	337,142	198,458	365,433	345,673
5(1993)	295,125	340,798	203,125	374,234	353,246
6(1994)	303,611	351,140	207,696	390,047	363,927
7(1995)	307,530	355,607	210,526	396,997	367,371
8(1996)	311,344	359,836	213,720	404,524	371,453
9(1997)	316,881	365,532	217,624	406,838	373,917
10(1998)	316,186	363,777	218,915	406,776	371,121
11(1999)	315,353	361,901	220,278	370,827	370,737
12(2000)	318,688	365,917	222,587	369,175	366,382
13(2001)	318,679	365,143	224,311	376,364	366,802
14(2002)	314,489	359,249	224,292	392,061	362,128
15(2003)	313,893	358,875	224,394	378,782	377,137
16(2004)	313,679	358,607	225,663	371,176	373,815
17(2005)	313,204	358,118	226,582	363,271	371,635
18(2006)	312,703	357,549	227,439	352,678	373,141
19(2007)	312,258	356,597	229,030	356,494	379,729
20(2008)	312,813	356,898	230,952	350,544	381,751
21(2009)	304,173	345,077	228,710	346,295	379,114
22(2010)	305,715	347,136	229,876	350,533	378,467
23(2011)	304,589	345,623	230,085	348,305	377,725
24(2012)	306,131	347,421	232,046	346,458	378,687
25(2013)	306,282	347,194	233,482	342,763	382,649

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 1 年度末値である。

2 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

第2-2-3表及び第2-2-4表は、1人当たりの給与の推移と厚生年金の平均標準報酬月額の推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いると事務処理が煩雑になることから、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額（標準報酬）を与え、それを算定基礎として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4月から6月（平成14年度までは5月から7月）の3か月間の報酬月額（ボーナスは含まない）の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の9月（平成14年度までは10月）から翌年に改定されるまで適用される。標準報酬月額ときまって支給する給与は、対象となる者や給与の範囲に若干の相違があるため、必ずしも一致するものではないが、標準報酬の等級は、制度改正のたびに、給与の実態に応じて改定されてきているので、長期的にみて、標準報酬月額ときまって支給する給与の平均値は、ほぼ同じ傾向で変動してきている。

## （2）国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移について示したものが、第2-2-5表及び第2-2-6表である。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の昭和36(1961)年度末には1,577万人であったが、その後少しずつ増加し、昭和53(1978)年度末には2,019万人となった。しかし、その後は減少し、昭和60(1985)年度末には1,764万人となった。昭和45(1970)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が50歳未満であったため、昭和45(1970)年度末までは60歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、強制適用の被保険者数の増加幅が小さく、昭和50年度からは減少しているのは、産業構造や就業構造の変化や厚生年金の適用拡大によるものであると考えられる。

一方、任意加入の被保険者数については昭和55(1980)年度までは着実に増加を続けていたものの、昭和56(1981)年度からは減少している。

昭和61(1986)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第1号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた20歳以上60歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第1号被保険者として強制適用されることとなったため、昭和61(1986)年度末における第1号被保険者数（任意加入被保険者56万人を除く。）は、昭和60(1985)年度末における強制適用の被保険者数に比べて130万人程度多

くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者として届出を行ったため、昭和61(1986)年度末における第3号被保険者数は、昭和60(1985)年度末における任意加入の被保険者数に比べて350万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第2号被保険者となり、昭和61(1986)年度末において国民年金の被保険者数は6,332万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者及び第3号被保険者は増加傾向であった。しかし、平成10年代半ばまではこの傾向が逆転し、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、第2号被保険者が減少し、第1号被保険者が増加した。近年は再びこの傾向が逆転し、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者は増加傾向となっている。第3号被保険者については、女性の社会進出に伴い、平成7年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20～59歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連動し、平成11(1999)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第2-2-5表 国民年金被保険者数の推移（昭和60年度まで）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計			男子			女子		
	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意
昭和36(1961)	18,241	15,773	2,468	7,619	7,097	521	10,622	8,675	1,947
37(1962)	18,533	15,996	2,537	7,655	7,145	509	10,878	8,851	2,027
38(1963)	18,833	16,232	2,600	7,697	7,199	498	11,135	9,034	2,102
39(1964)	19,320	16,632	2,688	7,818	7,324	494	11,502	9,308	2,194
40(1965)	20,016	17,184	2,832	8,022	7,526	496	11,994	9,658	2,335
41(1966)	20,996	17,935	3,061	8,331	7,825	505	12,665	10,109	2,556
42(1967)	21,727	18,414	3,312	8,540	8,024	516	13,186	10,390	2,796
43(1968)	22,311	18,743	3,568	8,689	8,162	526	13,622	10,580	3,042
44(1969)	23,407	19,051	4,356	9,017	8,290	727	14,390	10,761	3,629
45(1970)	24,337	19,508	4,829	9,294	8,487	807	15,043	11,021	4,022
46(1971)	23,669	19,537	4,132	8,977	8,534	443	14,692	11,003	3,689
47(1972)	24,410	19,696	4,714	9,108	8,647	461	15,302	11,049	4,253
48(1973)	25,136	19,640	5,495	9,267	8,668	599	15,868	10,972	4,896
49(1974)	25,218	19,625	5,593	9,138	8,679	459	16,080	10,946	5,134
50(1975)	25,884	20,038	5,845	9,185	8,907	278	16,699	11,132	5,567
51(1976)	26,469	19,988	6,481	9,232	8,939	292	17,237	11,049	6,189
52(1977)	27,198	20,078	7,120	9,340	9,032	307	17,858	11,046	6,813
53(1978)	27,803	20,193	7,610	9,467	9,138	329	18,336	11,055	7,281
54(1979)	27,851	20,032	7,819	9,453	9,112	341	18,399	10,921	7,478
55(1980)	27,596	19,733	7,863	9,381	9,030	352	18,215	10,703	7,511
56(1981)	27,111	19,356	7,755	9,266	8,906	360	17,845	10,450	7,394
57(1982)	26,461	18,937	7,525	9,130	8,762	369	17,331	10,175	7,156
58(1983)	25,727	18,515	7,212	8,988	8,614	374	16,739	9,901	6,838
59(1984)	25,339	18,301	7,038	8,925	8,540	385	16,415	9,761	6,653
60(1985)	25,091	17,639	7,452	8,920	8,522	397	16,171	9,116	7,054

資料：社会保険庁「事業年報」

第2-2-6表 公的年金被保険者数の推移（昭和61年度以降）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計				男子				女子			
	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号
昭和61(1986)	63,317	19,514	32,875	10,929	31,745	9,152	22,563	30	31,572	10,362	10,312	10,898
62(1987)	64,105	19,292	33,515	11,299	32,071	9,068	22,968	35	32,035	10,224	10,547	11,264
63(1988)	64,929	18,727	34,586	11,615	32,458	8,793	23,627	38	32,470	9,934	10,959	11,577
平成元(1989)	65,678	18,155	35,735	11,788	32,859	8,517	24,302	40	32,819	9,638	11,433	11,748
2(1990)	66,313	17,579	36,778	11,956	33,187	8,244	24,902	42	33,126	9,335	11,876	11,915
3(1991)	68,352	18,536	37,766	12,050	34,388	8,894	25,451	42	33,964	9,642	12,315	12,008
4(1992)	68,941	18,508	38,321	12,112	34,727	8,914	25,769	43	34,215	9,593	12,552	12,069
5(1993)	69,276	18,614	38,499	12,163	34,887	8,982	25,860	44	34,389	9,632	12,638	12,119
6(1994)	69,548	18,761	38,592	12,195	35,028	9,060	25,923	46	34,520	9,702	12,669	12,149
7(1995)	69,952	19,104	38,648	12,201	35,224	9,236	25,947	41	34,728	9,868	12,701	12,160
8(1996)	70,195	19,356	38,824	12,015	35,439	9,361	26,038	39	34,756	9,994	12,786	11,976
9(1997)	70,344	19,589	38,807	11,949	35,559	9,507	26,013	40	34,785	10,082	12,794	11,909
10(1998)	70,502	20,426	38,258	11,818	35,664	9,972	25,648	43	34,838	10,453	12,610	11,775
11(1999)	70,616	21,175	37,755	11,686	35,733	10,388	25,298	48	34,883	10,787	12,457	11,639
12(2000)	70,491	21,537	37,423	11,531	35,714	10,614	25,048	52	34,777	10,923	12,375	11,479
13(2001)	70,168	22,074	36,760	11,334	35,575	10,932	24,586	57	34,592	11,141	12,175	11,277
14(2002)	70,460	22,368	36,856	11,236	35,839	11,156	24,612	70	34,621	11,212	12,244	11,166
15(2003)	70,292	22,400	36,798	11,094	35,763	11,217	24,467	80	34,528	11,183	12,331	11,014
16(2004)	70,293	22,170	37,130	10,993	35,790	11,133	24,569	88	34,503	11,036	12,561	10,905
17(2005)	70,447	21,903	37,621	10,922	35,877	11,010	24,772	96	34,570	10,893	12,850	10,827
18(2006)	70,383	21,230	38,363	10,789	35,936	10,696	25,141	99	34,447	10,535	13,222	10,690
19(2007)	70,066	20,354	39,084	10,628	35,885	10,292	25,493	100	34,180	10,062	13,591	10,528
20(2008)	69,358	20,007	38,916	10,436	35,557	10,170	25,283	104	33,801	9,837	13,632	10,333
21(2009)	68,738	19,851	38,677	10,209	35,301	10,135	25,055	110	33,437	9,716	13,622	10,099
22(2010)	68,258	19,382	38,829	10,046	35,110	9,915	25,081	114	33,147	9,467	13,748	9,932
23(2011)	67,747	19,044	38,924	9,778	34,899	9,730	25,057	111	32,848	9,314	13,867	9,667
24(2012)	67,356	18,637	39,116	9,602	34,746	9,563	25,071	112	32,610	9,075	14,045	9,490
25(2013)	67,175	18,054	39,667	9,454	34,724	9,275	25,338	111	32,451	8,779	14,329	9,343

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）第1号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

## 2. 年金受給権者数及び年金額の動向

### (1) 厚生年金

厚生年金における年金受給権者数及びその年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-7表及び第2-2-8表である。年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた昭和30(1955)年度末には19万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、平成25(2013)年度末には3,456万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、昭和30(1955)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、昭和40年代には遺族年金の受給権者数を上回った。平成25(2013)年度末における老齢年金の受給権者数(老齢相当)は1,523万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約7割を占めている。

第2-2-9表は、厚生年金における老齢年金の受給権者数及び平均年金月額推移を示したものである。平均年金月額は、昭和48(1973)年度には3.8万円であったが、平成25(2013)年度には約4倍の14.6万円(65歳以上の本来支給分は15.9万円)となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。なお、平成13(2001)年度以降は、定額部分の支給開始年齢の引上げ及び給付乗率の逡減の影響により、平均年金額は低下傾向にある。

第2-2-7表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年金受給権者数						一時金受給者
	合計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族	
昭和17 (1942)	-	.	.	-	-	.	-
20 (1945)	-	.	.	-	-	.	-
25 (1950)	65	-	.	10	55	.	92
30 (1955)	185	4	.	61	120	.	207
35 (1960)	328	44	.	87	198	.	251
40 (1965)	602	203	10	79	311	.	272
45 (1970)	1,235	534	91	102	507	.	187
46 (1971)	1,423	617	140	108	558	.	162
47 (1972)	1,630	708	198	114	610	.	126
48 (1973)	1,837	794	262	120	661	.	81
49 (1974)	2,118	910	359	129	720	.	62
50 (1975)	2,449	1,056	479	139	775	.	46
51 (1976)	2,894	1,262	652	150	830	1	31
52 (1977)	3,391	1,468	843	168	900	12	22
53 (1978)	3,881	1,676	1,030	186	963	25	13
54 (1979)	4,334	1,874	1,194	200	1,027	39	6
55 (1980)	4,773	2,063	1,359	206	1,090	55	4
56 (1981)	5,255	2,279	1,503	219	1,179	75	3
57 (1982)	5,745	2,508	1,645	234	1,263	96	3
58 (1983)	6,256	2,787	1,755	246	1,350	118	3
59 (1984)	6,797	3,047	1,910	258	1,439	143	3
60 (1985)	7,384	3,342	2,082	272	1,521	168	4
61 (1986)	8,003	3,651	2,281	287	1,783		5
62 (1987)	8,642	3,938	2,500	299	1,904		5
63 (1988)	9,279	4,222	2,724	307	2,026		5
平成 元 (1989)	9,919	4,507	2,947	320	2,145		5
2 (1990)	10,519	4,760	3,173	327	2,260		5
3 (1991)	11,092	4,993	3,389	336	2,375		5
4 (1992)	11,803	5,293	3,666	344	2,500		6
5 (1993)	12,535	5,598	3,960	353	2,625		9
6 (1994)	13,273	5,921	4,244	363	2,746		10
7 (1995)	14,448	6,592	4,603	372	2,881		17
8 (1996)	15,239	6,933	4,920	380	3,006		20
9 (1997)	16,813	7,822	5,299	393	3,299		24
10 (1998)	17,679	8,217	5,625	404	3,433		26
11 (1999)	18,571	8,580	5,975	415	3,601		29
12 (2000)	19,529	9,014	6,352	425	3,737		31
13 (2001)	20,559	9,486	6,764	436	3,873		30
14 (2002)	21,980	10,145	7,299	452	4,084		30
15 (2003)	23,148	10,690	7,770	463	4,225		33
16 (2004)	24,233	11,167	8,225	476	4,365		32
17 (2005)	25,110	11,523	8,591	487	4,509		30
18 (2006)	26,155	11,984	9,031	497	4,644		35
19 (2007)	27,502	12,596	9,627	507	4,772		40
20 (2008)	29,072	13,236	10,412	516	4,908		52
21 (2009)	30,581	13,854	11,180	524	5,022		67
22 (2010)	31,982	14,413	11,856	541	5,171		83
23 (2011)	33,034	14,840	12,352	553	5,290		79
24 (2012)	34,053	15,233	12,862	564	5,393		49
25 (2013)	34,555	15,230	13,258	573	5,493		57

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高年齢特例を含む）の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。



第2-2-8表 厚生年金年金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受給権者の年金額					
	合計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族
昭和17 (1942)	-	・	・	-	-	・
20 (1945)	-	・	・	-	-	・
25 (1950)	9	-	・	2	7	・
30 (1955)	49	2	・	20	27	・
35 (1960)	95	19	・	29	47	・
40 (1965)	455	188	4	62	202	・
45 (1970)	1,624	922	62	134	506	・
50 (1975)	11,563	7,096	1,049	693	2,726	・
51 (1976)	16,586	10,499	1,615	894	3,578	1
52 (1977)	21,125	13,496	2,236	1,114	4,263	17
53 (1978)	25,953	16,736	2,914	1,323	4,941	39
54 (1979)	30,108	19,557	3,444	1,478	5,565	64
55 (1980)	37,955	25,091	4,132	1,745	6,891	96
56 (1981)	44,765	29,843	4,853	1,992	7,939	138
57 (1982)	50,923	34,272	5,445	2,214	8,809	184
58 (1983)	55,828	38,194	5,628	2,340	9,440	226
59 (1984)	62,127	42,867	6,193	2,516	10,274	277
60 (1985)	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
61 (1986)	80,879	56,841	7,958	3,012	13,068	
62 (1987)	87,872	62,171	8,669	3,056	13,977	
63 (1988)	94,319	67,035	9,344	3,057	14,883	
平成元 (1989)	104,775	74,629	10,399	3,208	16,539	
2 (1990)	113,607	81,083	11,355	3,279	17,890	
3 (1991)	121,221	86,286	12,089	3,386	19,461	
4 (1992)	130,666	92,846	13,045	3,501	21,274	
5 (1993)	141,936	101,432	14,106	3,571	22,826	
6 (1994)	155,771	111,317	15,415	3,773	25,266	
7 (1995)	170,291	123,249	16,389	3,820	26,833	
8 (1996)	176,736	127,735	17,033	3,826	28,141	
9 (1997)	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	
10 (1998)	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	
11 (1999)	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	
12 (2000)	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	
13 (2001)	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	
14 (2002)	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	
15 (2003)	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	
16 (2004)	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	
17 (2005)	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	
18 (2006)	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	
19 (2007)	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	
20 (2008)	264,550	187,323	24,176	4,365	48,687	
21 (2009)	270,481	191,674	24,571	4,384	49,851	
22 (2010)	274,359	193,121	25,399	4,464	51,376	
23 (2011)	278,741	195,962	25,995	4,488	52,296	
24 (2012)	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035	
25 (2013)	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332	

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高年齢特例を含む）の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。

2 平成2(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。

第2-2-9表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額推移

(年度末現在)

年度	受給権者数	平均年金月額		指数
	千人	千円		
昭和48 (1973)	794	38		100
49 (1974)	910	45		117
50 (1975)	1,056	56		146
51 (1976)	1,262	69		180
52 (1977)	1,468	77		199
53 (1978)	1,676	83		216
54 (1979)	1,874	87		226
55 (1980)	2,063	101		263
56 (1981)	2,279	109		283
57 (1982)	2,508	114		296
58 (1983)	2,787	114		297
59 (1984)	3,047	117		305
60 (1985)	3,342	122		317
61 (1986)	3,651	130		337
62 (1987)	3,938	132		342
63 (1988)	4,222	132		344
平成元 (1989)	4,507	141		367
2 (1990)	4,760	146		378
3 (1991)	4,993	151		391
4 (1992)	5,293	156		405
5 (1993)	5,598	159		414
6 (1994)	5,921	168		437
7 (1995)	6,592	170		441
8 (1996)	6,933	170		442
9 (1997)	7,822	172		447
10 (1998)	8,217	175		454
11 (1999)	8,580	176	(再掲) 65歳以上 本来支給分	458
12 (2000)	9,014	176		457
13 (2001)	9,486	173	182	449
14 (2002)	10,145	172	180	446
15 (2003)	10,690	169	177	440
16 (2004)	11,167	165	175	429
17 (2005)	11,523	165	174	428
18 (2006)	11,984	162	172	422
19 (2007)	12,596	158	170	410
20 (2008)	13,236	155	169	404
21 (2009)	13,854	153	168	398
22 (2010)	14,413	150	167	390
23 (2011)	14,840	149	165	388
24 (2012)	15,233	148	163	386
25 (2013)	15,230	146	159	378
				414

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）、  
社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」。

- (注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金（老齢相当）、  
新法老齢基礎年金をあわせたものである。  
2 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。  
3 65歳以上本来支給分は、新法分のみ平均額であり、平成14年度から平成24年度における  
旧農林共済に係る老齢基礎年金額は推計値である。

## (2) 国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-10表及び第2-2-11表である。ここでは、昭和60(1985)年改正前の法律(以下「旧法」という。改正後の法律は「新法」という。)による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金の合計を「老齢年金」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害年金」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族年金」、と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

以下、第2-2-10表に示した受給権者数の推移をみることにする。昭和45(1970)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として25年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が10年から24年までに短縮されている。これらの年金については、昭和46(1971)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

昭和61(1986)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について平成3(1991)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が平成3(1991)年度に本格的に始まったことによる。また、昭和61(1986)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が20歳前障害に係る障害基礎年金に相当するものとして障害基礎年金に裁定替えされたためである。

第2-2-10表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年金受給権者数						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36(1961)	・	・	・	・	・	・	・
37(1962)	11	・	・	0	11	・	・
38(1963)	29	・	・	1	28	・	・
39(1964)	49	・	・	2	47	・	25
40(1965)	70	・	・	4	66	・	35
41(1966)	92	・	・	8	84	・	39
42(1967)	117	・	・	18	99	・	44
43(1968)	139	・	・	27	112	・	48
44(1969)	158	・	・	36	122	・	54
45(1970)	177	・	・	48	129	・	61
46(1971)	430	229	3	60	134	4	56
47(1972)	751	518	13	74	135	10	57
48(1973)	1,056	789	26	88	136	17	62
49(1974)	1,702	1,382	49	110	136	25	65
50(1975)	3,119	2,731	88	134	136	31	59
51(1976)	3,877	3,395	155	154	134	37	55
52(1977)	4,505	3,920	233	176	134	42	54
53(1978)	5,124	4,426	322	198	133	45	52
54(1979)	5,691	4,912	382	218	132	47	54
55(1980)	6,256	5,324	515	237	131	49	51
56(1981)	6,778	5,671	673	255	129	51	46
57(1982)	7,304	5,994	859	273	126	52	46
58(1983)	7,831	6,305	1,061	289	123	52	47
59(1984)	8,316	6,570	1,265	305	123	53	46
60(1985)	8,837	6,846	1,500	321	117	52	46
61(1986)	9,956	7,052	1,665	1,044	142	52	42
62(1987)	10,357	7,246	1,788	1,085	186	53	42
63(1988)	10,692	7,410	1,905	1,113	213	52	41
平成元(1989)	11,042	7,577	2,029	1,145	237	54	43
2(1990)	11,362	7,726	2,158	1,173	251	55	45
3(1991)	12,028	8,330	2,184	1,199	259	56	46
4(1992)	12,759	9,039	2,172	1,225	266	57	47
5(1993)	13,559	9,822	2,157	1,252	271	58	48
6(1994)	14,312	10,568	2,134	1,278	273	58	47
7(1995)	15,152	11,400	2,109	1,309	276	58	48
8(1996)	16,010	12,276	2,063	1,338	274	58	47
9(1997)	16,987	13,276	2,011	1,370	274	57	47
10(1998)	17,871	14,186	1,952	1,402	275	56	48
11(1999)	18,795	15,090	1,890	1,437	321	56	47
12(2000)	19,737	16,061	1,829	1,473	320	54	46
13(2001)	20,669	17,030	1,764	1,508	315	52	44
14(2002)	21,653	18,053	1,697	1,543	309	50	42
15(2003)	22,544	18,985	1,625	1,580	304	49	42
16(2004)	23,431	19,915	1,552	1,619	298	48	42
17(2005)	24,393	20,929	1,474	1,655	290	45	42
18(2006)	25,420	22,007	1,396	1,692	282	43	40
19(2007)	26,387	23,031	1,317	1,726	273	41	38
20(2008)	27,433	24,111	1,254	1,763	266	39	39
21(2009)	28,286	25,015	1,178	1,799	258	37	34
22(2010)	28,857	25,642	1,086	1,839	254	37	40
23(2011)	29,649	26,504	991	1,870	250	35	38
24(2012)	30,853	27,782	895	1,902	243	31	33
25(2013)	31,964	28,968	802	1,931	235	28	31

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

第2-2-11表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受給権者の年金額						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36(1961)	・	・	・	・	・	・	・
37(1962)	3	・	・	0	3	・	・
38(1963)	7	・	・	0	7	・	・
39(1964)	12	・	・	1	11	・	1
40(1965)	16	・	・	1	15	・	2
41(1966)	54	・	・	6	48	・	2
42(1967)	69	・	・	12	57	・	3
43(1968)	82	・	・	18	64	・	3
44(1969)	94	・	・	24	69	・	4
45(1970)	174	・	・	54	120	・	5
46(1971)	313	120	1	68	124	1	7
47(1972)	505	270	3	91	139	2	7
48(1973)	1,627	1,025	18	247	329	9	8
49(1974)	2,763	1,973	36	359	381	15	11
50(1975)	5,710	4,624	72	528	462	24	10
51(1976)	8,111	6,692	135	708	542	33	12
52(1977)	10,228	8,508	205	881	591	43	13
53(1978)	12,329	10,315	285	1,054	624	51	13
54(1979)	14,345	12,145	306	1,197	640	58	13
55(1980)	17,023	14,310	454	1,359	832	68	12
56(1981)	19,783	16,590	674	1,576	864	79	12
57(1982)	22,081	18,429	948	1,748	868	88	12
58(1983)	23,587	19,566	1,233	1,850	843	94	12
59(1984)	25,485	20,977	1,571	1,984	852	102	12
60(1985)	27,954	22,838	2,023	2,150	833	110	12
61(1986)	35,764	24,376	2,383	7,770	1,058	177	39
62(1987)	37,654	25,427	2,654	8,094	1,290	190	43
63(1988)	39,109	26,292	2,922	8,275	1,426	194	44
平成元(1989)	42,468	28,284	3,348	8,993	1,627	216	45
2(1990)	45,028	29,891	3,786	9,385	1,734	231	48
3(1991)	50,547	34,647	3,988	9,846	1,819	247	49
4(1992)	57,093	40,454	4,105	10,358	1,912	263	51
5(1993)	63,519	46,398	4,156	10,724	1,969	273	52
6(1994)	72,821	54,533	4,363	11,543	2,091	290	56
7(1995)	79,731	61,091	4,361	11,866	2,122	292	73
8(1996)	86,324	67,546	4,281	12,097	2,110	289	72
9(1997)	93,767	74,846	4,185	12,344	2,108	284	72
10(1998)	102,532	83,123	4,151	12,821	2,154	282	73
11(1999)	110,700	90,629	4,059	13,216	2,517	278	72
12(2000)	118,360	98,136	3,945	13,505	2,508	267	70
13(2001)	125,830	105,494	3,821	13,782	2,477	256	67
14(2002)	133,598	113,159	3,692	14,064	2,439	244	64
15(2003)	139,433	119,062	3,522	14,236	2,379	234	63
16(2004)	145,923	125,497	3,368	14,507	2,327	225	63
17(2005)	153,501	133,014	3,216	14,788	2,271	212	63
18(2006)	161,000	140,499	3,054	15,045	2,203	198	59
19(2007)	168,545	148,004	2,895	15,323	2,136	188	56
20(2008)	176,689	156,055	2,749	15,628	2,080	177	56
21(2009)	183,568	162,870	2,589	15,922	2,018	169	49
22(2010)	188,595	167,785	2,401	16,254	1,988	167	57
23(2011)	194,491	173,695	2,197	16,497	1,945	158	57
24(2012)	203,362	182,635	1,993	16,703	1,888	143	48
25(2013)	210,072	189,603	1,779	16,752	1,811	126	52

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

### 3. 被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向

年金制度は、基本的に、保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者が増加し、さらに、年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数に着目して、その成熟の度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

#### (1) 厚生年金

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移を示したものが第2-2-12表である。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金を導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は比較的穏やかで、また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇も平成になるまでは比較的穏やかであった。しかし、それ以後、この比率は少子高齢化の影響が顕著に表れて急速に上昇し、平成25(2013)年度末には43.2%となっている。

第2-2-12表 厚生年金の被保険者数に対する  
老齢年金受給権者数の比率の推移

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金 受給権者数 (老齢相当) ②	②/①	(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和 3 0 (1955)	8,402	4	0.0	2100.5
3 5 (1960)	13,457	44	0.3	305.8
4 0 (1965)	18,670	203	1.1	92.0
4 5 (1970)	22,522	534	2.4	42.2
4 6 (1971)	22,775	617	2.7	36.9
4 7 (1972)	23,372	708	3.0	33.0
4 8 (1973)	24,003	794	3.3	30.2
4 9 (1974)	23,910	910	3.8	26.3
5 0 (1975)	23,893	1,056	4.4	22.6
5 1 (1976)	24,084	1,262	5.2	19.1
5 2 (1977)	24,131	1,468	6.1	16.4
5 3 (1978)	24,392	1,676	6.9	14.6
5 4 (1979)	24,925	1,874	7.5	13.3
5 5 (1980)	25,445	2,063	8.1	12.3
5 6 (1981)	25,896	2,279	8.8	11.4
5 7 (1982)	26,223	2,508	9.6	10.5
5 8 (1983)	26,549	2,787	10.5	9.5
5 9 (1984)	26,932	3,047	11.3	8.8
6 0 (1985)	27,234	3,342	12.3	8.1
6 1 (1986)	26,994	3,651	13.5	7.4
6 2 (1987)	27,676	3,938	14.2	7.0
6 3 (1988)	28,769	4,222	14.7	6.8
平成 元 (1989)	29,921	4,507	15.1	6.6
2 (1990)	30,997	4,760	15.4	6.5
3 (1991)	31,959	4,993	15.6	6.4
4 (1992)	32,493	5,293	16.3	6.1
5 (1993)	32,651	5,598	17.1	5.8
6 (1994)	32,740	5,921	18.1	5.5
7 (1995)	32,808	6,592	20.1	5.0
8 (1996)	32,999	6,933	21.0	4.8
9 (1997)	33,468	7,822	23.4	4.3
1 0 (1998)	32,957	8,217	24.9	4.0
1 1 (1999)	32,481	8,580	26.4	3.8
1 2 (2000)	32,192	9,014	28.0	3.6
1 3 (2001)	31,576	9,486	30.0	3.3
1 4 (2002)	32,144	10,145	31.6	3.2
1 5 (2003)	32,121	10,690	33.3	3.0
1 6 (2004)	32,491	11,167	34.4	2.9
1 7 (2005)	33,022	11,523	34.9	2.9
1 8 (2006)	33,794	11,984	35.5	2.8
1 9 (2007)	34,570	12,596	36.4	2.7
2 0 (2008)	34,445	13,236	38.4	2.6
2 1 (2009)	34,248	13,854	40.5	2.5
2 2 (2010)	34,411	14,413	41.9	2.4
2 3 (2011)	34,515	14,840	43.0	2.3
2 4 (2012)	34,717	15,233	43.9	2.3
2 5 (2013)	35,273	15,230	43.2	2.3

## (2) 国民年金

国民年金制度は、昭和 60(1985)年改正により、昭和 61(1986)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、昭和 61(1986)年度前後で被保険者数や老齢年金受給者権数の捉え方に違いがある。すなわち、昭和 61(1986)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する老齢年金受給権者数の比率については、昭和 61(1986)年度前後で区別する必要がある。

昭和 61(1986)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために昭和 36(1961)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化や厚生年金の適用拡大の影響を受け、昭和 55(1980)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、昭和 60(1985)年度には 27.3%となった(第 2-2-13 表)。

昭和 61(1986)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から減少に転じている一方で、老齢年金受給権者数は高齢人口の大幅な増加を反映して増加してきていることから、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、平成 25(2013)年度末には 46.6%となっている(第 2-2-14 表)。



第2-2-13表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（昭和60年度以前）

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②/①	(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和46(1971)	23,669	229	1.0	103.1
47(1972)	24,410	518	2.1	47.1
48(1973)	25,136	789	3.1	31.8
49(1974)	25,218	1,382	5.5	18.2
50(1975)	25,884	2,731	10.6	9.5
51(1976)	26,469	3,395	12.8	7.8
52(1977)	27,198	3,920	14.4	6.9
53(1978)	27,803	4,426	15.9	6.3
54(1979)	27,851	4,912	17.6	5.7
55(1980)	27,596	5,324	19.3	5.2
56(1981)	27,111	5,671	20.9	4.8
57(1982)	26,461	5,994	22.7	4.4
58(1983)	25,727	6,305	24.5	4.1
59(1984)	25,339	6,570	25.9	3.9
60(1985)	25,091	6,846	27.3	3.7

第2-2-14表 国民年金（基礎年金）の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（昭和61年度以降）

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②/①	(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和61(1986)	63,317	11,243	17.8	5.6
62(1987)	64,105	11,714	18.3	5.5
63(1988)	64,929	12,232	18.8	5.3
平成元(1989)	65,678	12,716	19.4	5.2
2(1990)	66,313	13,291	20.0	5.0
3(1991)	68,352	14,001	20.5	4.9
4(1992)	68,941	14,725	21.4	4.7
5(1993)	69,276	15,436	22.3	4.5
6(1994)	69,548	16,120	23.2	4.3
7(1995)	69,952	16,869	24.1	4.1
8(1996)	70,195	17,569	25.0	4.0
9(1997)	70,344	18,380	26.1	3.8
10(1998)	70,502	19,091	27.1	3.7
11(1999)	70,616	19,770	28.0	3.6
12(2000)	70,491	20,566	29.2	3.4
13(2001)	70,168	21,308	30.4	3.3
14(2002)	69,885	22,117	31.6	3.2
15(2003)	69,740	22,837	32.7	3.1
16(2004)	69,746	23,550	33.8	3.0
17(2005)	69,878	24,340	34.8	2.9
18(2006)	69,762	25,198	36.1	2.8
19(2007)	69,352	26,008	37.5	2.7
20(2008)	68,530	26,904	39.3	2.5
21(2009)	67,857	27,654	40.8	2.5
22(2010)	67,342	28,019	41.6	2.4
23(2011)	66,739	28,639	42.9	2.3
24(2012)	66,174	29,697	44.9	2.2
25(2013)	65,823	30,682	46.6	2.1

(注) 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

2 65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の第2号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金被保険者数は異なる。

## 4. 収支状況

### (1) 厚生年金

年金特別会計（厚生年金勘定）における厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第2-2-15表である。ただし、[ ]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、昭和40（1965）年度の2,974億円に対して平成25（2013）年度には84倍の25兆0,472億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇（特にベア）等の要因によるものである。また、国庫負担も年金制度の成熟化に伴い、増加し続けている。なお、基礎年金の国庫負担割合は平成21年度より二分の一に引き上げられた。一方、支出合計（実質）は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じく増加し続けてきたが、現在は支給開始年齢の引上げや制度の成熟に伴い、増加は緩やかになってきている。

特別会計の収支差引残をみると、平成14（2002）年度までは、毎年度、収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかし、段階的に引き上げられてきた厚生年金の保険料率が平成8（1996）年度から平成15（2003）年度まで凍結されたため保険料収入が伸びず、一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びてきていたことから、収支状況は急速に悪化し、平成15（2003）年度以降においては収支差引残がマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少する傾向となっている。なお、平成14（2002）年度における農林年金の統合による移換金（1.6兆円）及び平成16（2004）年度における厚生年金基金の代行返上による移換金（5.4兆円）が双方の年度ともにそれぞれ収入に計上されたため収支が黒字となったが、この一時的な収入がなければ、平成14（2002）年度においては1.3兆円の赤字、平成16（2004）年度においては5.1兆円の赤字となっていた。

また、時価ベースの年度末積立金で評価すれば、平成15（2003）年度から17（2005）年度にかけては、市場の運用環境が好調であったことから、積立金は増加したものの、平成19（2007）、20（2008）年度は世界的な金融市場の混乱により運用状況が悪化し、減少の幅が大きくなっていった。また、平成24（2012）年度以降は運用収入が大きくプラスとなっているため、積立金は増加している。単年度で見ると時価評価による変動はあるものの、今後も保険料率引上げ等の効果が現れるまでは、基本的には積立金の減少基調が続くものと考えられる。

第 2 - 2 - 15 表 厚生年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金	積立 度合	
	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他					
昭和 4 0 (1965)	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,414	29.2
4 5 (1970)	10,264	7,479	278	2,496	10	1,602	8,662	44,202	23.0
5 0 (1975)	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
5 5 (1980)	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
6 0 (1985)	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
6 1 (1986)	138,390	86,018	15,880	36,410	82	93,405	44,985	552,813	5.6
6 2 (1987)	143,559	89,142	16,436	37,877	104	100,351	43,208	599,638	5.6
6 3 (1988)	162,490	94,505	29,619	38,268	98	106,002	56,488	656,126	5.8
平成元 (1989)	161,103	104,910	16,943	39,159	91	115,055	46,048	702,175	5.8
2 (1990)	194,205	130,507	21,442	42,152	105	127,776	66,430	768,605	5.6
3 (1991)	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
4 (1992)	225,391	149,550	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
5 (1993)	232,748	153,476	28,377	50,772	123	165,383	67,365	978,705	5.6
6 (1994)	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	66,613	1,045,318	5.5
7 (1995)	270,624	186,933	28,295	55,268	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
8 (1996)	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
9 (1997)	297,001	206,832	27,115	55,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
1 0 (1998)	290,696	206,151	28,302	52,164	4,079	239,810	50,886	1,308,446	5.3
1 1 (1999)	291,035	202,099	36,356	47,286	5,294	251,493	39,542	1,347,988	5.3
1 2 (2000)	283,137	200,512	37,209	43,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
1 3 (2001)	278,198 [ 266,131]	199,360	38,164	38,607 [ 26,541]	2,067	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [ 1,345,967]	5.1 [ 5.0]
1 4 (2002)	290,775 [ 262,436]	202,034	40,036	31,071 [ 2,731]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [ 1,320,717]	4.8 [ 4.7]
1 5 (2003)	293,543 [ 334,890]	192,425	41,045	22,884 [ 64,232]	37,188	296,855	△ 3,312 [ 38,036]	1,374,110 [ 1,359,151]	4.7 [ 4.5]
1 6 (2004)	309,140 [ 329,948]	194,537	42,792	16,125 [ 36,934]	55,686	306,631	2,509 [ 23,317]	1,376,619 [ 1,382,468]	4.5 [ 4.5]
1 7 (2005)	300,685 [ 374,280]	200,584	45,394	18,298 [ 91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [ 20,997]	1,324,020 [ 1,403,465]	4.4 [ 4.4]
1 8 (2006)	297,954 [ 315,036]	209,835	48,285	25,708 [ 42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [△ 5,958]	1,300,980 [ 1,397,509]	4.1 [ 4.4]
1 9 (2007)	299,463 [ 234,176]	219,691	51,659	16,582 [△ 48,705]	11,531	329,875	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,568 [ 1,301,810]	4.0 [ 4.3]
2 0 (2008)	309,480 [ 204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [ 1,166,496]	3.8 [ 3.8]
2 1 (2009)	320,463 [ 406,671]	222,409	77,983	50 [ 86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [ 41,072]	1,195,052 [ 1,207,568]	3.4 [ 3.2]
2 2 (2010)	319,356 [ 313,768]	227,252	84,326	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [ 1,141,532]	3.2 [ 3.2]
2 3 (2011)	326,080 [ 348,878]	234,699	84,992	1,403 [ 24,201]	4,986	375,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [ 1,114,990]	3.0 [ 3.0]
2 4 (2012)	333,206 [ 431,948]	241,549	80,583	5,965 [ 104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [ 63,833]	1,050,354 [ 1,178,823]	3.0 [ 3.0]
2 5 (2013)	357,754 [ 433,686]	250,472	83,058	19,396 [ 95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [ 57,316]	1,031,737 [ 1,236,139]	2.8 [ 3.3]

- (注) 1 支出合計 (実質) は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。  
 2 昭和61(1986)年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計 (実質) は、積立金より受入の額を除いたものである。  
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金 (平成17年度は年金資金運用基金納付金) を含むものである。  
 4 上記の [ ] 内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。(ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。)

## (2) 国民年金

国民年金の実質的な収支状況について示したものが第2-2-16表である。これは年金特別会計のうちの国民年金勘定（自営業者を中心とした第1号被保険者に係る年金勘定）の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[ ]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

昭和60(1985)年度までの保険料収入は、保険料が、制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったものの、給付改善等に伴い引き上げられ、昭和60(1985)年度には月額6,740円となったことや、被保険者数が昭和36(1961)年度末の1,824万人から昭和60(1985)年度末の2,509万人へと約1.4倍になったことにより、年々増加していった。

昭和61(1986)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者とされたことにより、昭和61(1986)年度の保険料収入は前年度に比べて減少したが、昭和62(1987)年度から平成11(1999)年度にかけては、被保険者数の増加や保険料の引上げにより、保険料収入は増加した。近年は、保険料は引き上げられているものの、被保険者数の減少や納付率の低下により、保険料収入はやや減少傾向にある。

国庫負担は、制度発足当初は、拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、昭和49(1974)年1月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに4分の1を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者（当時、被保険者全体の約5分の1）の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、昭和51(1976)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、昭和49(1974)年度及び昭和51(1976)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が、老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により、平成元(1989)年までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、昭和58(1983)年度から、国民年金制度に対する国庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、昭和58(1983)年度、59(1984)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は昭和63(1988)年度で終了し、平成2(1990)年度から平成9(1997)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち平成6(1994)、7(1995)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。平成21(2009)年度に基礎年金国庫負担割合2分の1（従来は3分の1）への引上げが実現したことから、これ以降、国庫負担額は多くなる傾向にあるが、平成22(2010)

年度については、納付率の見込みが低下したことで、国民年金の拠出金按分率が減少したことにより、国庫負担額は拠出金支出とともに少なくなっている。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けてきていた。そのなかで、著しい変化を示しているのは、昭和 48(1973)年度から 51(1976)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 昭和 40 年代後半の 10 年年金の受給権者の発生。
- ② 昭和 50(1975)年度の 5 年年金の受給権者の発生。
- ③ 昭和 49(1974)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引き上げられたこと。(昭和 49(1974)年度 16.1%、昭和 50(1975)年度 21.8%)

昭和 61(1986)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、昭和 61(1986)年度の 2.2 兆円から、平成 8(1996)年度の 3.8 兆円まで毎年度増加してきたが、それ以降は横ばい傾向にあり、平成 25(2013)年度では 3.9 兆円となっている。

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた昭和 58(1983)年度、昭和 59(1984)年度を除き、平成 13(2001)年度までは、毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかしながら、厚生年金と同様に国民年金の保険料が平成 10(1998)年度から平成 16(2004)年度まで凍結され、被保険者数の減少や納付率の低下も重なって、収支状況は急速に悪化しており、平成 14(2002)年度以降は、平成 22(2010)年度を除き、収支差引残がマイナス(赤字)となり、年度末積立金(簿価ベース)が減少している。

時価ベースで収支差引残をみれば、平成 15(2003)年度は市場の運用環境が好調であったことから年度末積立金は増加したものの、それ以降は平成 20(2008)年度まで減少している。平成 21(2009)年度に国庫負担割合 2 分の 1 への引上げが実現したことにより、平成 21(2009)年度以降では増加傾向にある。

第2-2-16表 国民年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金	
	保険料収入	国庫負担	運用収入				
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
40 (1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
45 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
46 (1971)	2,362	1,224	632	506	259	2,103	9,390
47 (1972)	2,866	1,503	717	645	495	2,371	11,761
48 (1973)	3,516	1,747	969	798	807	2,709	14,470
49 (1974)	4,653	2,808	878	957	2,217	2,436	16,906
50 (1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
51 (1976)	7,547	4,111	1,200	1,108	7,178	369	18,421
52 (1977)	9,950	6,293	2,391	1,108	9,526	425	18,466
53 (1978)	13,968	8,324	4,076	1,124	11,582	2,386	20,526
54 (1979)	16,915	10,059	5,214	1,253	13,587	3,328	23,596
55 (1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
56 (1981)	20,601	12,404	5,996	1,824	18,662	1,939	28,093
57 (1982)	23,866	13,761	7,905	1,915	20,946	2,921	30,699
58 (1983)	21,789	14,604	4,895	1,926	22,839	△ 1,049	29,276
59 (1984)	24,226	15,007	6,957	1,841	24,616	△ 390	27,633
60 (1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
61 (1986)	22,209	12,127	6,567	1,332	16,621	5,588	21,912
62 (1987)	23,652	12,621	7,259	1,338	17,008	6,644	26,197
63 (1988)	25,947	12,844	9,197	1,497	20,378	5,569	29,409
平成元 (1989)	26,458	12,841	9,700	1,514	21,300	5,157	32,216
2 (1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
3 (1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
4 (1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
5 (1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
6 (1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
7 (1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
8 (1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
9 (1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
10 (1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
11 (1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
12 (2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
13 (2001)	36,143 [ 35,126]	19,538	14,307	2,263 [ 1,246]	34,861	1,282 [ 265]	99,490 [ 97,348]
14 (2002)	35,453 [ 33,184]	18,958	14,565	1,897 [△ 371]	35,834	△ 382 [△ 2,650]	99,108 [ 94,698]
15 (2003)	36,142 [ 39,101]	19,627	14,963	1,523 [ 4,482]	36,639	△ 497 [ 2,462]	98,612 [ 97,160]
16 (2004)	35,633 [ 37,244]	19,354	15,219	1,044 [ 2,654]	37,253	△ 1,620 [△ 10]	96,991 [ 97,151]
17 (2005)	37,873 [ 42,966]	19,480	17,020	1,357 [ 6,451]	43,350	△ 5,478 [△ 384]	91,514 [ 96,766]
18 (2006)	39,228 [ 40,143]	19,038	17,971	1,965 [ 2,879]	43,082	△ 3,853 [△ 2,939]	87,660 [ 93,828]
19 (2007)	38,466 [ 34,281]	18,582	18,436	1,113 [△ 3,073]	43,435	△ 4,968 [△ 9,153]	82,692 [ 84,674]
20 (2008)	37,545 [ 30,528]	17,470	18,558	1,093 [△ 5,924]	43,317	△ 5,772 [△ 12,789]	76,920 [ 71,885]
21 (2009)	37,813 [ 43,106]	16,950	20,554	3 [ 5,296]	39,911	△ 2,098 [ 3,195]	74,822 [ 75,079]
22 (2010)	34,010 [ 33,812]	16,717	16,898	3 [△ 194]	31,498	2,511 [ 2,314]	77,333 [ 77,394]
23 (2011)	34,701 [ 36,348]	15,807	18,660	15 [ 1,662]	34,717	△ 15 [ 1,632]	77,318 [ 79,025]
24 (2012)	38,616 [ 45,566]	16,124	21,938	343 [ 7,293]	43,145	△ 4,529 [ 2,421]	72,789 [ 81,446]
25 (2013)	39,178 [ 44,067]	16,178	21,119	1,733 [ 6,622]	41,021	△ 1,844 [ 3,046]	70,945 [ 84,492]

- (注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。  
 2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。  
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を含むものである。  
 4 上記の[ ]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の昭和17年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と、昭和36年に創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライドや賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

昭和50年代までは、自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が全く別制度として分立していたが、第1次産業を中心とした社会から第2次・第3次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、昭和60年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を1階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の2階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも5年に1度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正や保険料水準の改定が行われてきたが、平成16年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも5年に1度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証し、その中で将来の給付水準の見通しを示す方式へと移行した。ここでは、昭和17年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた、制度改正と財政再計算について概観する。

## 1. 我が国の公的年金制度の創設

### ～昭和60年の基礎年金制度の導入まで

#### (1) 国民皆年金制度の実現（昭和17年～36年）

##### ① 労働者年金保険制度の創設

昭和17年に、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が20年以上の者に55歳より支給することとされていた。

制度創設当時の保険料率は、月収の6.4%（ただし坑内員は8%）と定められ

た。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率を徴収することとした場合に必要水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。また、国庫負担は、給付費の10%（坑内員は20%）とされた。

その後、昭和19年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善されたが、それに伴い、保険料率も月収の11%（坑内員は15%）に引き上げられた。

## ② 戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度には賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、昭和23年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた業務上の障害年金および遺族年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については、戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の3%（坑内員は3.5%）に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は、男子9.4%、女子5.5%、坑内員12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

このように、急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は、実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

## ③ 昭和29年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは昭和20年代中頃からやや沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生する昭和29年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へと全面的に改正されることとなった。

昭和28年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、昭和29年の改正では給付体系が、定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の15%に引き上げられた（坑内員の国庫負担は20%で据え置き。）。



【老齢年金の基本設計（昭和 29 年改正）】

- ・支給開始年齢；男子 60 歳、女子 55 歳
- ・老齢年金の年金額

$$\text{年金額} = 24,000 \text{ 円} + \text{平均標準報酬月額} \times 5/1000 \times \text{加入月数}$$

保険料については、第 2－3－1 表のとおり計算されたが、平準保険料をそのまま適用することは社会情勢上困難であったので、従来の暫定保険料率をそのまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引き上げる段階保険料方式が採用されることとなった。

また、法律に「保険料率は、（中略）将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも 5 年に 1 度の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、（中略）基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする」との規定が盛り込まれた昭和 40 年改正のことであった。

第 2－3－1 表 昭和 29 年財政再計算結果

段 階 保 険 料 率						
年 度	予定利率が当初10年間5%、 以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合		
	男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員
昭和29(1954)年度～	% 3.0	% 3.0	% 3.5	% 3.0	% 3.0	% 3.5
昭和34(1959)年度～	4.0	4.0	4.8	4.0	3.2	4.8
昭和39(1964)年度～	5.0		6.0	4.5		5.4
昭和44(1969)年度～	6.1		7.3			
平 準 保 険 料 率						
予定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合			
男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員	
% 5.0	% 3.6	% 6.0	% 4.1	% 3.1	% 4.9	

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込まず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、昭和 48 年改正で年金の賃金再評価・物価スライドが導入されるまでは、財政再計算において将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込むこととすると、給付は名目額で据え置かれたまま、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提で、過度に楽観的な財政見通しを示すことになり、不適切と判断されたからである。

#### ④ 昭和36年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた昭和30年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。昭和33年には国民健康保険制度が改正されて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については昭和34年から、拠出制については昭和36年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額100円（35歳以上の者は150円）に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており保険料の2分の1が国庫負担であった。これは保険料負担と国庫負担の比率が2対1であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の3分の1の国庫負担割合に相当する。

#### 【老齢年金の基本設計（昭和34年改正）】

国民年金； 年金額＝12,000円＋10年超20年未満保険料納付年数×600円＋20年超保険料納付年数×1,200円

厚生年金； 年金額＝平均標準報酬×6/1000×加入月数＋24,000円

第2-3-2表 昭和34年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
昭和36(1961)年度～	3.5	3.0	4.2
昭和41(1966)年度～	4.0	3.1	4.8
昭和46(1971)年度～	4.5	3.1	5.4
昭和51(1976)年度～	4.9	3.1	5.9
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
4.4	3.1	5.2	

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

平準保険料
円 128.3

(注) 予定利率 5.5%

## (2) 公的年金の拡充（昭和40年改正～昭和55年改正）

厚生年金については、昭和29年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、昭和35年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を1000分の5から1000分の6に引き上げる改正が行われ、同時に、昭和23年から月収の3%で据え置かれていた保険料率についても月収の3.5%（女子3%、坑内員4.2%）に引き上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引き上げられていくこととなる。

また、昭和36年の国民年金制度の発足後、昭和40年代の高度成長を通じ、国民の生活水準が向上したことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ごとに逐次給付水準が引き上げられた。そして、昭和48年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

### ① 昭和40年改正（1万円年金の実現）

昭和40年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引き上げるとともに、報酬比例部分の乗率を1000分の6から1000分の10へ引き上げ、標準的な老齢年金の月額が1万円となる年金（1万円年金）が実現した。

一方、昭和36年に創設された国民年金は2千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で1万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者1人あたりの標準的な年金月額が5千円（夫婦で1万円）となるように給付水準が引き上げられた。

#### 【老齢年金の基本設計（昭和40年改正）】

国民年金； 年金額＝保険料納付年数×2,400円

厚生年金； 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋250円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と同様、段階的に保険料を引き上げる段階保険料方式を採用することとなった。以後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併せ、厚生年金と同様に段階的に引き上げられていくこととなる。また、国民年金

の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。

また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の15%（坑内員20%）から20%（坑内員25%）へ引き上げられた。

第2-3-3表 昭和40年財政再計算結果

厚生年金

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
昭和40(1965)年5月～	5.5%	3.9%	6.7%
昭和45(1970)年5月～	6.0	4.3	7.2
昭和50(1975)年5月～	6.5	4.8	7.7
昭和55(1980)年5月～	7.0	5.3	8.2
昭和60(1985)年5月～	7.5	5.8	8.7
平成 2(1990)年5月～	8.0	6.3	9.2
平成 7(1995)年5月～	8.5	6.8	9.7
平成12(2000)年5月～	9.0	7.3	10.2
平成17(2005)年5月～	9.0	7.7	10.2
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
6.9%	5.3%	15.8%	

段階保険料月額		
年度	35歳未満	35歳以上
～昭和41(1966)年12月	100円	150円
昭和42(1967)年1月～	200	250
昭和44(1969)年1月～	250	300
昭和46(1971)年4月～	300	350
昭和51(1976)年4月～	400	450
昭和56(1981)年4月～	508	
平準保険料		
		403円

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

## ② 昭和44年改正（2万円年金の実現）

前回の改正において給付水準が引き上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については、定額部分の給付単価を引き上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が2万円程度となるよう改正された。国民年金についても、給付単価を引き上げ、標準的な年金月額が1万円（夫婦で2万円）となるよう改正が行われることとなった。

### 【老齢年金の基本設計（昭和44年改正）】

国民年金： 年金額＝保険料納付年数×3,840円

厚生年金： 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋400円×加入月数

## 第 2 - 3 - 4 表 昭和 44 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和44(1969)年11月～	6.2	4.6	7.4
昭和46(1971)年11月～	6.4	4.8	7.6
昭和50(1975)年 4月～	6.9	5.3	8.1
昭和55(1980)年 4月～	7.4	5.8	8.6
昭和60(1985)年 4月～	7.9	6.3	9.1
平成 2(1990)年 4月～	8.4	6.8	9.6
平成 7(1995)年 4月～	9.4	7.8	10.6
平成12(2000)年 4月～	10.4	8.8	11.6
平成17(2005)年 4月～	11.4	9.4	12.6
平成22(2010)年 4月～	12.4	9.4	13.6
平成27(2015)年 4月～	13.4	9.4	14.6
平成32(2020)年 4月～	14.4	9.4	15.6
平成37(2025)年 4月～	15.4	9.4	16.6
平成42(2030)年 4月～	15.6	9.4	16.8
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
8.5	6.4	20.4	

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

段階保険料月額	
年度	
	円
昭和45(1970)年7月～	450
昭和47(1972)年7月～	550
昭和50(1975)年4月～	650
昭和55(1980)年4月～	750
昭和60(1985)年4月～	850
平成 2(1990)年4月～	950
平成 7(1995)年4月～	1,050
平成12(2000)年4月～	1,250
平成17(2005)年4月～	1,450
平成22(2010)年4月～	1,640
平準保険料	
	円
	862

(注) 予定利率 5.5%

### ③ 昭和 48 年改正（5 万円年金の実現；賃金再評価・物価スライド制の導入）

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していく中で、年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況の中で、昭和 48 年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが、厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は、現役の厚生年金被保険者の平均賃金の 60%程度の水準を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額は 5 万円程度とされた。国民年金においても、標準的な年金月額が 2 万 5 千円程度（夫婦で 5 万円程度）となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計（昭和48年改正）】

国民年金；年金額＝保険料納付年数×9,600円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,000円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。またこれに伴い、昭和48年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所（現 国立社会保障・人口問題研究所）の将来推計人口に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても、参考として引き続き算出された。

第2-3-5表 昭和48年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
～昭和48(1973)年10月	6.4	4.8	7.6
昭和48(1973)年11月～	7.6	5.8	8.8
昭和53(1978)年11月～	9.1	7.3	10.3
昭和58(1983)年11月～	10.6	8.8	11.8
昭和63(1988)年11月～	12.4	10.6	13.6
平成5(1993)年11月～	14.2	12.4	15.4
平成10(1998)年11月～	16.0	14.2	17.2
平成15(2003)年11月～	17.8	16.0	19.0
平成20(2008)年11月～	19.6	17.8	20.8
(参考)平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
10.5	13.9	46.9	

(注1) 賃金上昇率

昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%

〃 53 〃 57 〃 〃 10%

〃 58 〃 62 〃 〃 8%

〃 63年度以降 〃 7%

運用利回り 6.2%

物価上昇率 5.0%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(名目)	
年度	円
昭和49(1974)年1月～	900
昭和50(1975)年1月～	1,100
昭和51(1976)年1月～	1,300
昭和52(1977)年1月～	1,500
昭和53(1978)年1月～	1,700
昭和54(1979)年1月～	2,000
昭和55(1980)年1月～	2,300
昭和56(1981)年1月～	2,600
昭和57(1982)年1月～	2,900
昭和58(1983)年1月～	3,200
昭和59(1984)年1月～	3,500
昭和60(1985)年1月～	3,800
昭和61(1986)年1月～	4,100
平成3(1991)年1月～	6,600
平成8(1996)年1月～	10,500
平成13(2001)年1月～	16,800
平成18(2006)年1月～	25,800
平成23(2011)年1月～	35,800
(参考)平準保険料	
	円
	2,661

(注1) 年金改定率 5.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

#### ④ 昭和 51 年改正及び昭和 55 年改正

オイルショックに伴って猛烈なインフレーションが起こったが、昭和 48 年改正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに効果を発揮することとなった。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が、昭和 51、55 年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、昭和 51 年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、給付費の 3 分の 1 が国庫負担となった。

#### 昭和 51 年改正

##### 【老齢年金の基本設計（昭和 51 年改正）】

国民年金；年金額＝保険料納付年数×15,600 円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,650 円×加入月数

### 第 2 - 3 - 6 表 昭和 51 年財政再計算

#### 厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和51(1976)年8月～	9.1	7.3	10.3
昭和56(1981)年8月～	10.9	9.1	12.1
昭和61(1986)年8月～	12.7	10.9	13.9
平成 3(1991)年8月～	14.7	12.9	15.9
平成 8(1996)年8月～	16.7	14.9	17.9
平成13(2001)年8月～	18.7	16.9	19.9
平成18(2006)年8月～	20.7	18.9	21.9
(参考) 平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
13.9	20.0	61.5	

(注1) 賃金上昇率	昭和51年度から昭和55年度	10%
	昭和56年度から昭和60年度	8%
	昭和61年度以降	6%
運用利回り	昭和51年度から昭和55年度	6.5%
	昭和56年度から昭和60年度	6.2%
	昭和61年度以降	6%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

#### 国民年金

段階保険料月額(51年度価格)	
年度	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年～	8,650
(参考) 平準保険料	
	円
	5,040

(注1) 利回り 6.0%  
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率 5.5%で算定

昭和 55 年改正

【老齢年金の基本設計（昭和 55 年改正）】

国民年金；年金額＝保険料納付年数×20,160 円

厚生年金；年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+2,050 円×加入月数

第 2－3－7 表 昭和 55 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和55(1980)年10月～	10.6	8.9	11.8
昭和56(1981)年10月～	10.6	9.0	11.8
昭和57(1982)年10月～	10.6	9.1	11.8
昭和58(1983)年10月～	10.6	9.2	11.8
昭和59(1984)年10月～	10.6	9.3	11.8
昭和60(1985)年10月～	12.4	11.2	13.6
昭和61(1986)年10月～	12.4	11.3	13.6
昭和62(1987)年10月～	12.4	11.4	13.6
昭和63(1988)年10月～	12.4	11.5	13.6
平成元(1989)年10月～	12.4	11.6	13.6
平成 2(1990)年10月～	14.2	13.5	15.4
平成 7(1995)年10月～	16.0	15.8	17.2
平成12(2000)年10月～	17.8	17.8	19.0
平成17(2005)年10月～	19.6	19.6	20.8
平成22(2010)年10月～	30.6	30.6	31.8
平成27(2015)年10月～	34.1	34.1	35.3
平成32(2020)年10月～	34.9	34.9	36.1
(参考)平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
19.1	26.4	65.6	

(注1) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

(注2) 賃金上昇率 7.0%  
物価上昇率 5.0%  
運用利回り 6.0%

(注3) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(55年度価格)	
年度	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	12,900
平成22(2010)年	14,650
平成27(2015)年～	15,700
(参考)平準保険料	
	円
	7,980

(注1) 物価上昇率 5.0%  
運用利回り 6.0%  
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定



### (3) 基礎年金制度の導入（昭和 60 年改正）

国民年金法の制定により国民皆年金が実現されて以来、経済の成長に合わせて年金給付水準が引き上げられ、我が国の年金の給付水準は国際的にも遜色ないものとなった。我が国の人口構造が先進諸国に例をみない速さで高齢化が進むなか、年金制度は国民生活に大きな影響を与えるようになってきた。

一方、当時我が国の公的年金制度は、様々な歴史的背景から、職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をしていた。高齢化の進展に伴い受給者数が増大する一方で、産業構造の変化等により制度間の被保険者の移動が起こったことで、被保険者の減少した制度では財政が不安定となり、制度間の給付水準・負担水準の格差が広がるという問題が生じていた。

そこで、年金制度が産業構造の変化等の影響を受けず安定的に運営できるようにするため、1階部分として全国民共通の基礎年金制度を導入し、被用者については、厚生年金、共済年金が上乘せの給付（2階部分）を行うという2階建ての制度に再編されることとなった。

この改正により、全国民共通の基礎年金給付のための費用は、20歳から59歳までの全国民の頭割りの考え方で算出され、各制度が負担する拠出金（基礎年金拠出金）で賄うこととされ、1階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴って国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対してその3分の1の国庫負担がなされることとなった。また、それまで被用者の被扶養配偶者は国民年金に任意加入できることとされていたが、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、第3号被保険者として国民年金に強制加入することとし、本人の保険料負担はないが配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより基礎年金の給付を受けることができることとなった。

#### 【老齢年金の基本設計（昭和 60 年改正）】

基礎年金；年金額＝600,000円×保険料納付年数／40年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 56 年 11 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 2.09 平均寿命 男 75.1 歳 女 80.4 歳
	予定利率	年率 7%
	賃金上昇率	年率 5%
	物価上昇率	年率 3%

第 2 - 3 - 8 表 昭和 59 年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率		
年度	一 種	二 種
	%	%
昭和61(1986)年	12.4	11.3
昭和62(1987)年	12.4	11.5
昭和63(1988)年	12.4	11.7
平成元(1989)年	12.4	11.9
平成 2(1990)年	12.4	12.1
平成 3(1991)年	14.2	14.1
平成 4(1992)年	14.2	14.2
平成 5(1993)年	14.2	14.2
平成 6(1994)年	14.2	14.2
平成 7(1995)年	14.2	14.2
平成12(2000)年	16.0	16.0
平成17(2005)年	18.7	18.7
平成22(2010)年	23.4	23.4
平成27(2015)年	26.3	26.3
平成32(2020)年	28.4	28.4
平成37(2025)年～	28.9	28.9

国民年金

段階保険料月額(59年度価格)	
年度	
	円
昭和61(1986)年	6,800
昭和62(1987)年	7,100
昭和63(1988)年	7,400
平成元(1989)年	7,700
平成 2(1990)年	8,000
平成 3(1991)年	8,300
平成 4(1992)年	8,600
平成 5(1993)年	8,900
平成 6(1994)年	9,200
平成 7(1995)年	9,500
平成12(2000)年	11,000
平成17(2005)年	12,500
平成22(2010)年～	13,000

(注) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

## 2. 平成元年、6年、12年の制度改正 ～ 支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等

### (1) 完全自動物価スライド等の導入（平成元年改正）

昭和 60 年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には 65 歳以上の人口が総人口の 2 割を超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20 歳以上の学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

#### 【老齢年金の基本設計（平成元年改正）】

基礎年金；年金額＝666,000 円×保険料納付年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	昭和 61 年 12 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 2.00 平均寿命 男 77.9 歳 女 83.9 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.1%
	物価上昇率	年率 2.0%

### 第 2 - 3 - 9 表 平成元年財政再計算結果

厚生年金

国民年金

年 度	段 階 保 険 料 率			
	支給開始年齢を60歳に据え置いた場合		支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げていく場合	
	男 子	女 子	男 子	女 子
	%	%	%	%
平成2(1990)年	14.6	14.1	14.6	14.1
平成3(1991)年	14.6	14.25	14.6	14.25
平成4(1992)年	14.6	14.4	14.6	14.4
平成5(1993)年	14.6	14.55	14.6	14.55
平成6(1994)年	14.6	14.6	14.6	14.6
平成7(1995)年	16.8	16.8	16.8	16.8
平成12(2000)年	19.0	19.0	19.0	19.0
平成17(2005)年	22.1	22.1	21.2	21.2
平成22(2010)年	27.5	27.5	23.4	23.4
平成27(2015)年	30.4	30.4	25.6	25.6
平成32(2020)年～	31.5	31.5	26.1	26.1

段階保険料月額(元年度価格)	
年 度	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年～	16,100

#### (2) 支給開始年齢の引上げ等(平成6年改正)

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については、従来から広く認識されていたが、平成に入ってから、これに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、平成元(1989)年の合計特殊出生率 1.57 は、昭和 41(1966)年(ひのえうま)の合計特殊出生率 1.58 を下回って「1.57 ショック」と言われ、広く少子化の進行が認識された。

平成6年財政再計算において用いられた将来推計人口(平成4年推計)において、中位推計における将来の合計特殊出生率は、人口置換水準を下回る 1.80 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生 80 年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても 60 歳定年を前提とせず、65 歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとするのが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営していくために給付と負担のバランスをとる措置が必要だと考えられていた。

そこで厚生年金において定額部分の支給開始年齢を、男子については平成

13(2001)年度から平成 25(2013)年度にかけて、女子についてはその5年遅れで、65歳に引き上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから、手取り賃金の伸びに応じたスライド（可処分所得スライド）に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については、新たに賞与から特別保険料1%を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

**【老齢年金の基本設計（平成6年改正）】**

基礎年金；年金額＝780,000円×保険料納付年数／40年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成4年9月 厚生省人口問題研究所推計 2025年見込 出生率 1.80 平均寿命 男 78.3歳 女 85.1歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.0%
	物価上昇率	年率 2.0%

**第2-3-10表 平成6年財政再計算結果**

厚生年金

段階保険料率	
年度	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年～	29.8

国民年金

段階保険料月額(6年度価格)	
年度	円
平成7(1995)年	11,700
平成8(1996)年	12,200
平成9(1997)年	12,700
平成10(1998)年	13,200
平成11(1999)年	13,700
平成12(2000)年	14,200
平成13(2001)年	14,700
平成14(2002)年	15,200
平成15(2003)年	15,700
平成16(2004)年	16,200
平成17(2005)年	16,700
平成22(2010)年	19,200
平成27(2015)年～	21,700

### (3) 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等（平成 12 年改正）

平成 11 年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は、平成 7 年には 1.42 まで低下しており、平成 11 年財政再計算において用いられた将来推計人口（平成 9 年推計）において、中位推計の将来の合計特殊出生率は、前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は 3 割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子高齢化が進み、経済の成長基調が変化する中で、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしないうように改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率 20%（総報酬ベース）が一つの目安とされた。

また、この改正においては、将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については、安定した財源を確保しつつ国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げを図ることとされた。しかし、実際には、平成 16 年改正を経て、さらにその後国庫負担割合を引き上げる法律改正を平成 21 年に行ったことによって、平成 21 年度から国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げが実現することとなった。これについては、次の平成 16 年改正の部分において詳しく解説することとする。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が 5% 適正化され、また裁定後の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた（しかしながら、賃金再評価を行った場合の年金額の 8 割は保証されるものとした）。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については平成 25(2013)年度から平成 37(2025)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで、65 歳に引き上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20 歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（平成12年改正）】

基礎年金；年金額＝804,200円×保険料納付年数／40年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	平成9年1月 国立社会保障・人口問題研究所推計 2025年見込 出生率1.61 平均寿命 男78.8歳 女85.8歳
	予定利率	年率4.0%
	賃金上昇率	年率2.5%
	物価上昇率	年率1.5%
	年金改定率 (新規裁定者分)	年率2.5% (ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

第2-3-11表 平成11年財政再計算結果

厚生年金

年度	段階保険料率			
	国庫負担1/3		国庫負担1/2	
	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	対総報酬	(標準報酬 月額換算)
平成12(2000)年	-	17.35	-	17.35
平成13(2001)年	-	17.35	-	17.35
平成14(2002)年	-	17.35	-	17.35
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)
平成37(2025)年～	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)

(注) 保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額報酬ベース)

国民年金

年度	段階保険料月額(11年度価格)	
	国庫負担1/3	国庫負担1/2
	円	円
平成12(2000)年	13,300	13,300
平成13(2001)年	13,287	13,287
平成14(2002)年	13,090	13,090
平成15(2003)年	12,897	12,897
平成16(2004)年	12,706	11,203
平成17(2005)年	13,200	10,000
平成22(2010)年	17,200	13,000
平成27(2015)年	21,200	16,000
平成32(2020)年～	25,200	18,500

(注) 保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

## 第4節

# 平成16年改正と公的年金財政の枠組み

我が国の公的年金制度は、給付は全国民共通の基礎年金を土台として、被用者については2階部分の年金が上乘せされる構造となっているが、財政単位としては、自営業者等の第1号被保険者の定額保険料を財源とし第1号被保険者分の費用を支出する「国民年金」（年金特別会計の国民年金勘定に相当）と、被用者（第2号被保険者）の所得比例の保険料を財源とし、被用者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）分の費用を支出する「厚生年金」（厚生年金勘定に相当）に分かれている。（なお、共済年金は平成27年10月に厚生年金に一元化される。）

国民年金及び厚生年金は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、積立金を管理運用し、共通の基礎年金の負担をするとともに制度ごとの独自の給付（2階部分等）を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負担を通じて結びついており、基礎年金の給付に必要な費用は、毎年度、国民年金、厚生年金及び共済組合がそれぞれの会計から拠出金を払い込むことにより賄われている。

したがって、財政検証は、国民年金、厚生年金及び基礎年金の収支等が互いに整合性を保つよう実施する必要がある。

また、平成16年の制度改正において、国民年金及び厚生年金の長期的な給付と負担の均衡（財政均衡）を自動的に図る仕組みが導入されており、この年金財政の枠組みの元で財政検証は実施することとされている。

ここでは、財政検証を実施する際の基本的な枠組みである、公的年金の財政単位や平成16年改正において新たに導入された給付と負担の均衡を図る仕組み等について解説する。

### 1. 公的年金の財政の仕組み

公的年金の財政単位は国民年金と厚生年金に分かれており、共通の基礎年金を通じてその費用負担により結びついている。ここでは、基礎年金、厚生年金、国民年金の収支等の財政の仕組みを明らかにし、それぞれの財政がどのような費用と財源により成り立っているかを解説する。

共済年金については、平成27年10月に厚生年金に一元化されることから、今回の財政検証は一元化された厚生年金に対して実施している。なお、一元化前の共済年金の財政の仕組みは、基本的には厚生年金と同様となっている。

## (1) 基礎年金の財政の仕組み

基礎年金の財政については、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、そのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は、被保険者の人数比(原則として20～59歳、国民年金の免除、未納を除く。)で按分することとされている。

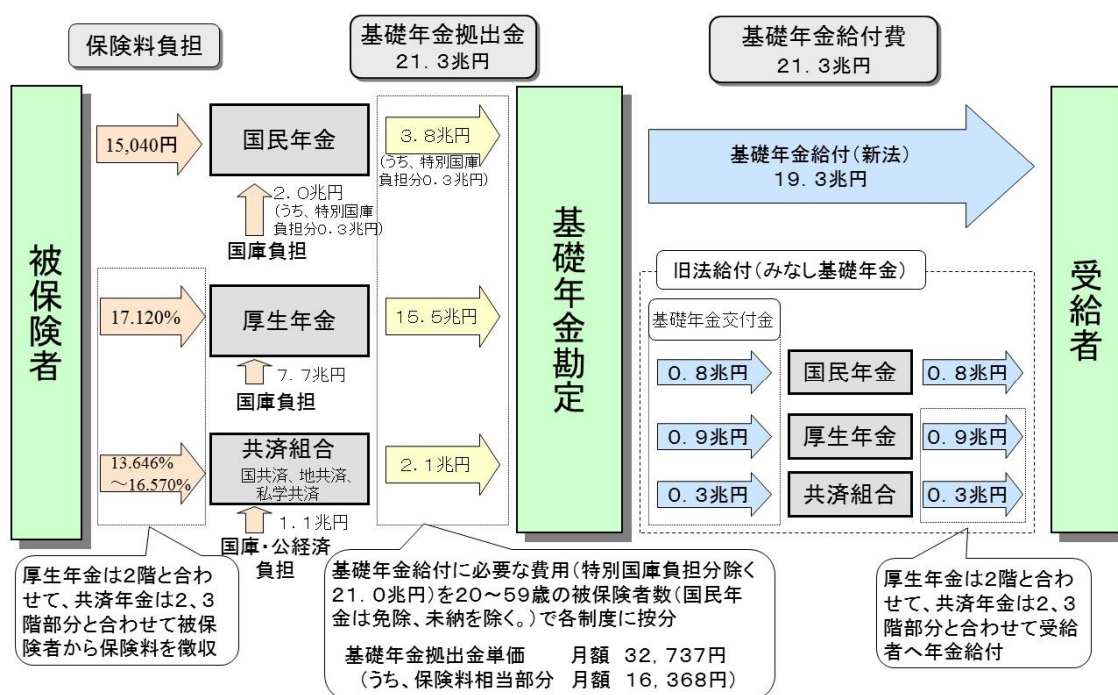
また、基礎年金の将来見通しにおいては、

- ・毎年度の基礎年金に要する費用
- ・毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金等の各制度が負担すべき基礎年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の収支で注意すべきは基礎年金交付金の仕組みであり、国の特別会計の歳入、歳出と財政検証の関係を理解する上で不可欠である。

第2-4-1図 基礎年金の収支の構造 (平成25年度)



(注) 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

基礎年金制度は、昭和61年4月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち昭和36年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。



そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は、下記の2つをあわせたものとなっている。

- ・昭和61年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された年金の給付に要する費用
- ・国民年金、厚生年金及び共済年金の昭和60年改正前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付（みなし基礎年金）に要する費用

みなし基礎年金は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乘せ部分（2階部分）と一体のものとして支給されており、国の会計上も、年金特別会計の厚生年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕組みであるため、その費用の全額を年金特別会計の基礎年金勘定から、上乘せ部分とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金等の各勘定へ交付（基礎年金交付金）することとされている。

みなし基礎年金の給付は、基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用（基礎年金交付金）の総額は、平成25年度の実績で2.1兆円（確定値）となっている。

基礎年金給付費を賄うために、毎年度、各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。特別国庫負担には次のようなものがある。

- ・保険料全額免除期間に係る給付費
- ・保険料が一部（3/4、半額、1/4）免除された期間に係る給付費の一部
- ・20歳前障害に係る障害基礎年金給付費の一部
- ・昭和60年改正前の国民年金の老齢年金における経過的加算部分給付の1/4
- ・昭和60年改正前の国民年金の5年年金給付費の1/8

基礎年金給付費の額から特別国庫負担を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

## （2）厚生年金の財政の仕組み

厚生年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、厚生年金基金の代行部分の財政検証における取扱いについても注意が必要である。

以下、この2つの項目を中心として、さらに、平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴う拠出金・交付金の仕組み等についても解説する。

## ① 実質的な収入、支出

厚生年金の実質的な収入、支出については、基礎年金交付金による資金のやり取りがあることから、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出とは異なる。

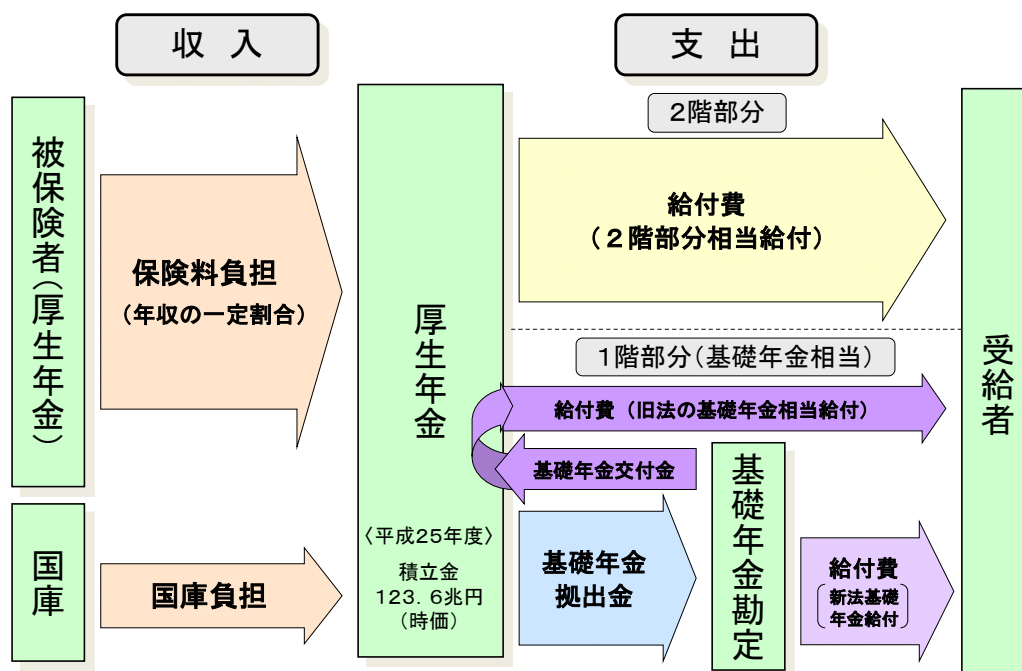
年金特別会計（厚生年金勘定）から受給者に支払われる給付は、昭和 60 年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには 2 階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である 1 階部分の定額給付が含まれる。

一方、1 階部分（基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定された給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各年金制度が負担する仕組みとなっている。

すなわち、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれているところであり、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、支出を捉えるためには、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

第 2-4-2 図 厚生年金の収入と支出の概要



(注) 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

## ② 厚生年金基金の代行部分の取り扱い

厚生年金基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

厚生年金基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料(免除保険料:料率2.4~5.0%)については国へ納めることが免除され、その代わりに厚生年金基金へ納めることとなる。また、厚生年金基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる(代行給付:報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分)。

厚生年金基金により代行された給付については、厚生年金基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚生年金基金が解散や代行返上を行った場合には、最終的に、国は厚生年金基金から代行部分のために積み立てられた積立金(最低責任準備金)の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

また、最低責任準備金が免除保険料と基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は、厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚生年金基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政検証においては、代行部分を一体のものとして将来の推計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

### 【財政検証の財政見通しにおける収入、支出、積立金】

保険料収入	…	厚生年金本体の保険料収入 + 代行部分の保険料収入(免除保険料相当額)
運用収入	…	厚生年金本体の運用収入 + 代行部分の積立金等より発生する運用収入
年金給付費	…	厚生年金本体の年金給付費(実質ベース) + 代行部分の年金給付費(代行給付相当額)
積立金	…	厚生年金本体の積立金 + 代行部分の積立金(最低責任準備金相当額)等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について、厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初

期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を別々に推計したものを合算しているわけではない。

なお、過去において国庫負担の一部を将来に繰延べる措置がとられているが、財政検証においては、代行部分の積立金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えるなどして将来推計を行っている。

また、平成 25 年度に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、

- ・平成 26 年 4 月 1 日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ・平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ・平成 26 年 4 月 1 日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、特例解散を発動できる。

などの厚生年金基金制度の見直しが行われた。

### ③ 被用者年金一元化後の財政の仕組み

平成 27 年 10 月より被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されるが、被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけて引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、現在の共済年金の積立金については 1・2 階部分と 3 階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち 1・2 階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとなる。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2 階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とすることとした財政運営を行い、

- ・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する 1・2 階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- ・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

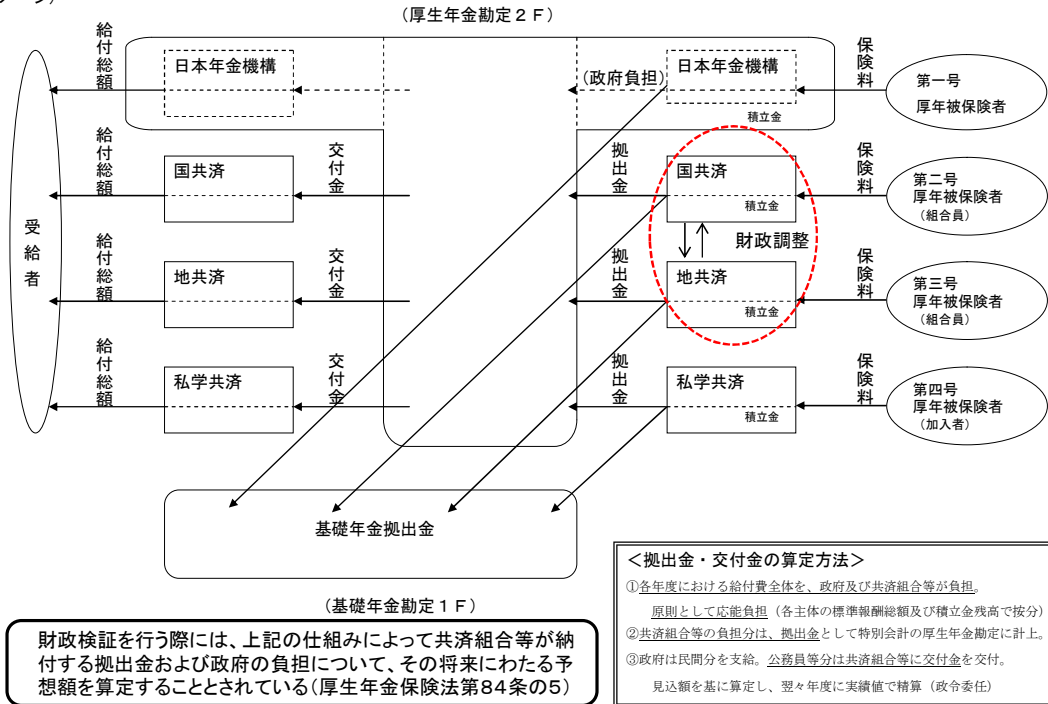
仕組みとなっている。

なお、被用者年金一元化法施行に伴い、平成 9 年 4 月より行われてきた旧三公社共済組合の給付費用の一部に充当するための被用者年金制度全体に

よる支援措置は廃止される。

### 第2-4-3図 被用者年金一元化後の拠出金・交付金の仕組み

(イメージ)



**第 2 - 4 - 4 表 一元化法施行後の厚生年金拠出金・交付金の仕組み  
及び予想額算定等に係る根拠条文**

厚生年金保険法（抄）

被 用 者 年 金 一 元 化 法 施 行 後	<p>(交付金)</p> <p><b>第八十四条の三</b> 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。</p> <p>(拠出金及び政府の負担)</p> <p><b>第八十四条の五</b> 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。</p> <p>2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（中略）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。</p> <p>3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
被 用 者 年 金 一 元 化 法 施 行 前	<p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)</p> <p><b>附則第十八条</b></p> <p>2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

**(3) 国民年金の財政の仕組み**

国民年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである。

年金特別会計（国民年金勘定）から受給者へ支払われる給付は、昭和60年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれている。

一方、1階部分（基礎年金及びみなし基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年

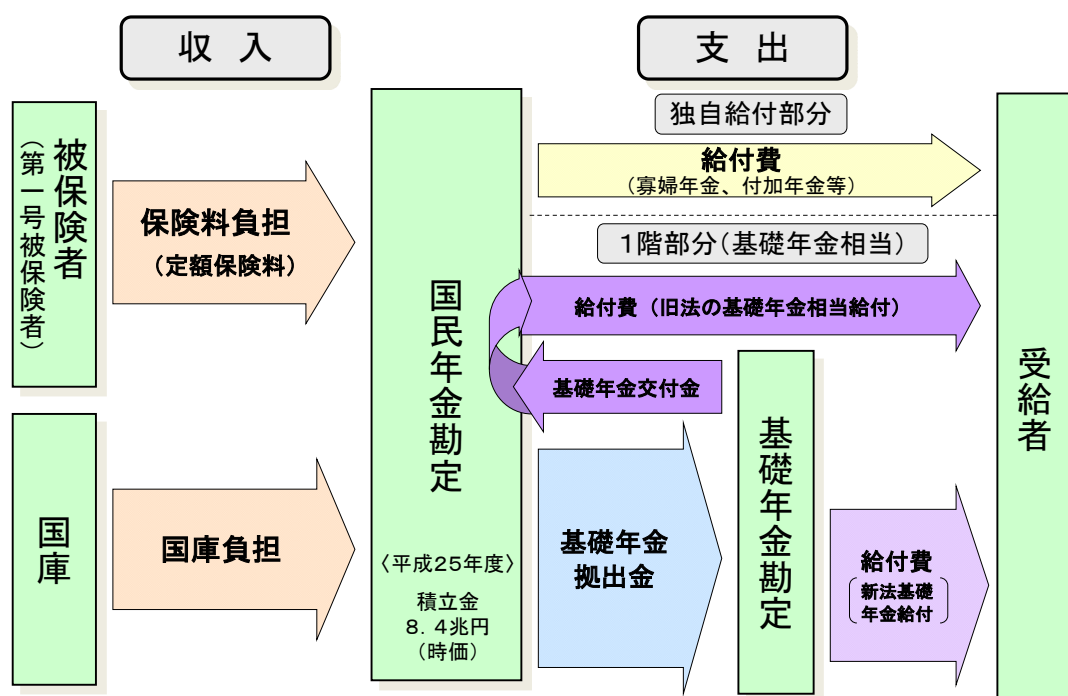
金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、年金特別会計（国民年金勘定）の歳出には、厚生年金と同様、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を捉えるため、年金特別会計（国民年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政検証においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。

第2-4-5図 国民年金の収入と支出の概要



(注) 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

## 2. 平成 16 年改正により導入された公的年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の持続可能性を確保するためには、長期的な給付と負担について均衡を図ることが不可欠であり、そのための仕組みが組み込まれている。

平成 16 年改正前の国民年金及び厚生年金では、5 年に 1 度の財政再計算と併せて実施する所要の制度改革がその役割を果たしてきた。この仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなったため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。

また、平成 16 年改正前における制度では、給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料（率）の水準については、段階的に引き上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に 1 度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このような制度改革を繰り返しては、今後の制度改革により将来の年金がどのようになるか不透明となってしまうため、平成 16 年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

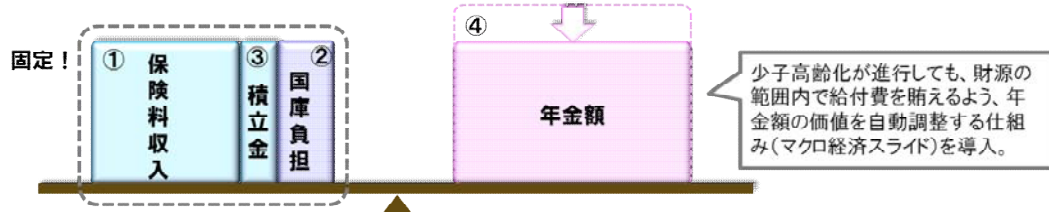
具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

以下、平成 16 年改正で導入された仕組みについて解説する。



## 第2-4-6図 平成16年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



### ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：  
 ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.474%(平成26年9月～)  
 ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,590円(平成27年4月～)

### ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

### ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

### ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

## (1) 保険料水準の固定

平成16年改正により、保険料水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うことを基本とする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を法律に明記し固定したものである。

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される(厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される)ものであるが、平成16年改正では、この水準を平成29(2017)年以降18.3%(本人負担9.15%、事業主負担9.15%)で固定、また国民年金については保険料月額を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定することとされた。

ここで、平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準でみた場合の保険料水準ということであり、賃金水準が上昇すれば、賃金水準の上昇に応じて、実際に徴収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に定められた平成16年度価格の保険料額に平成16年度以降の賃金(税・社会保険料控除前)の上昇率を乗じて算出される額が、実際に徴収される保険料額となる。

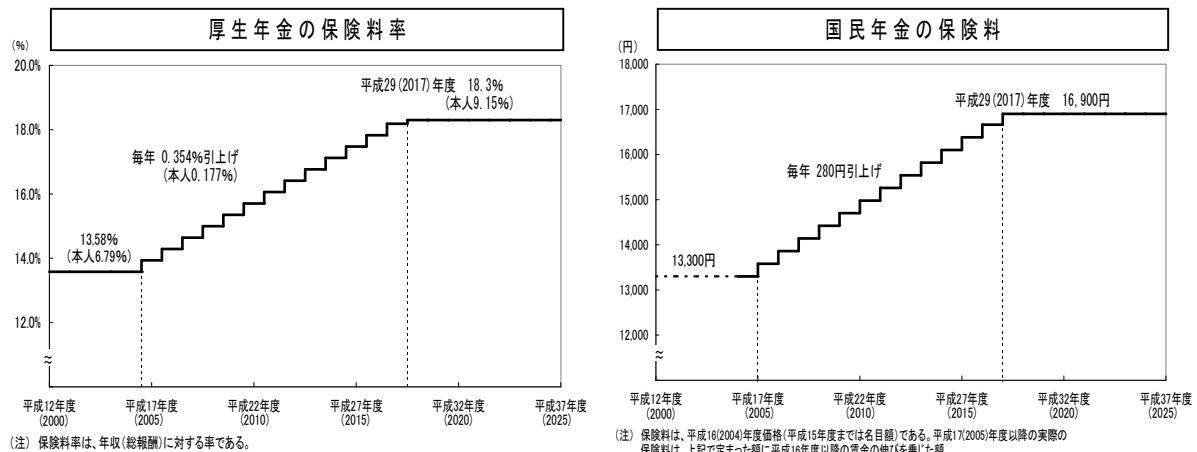
なお、平成 16 年改正以降、賃金水準は下降しているため、平成 27 年度の保険料月額額は、平成 16 年度価格では 16,380 円であるが、名目額では 15,590 円となっている。なお、厚生年金における平成 26 年 9 月からの保険料率は 17.474% である。

## 第 2 - 4 - 7 図 厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

### 【保険料（率）の引上げ幅】

厚生年金：平成 16 年 10 月より毎年 0.354%（本人 0.177%、事業主 0.177%）引上げ

国民年金：平成 17 年 4 月より毎年 280 円（平成 16 年度価格）引上げ



※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な男性被用者（総報酬月額 42.8 万円）の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 760 円程度保険料負担（被保険者分）が増加する。

第 2 - 4 - 8 表 厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 (保険料率:対総報酬) [労使折半]	国民年金 (保険料月額:平成 16 年度価格)
平成 15(2003)年度末	13. 58%	13, 300円
16(2004)	13. 934% 10月引上げ	13, 300円
17(2005)	14. 288%	13, 580円
18(2006)	14. 642%	13, 860円
19(2007)	14. 996%	14, 140円
20(2008)	15. 35%	14, 420円
21(2009)	15. 704%	14, 700円
22(2010)	16. 058%	14, 980円
23(2011)	16. 412% 9月引上げ	15, 260円 4月引上げ
24(2012)	16. 766%	15, 540円
25(2013)	17. 12%	15, 820円
26(2014)	17. 474%	16, 100円
27(2015)	17. 828%	16, 380円
28(2016)	18. 182%	16, 660円
29(2017)~	18. 3%	16, 900円

## (2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げることは、将来世代の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保するためにも不可欠な課題となっていた。

少子高齢化の急速な進行が見込まれるなかで、高齢者にとってもまた若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要な課題であった。

この国庫負担割合の引上げについては、平成12年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも平成16年改正によって引上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

その中で平成16年改正では、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を2分の1とし、平成16年度から引上げに着手し平成21年度までに完全に引き上げるこ

ととされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

その後、段階的な国庫負担割合の引上げとして

- ① 平成 16(2004)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保される財源（満年度ベースで 1,600 億円程度）に相当する分として基礎年金国庫負担割合を 1000 分の 11 引上げ（平成 16 年度は、年金課税の適正化の 2 ヶ月分の財源に相当する 272 億円の国庫負担を引上げ）
- ② さらに平成 17(2005)年度以降、平成 17 年度、18 年度税制改正における定率減税の縮減・廃止による増収分を充当することにより、国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ

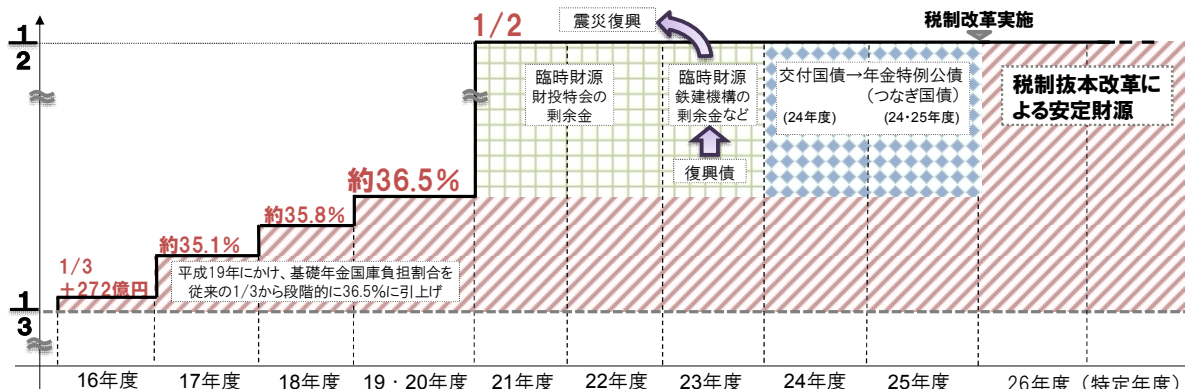
を行うことにより、平成 16 年度以降の基礎年金の国庫負担割合は以下のとおり引き上げられてきた。

- ・平成 16 年度：3 分の 1 + 272 億円
- ・平成 17 年度：3 分の 1 + 1000 分の 11 + 1,101 億円（約 35.1%）
- ・平成 18 年度：3 分の 1 + 1000 分の 25（約 35.8%）
- ・平成 19～20 年度：3 分の 1 + 1000 分の 32（約 36.5%）

なお、平成 21 年度以降については、毎年、臨時の法制上・財政上の措置を講ずることによって国庫負担割合 2 分の 1 を維持していたが、平成 24 年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され国庫負担引上げが完成することとなった。

### 第 2-4-9 図 基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の実現について

- 16 年度から 19 年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21 年度・22 年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23 年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第 3 次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該 2.5 兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24 年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24 年度だけでなく 25 年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 26 年度以降は、年金機能強化法で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することとされており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成 26 年度」と定めている。



### （３）積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成 11 年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

賦課方式を基本とする公的年金において積立金を保有する目的は、人口や経済の変動に対応するためであり、特に、現在よりさらに少子高齢化が進行する将来に備えるためである。また、年金は人の生涯にわたる長期の制度で、長期的に財政の均衡を図ることも重要である。

しかしながら、100 年以上先の遠い将来となると人口の大多数がこれから生まれる世代であり、賦課方式の年金制度に大きな影響を与える人口構成についても極めて不確実性が高い。そのような遠い将来に備えて巨額の積立金を保有する必要性については疑問が生じる上、仮に、平成 16 年改正による財政フレームにおいて永久均衡方式を採用すると、極めて不確実性の高い 100 年以上先の将来に備えて給付水準調整を続けるということになってしまう。

そこで、平成 16 年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用し、財政均衡期間の最終年度は給付費の 1 年分程度の積立金を保有することとし、積立金については、財政均衡期間においてその運用収益と元本を活用することとなった。

また、財政均衡期間については、今回の財政検証においては平成 122（2110）年度までの 95 年間としているが、財政均衡期間は財政検証ごとに先に移動していくものであり、これにより 2111 年度以降の将来についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

### （４）給付と負担の均衡を図る仕組み

#### ～マクロ経済スライドによる給付水準調整の導入

保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準を調整する必要がある。

そこで、社会全体の年金制度を支える力の変化（被保険者数の減少）と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動を基準に、給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入した。

本来の年金スライドの仕組みは 1 人当たり賃金（可処分所得）の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、マクロ経済スライドは、年金財政の

均衡が図られるまでの間、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えるというものである。

以下、この年金スライドの仕組みについて解説する。

### ① 本来の年金スライドの仕組み

平成 16 年改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは年金財政の均衡を図るための特例期間のみで、その後は本来の改定方法に復帰することとなっている。

### 基本的な改定の考え方

厚生年金（報酬比例部分）については、65 歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は現役の被保険者の 1 人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、平成 16 年の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち 1 人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金は平成 16 年改正前と同様、物価に応じて改定されることを基本としている。

新規裁定年金が賃金を基準に改定されることにより、年金給付総額も長期的には賃金の変動に連動することとなる。

賦課方式を基本とする公的年金は、主な財源である保険料と年金給付が、いずれも賃金に連動して動くことにより、急激なインフレ等の激しい経済変動に対しても一定の安定性を持っており、その時々賃金水準に応じた年金給付が可能となっている。

### スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあたっては、税・社会保険料控除前の賃金（以下、グロス賃金という。）の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合（以下、可処分所得割合という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、被用者年金制度（厚生年金及び共済年金）の標準報酬を用いることとしているが、可処分所得割合については、平成 16 年改正により、固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、平成 16 年改正前は賃金（可処分所得）による改定については、5 年に 1 度の財政再計算年度に過去 5 年分の改定を行い、それ以外の年度には物

価による改定のみを行っていたが、16年改正では、毎年度、自動的に賃金（可処分所得）による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が年金額に反映されることから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、実質賃金上昇率については前後3年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数（CPI）の伸び率を基準とするが、賃金（可処分所得）による改定については、年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率（67歳まで）

= 前年の物価上昇率

× 3年度前の実質賃金上昇率（前後3年平均）

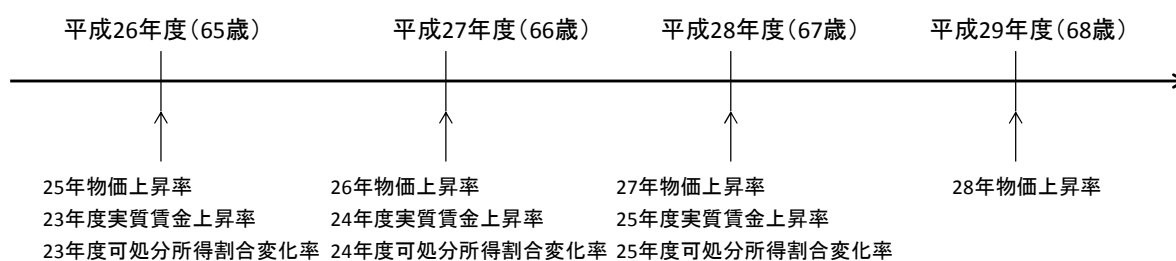
× 3年度前の可処分所得割合変化率（厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定）

物価による改定率（68歳以降）

= 前年の物価上昇率

## 第2-4-10図 年金額に反映させる要素

【年金額に反映させる要素】（スライド調整がない場合。昭和24年度生まれの者）



64歳時点の賃金が反映されるよう、67歳に達する年度まで賃金で改定

以後、物価で改定

※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような3年平均化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

### 物価上昇率が賃金上昇率を上回った場合の特例等

通常のエ済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金(可処分所得)による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実のエ済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

平成16年改正では、物価上昇率が賃金上昇率を上回るような特別なエ済状況における年金の改定方法の特例も定められた。(第2-4-11図)

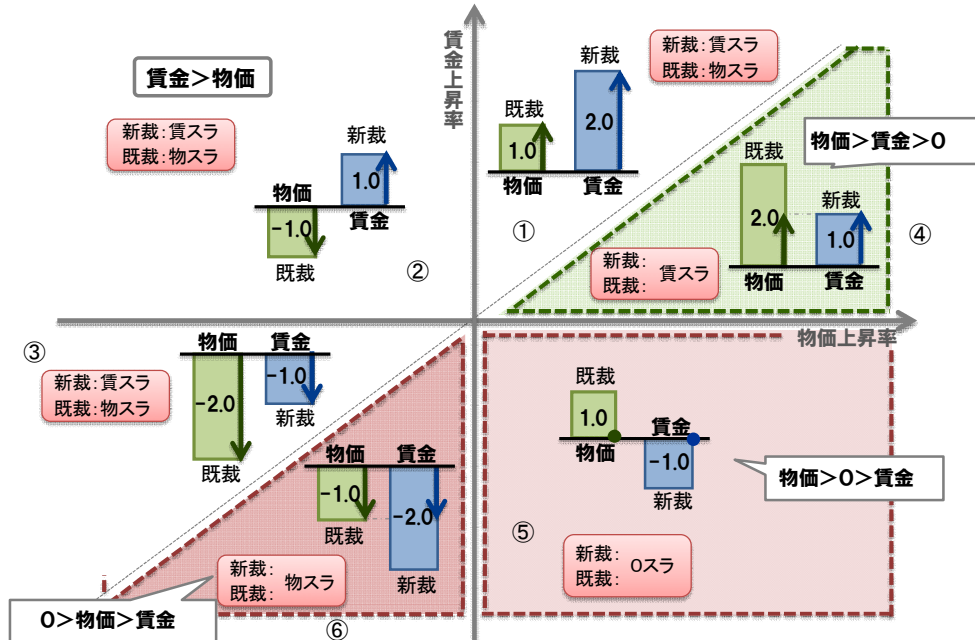
この特例により、平成16年以降に賃金上昇率及び物価上昇率がどちらもマイナスかつ賃金上昇率が物価上昇率よりも低下した際(第2-4-11図の⑥のケース)、年金の水準は物価で改定されたため、基礎年金額が賃金ほど低下せず、賃金に対する相対的な年金水準(所得代替率)が上昇することとなっている。



## 第2-4-11図 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定

現行の改定ルールは次の3つの考え方で構成

- ① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
- ② 物価変動 > 賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定
- ③ 改定率がマイナスになる場合は、新規裁定者、既裁定者とも物価変動のマイナス分を下限に改定



- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定 (①、②、③)
  - ( → 新規裁定 = 賃金による改定、既裁定 = 物価による改定)
- (2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸び < 物価の伸び、の場合 (④)
  - 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率 (= 現役世代の賃金上昇率) より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため、既裁定者の改定率を、新規裁定者の改定率に合わせている。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合 (⑤)
  - 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともにスライドなしとしている。
- (4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合 (⑥)
  - 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともに物価でスライドさせている。

## 過去の物価スライド特例への対応

平成16年改正前においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、平成12、13、14年度の3年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、平成16年改正時点での年金水準は、特例措置が行われた3年間の物価水準の低下分に相当する1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっていた。

平成16年改正法においては、このかさ上げ分の解消は、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を引き上げないことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされていた。すなわち、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されなかった。

このように、賃金や物価が上昇した場合に特例水準を解消する仕組みであったため、特例水準の解消が進まず、マクロ経済スライドは導入後10年たっても1度も発動されることはなかったが、平成24年の社会保障・税一体改革により、平成25年10月から特例水準を3年かけて段階的に解消することとされた。これにより、平成27年4月に物価スライド特例は解消され、マクロ経済スライドが発動された。

第2-4-12表 平成16年改正以降の改定率の推移（基礎年金）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価上昇率	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金上昇率	-	-	-	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
スライド調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.9%
改定率 (本来水準)	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.3%	1.4%
ケース				④	⑥	④	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④
改定率 (特例水準)	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	4月 0.0% 10月 ▲1.0%	▲0.7%	-

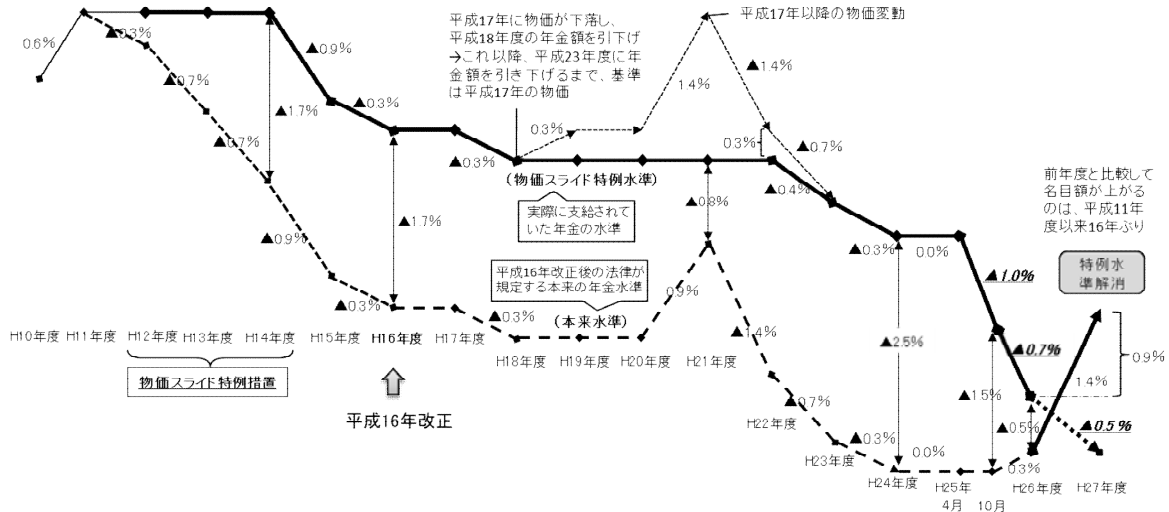
(注1) 基礎年金については、平成18年度年金額までは前年の物価上昇率で改定することとされていた。

(注2) 「本来水準」とは、物価スライド特例を適用しなかった場合の年金水準を指す。

(注3) 「ケース」の欄では、第2-4-11図のうちどのケースに当てはまるかを示している。

## 第2-4-13図 本来水準と特例水準の年金額改定の推移

- 平成26年度まで支給される年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われているところ。(特例水準)
  - 平成24年11月に成立した法律により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消を図っている。(解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)
- (参考)
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置き一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
  - 一方、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、物価や賃金の上昇や下落に応じて(※)増額や減額されるというルール。(※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。)



### ② 給付水準調整期間中の年金のスライド(マクロ経済スライド)の仕組み

#### スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(給付水準調整期間)、年金の改定率を抑制することにより行う。

この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われ、次の(A)、(B)の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

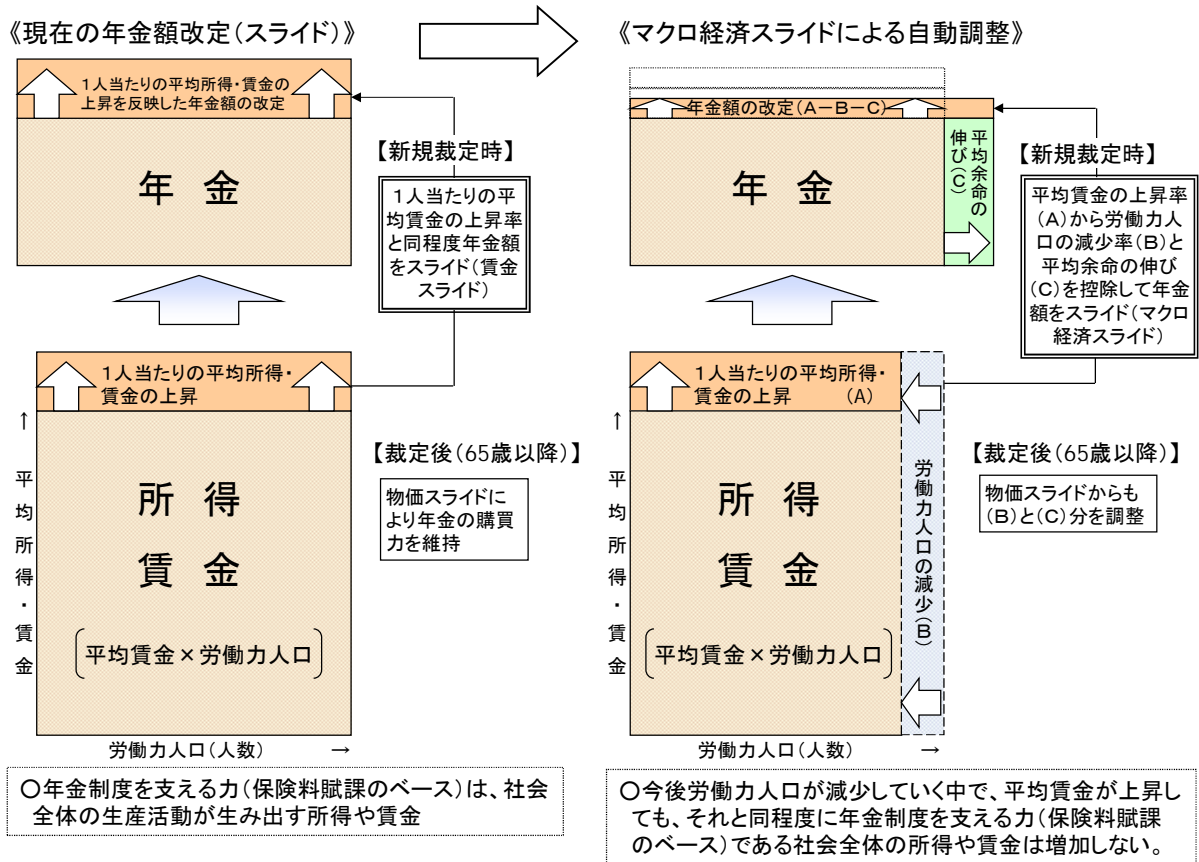
- (A) 被保険者数の減少 … 現役世代(支え手)の減少
- (B) 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均)} + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3\%)}$$

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う4月時点で確定している実績は、前々年度のものまでであることから、賃金(可処分所得)による改定と同様に適用時期が遅れること

となる。

第2-4-14図



給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める65歳時点の新規裁定年金の水準については、本来の賃金（可処分所得）による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金の改定率} &= \text{賃金上昇率} - \text{スライド調整率} \\ &\quad (\text{可処分所得上昇率}) \\ \text{既裁定年金の改定率} &= \text{物価上昇率} - \text{スライド調整率} \\ \text{スライド調整率} &= \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績 (3年平均)} \\ &\quad + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 (0.3\%)} \end{aligned}$$

(注) 全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

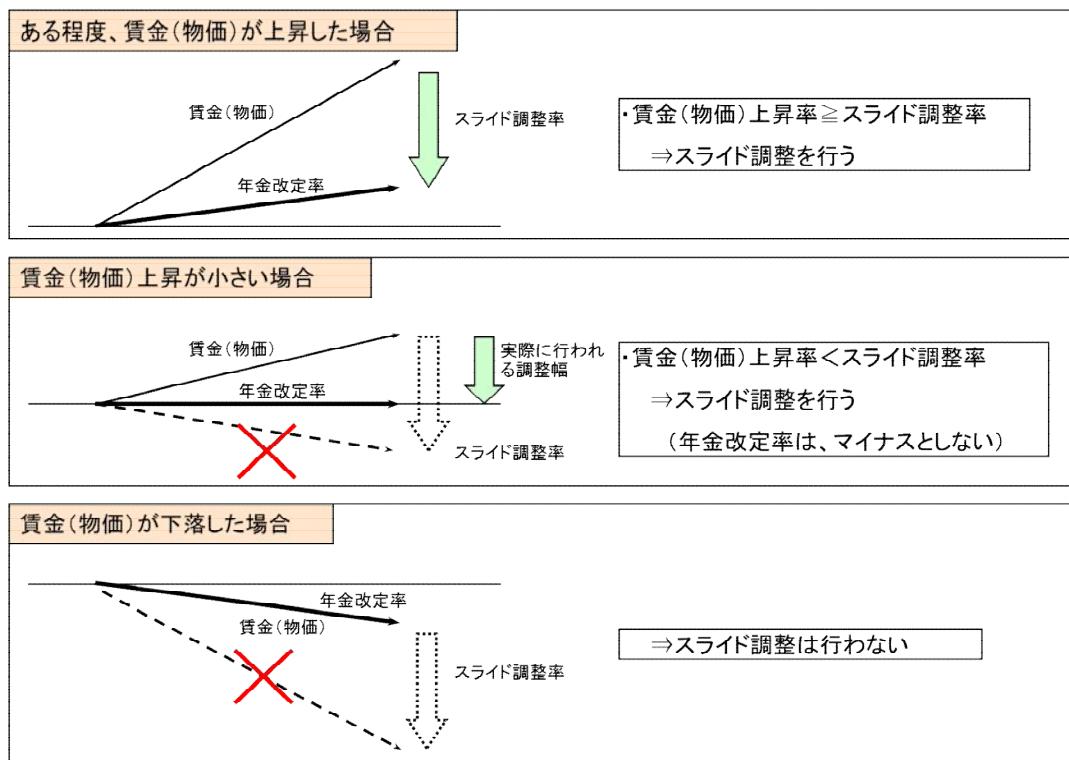
### 物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

平成16年改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行いが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

第 2 - 4 - 15 図



#### (5) 給付水準調整を終了する仕組み

##### ～ 国民年金と厚生年金のそれぞれの財政均衡を図る仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1 階部分の基礎年金と 2 階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第2-4-16図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP 2 STEP 1 で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定する

という、2つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

#### 第2-4-16図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間(財政検証を行う年からおおむね100年間)の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金<sup>(注)</sup>を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。

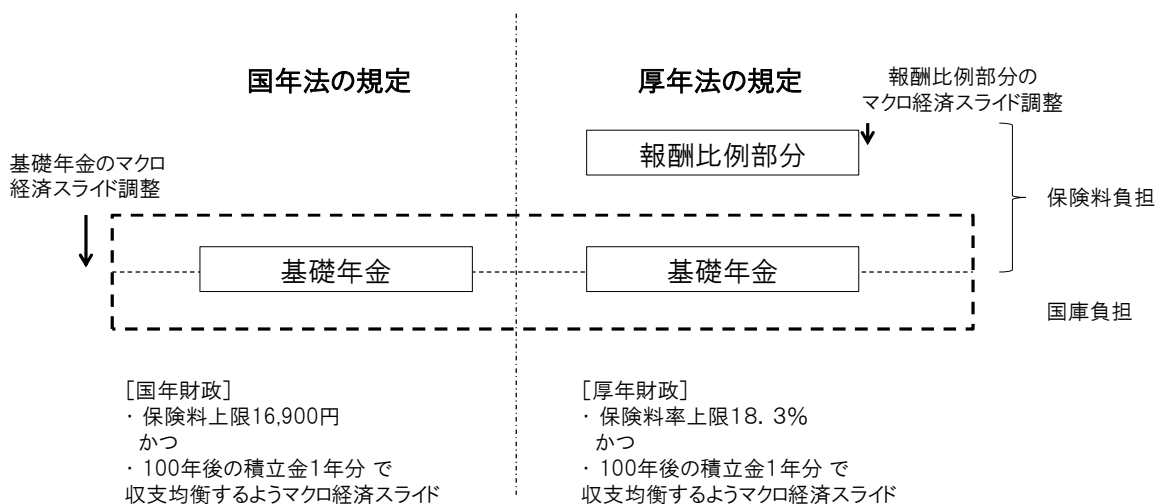


〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金<sup>(注)</sup>を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準(所得代替率)の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

(注)平成26年財政検証においては、財政均衡期間を平成122(2110)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

## 第 2 - 4 - 17 図 マクロ経済スライド調整の枠組み



※. 国年法、厚年法のそれぞれに保険料の上限(16,900円、18.3%)が明記された上で、その負担の範囲内で財政均衡を図ることができるようマクロ経済スライドを行うことが記されている。

技術的には、国民年金財政が均衡するように基礎年金の調整期間を設定した上で、報酬比例年金も含めて厚生年金財政が均衡するように、報酬比例年金の調整期間を設定する。

### (6) 給付水準の下限

#### 給付水準の下限の設定

平成 16 年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の指標として用いることとし、この指標により給付水準は将来にわたり所得代替率 50%を確保することと定められた。



## 第 2 - 4 - 18 図 給付水準の指標となる所得代替率

$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額} (*)}{\text{現役男子の平均手取り収入額 (ボーナス込み)}}$
<p>(*) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金</p> <p>分子 → 賃金上昇率 ( - スライド調整率 ) により変動          分母 → 賃金上昇率 により変動</p>

		備 考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 42.8 万円	平成25年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 34.8 万円	:= ①×0.814 (0.814:可処分所得割合)
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 21.8 万円	
うち 報酬比例年金	: 9.0 万円	:= ①×0.962×5.481/1000×40年 (0.962:再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 12.8 万円	
④ 所得代替率	: 62.7 %	:= ③÷②

指標に用いられる「厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額」は、現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の比率と定義している。

### 年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金(可処分所得)に応じて変動するため、分子も賃金(可処分所得)に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金(可処分所得)の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金(可処分所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金(可処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金(可処分所得)上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代(男子)の平均手取り収入(ボ



一ナス込み)に対する年金額の比率は、加齢とともに低下していくこととなる。ただし、財政検証においては、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は2割までにとどめることを前提としている。

### **給付水準の下限を下回る場合**

少子化が想定以上に進行した場合、一定の経済成長を確保できなかった場合などは、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

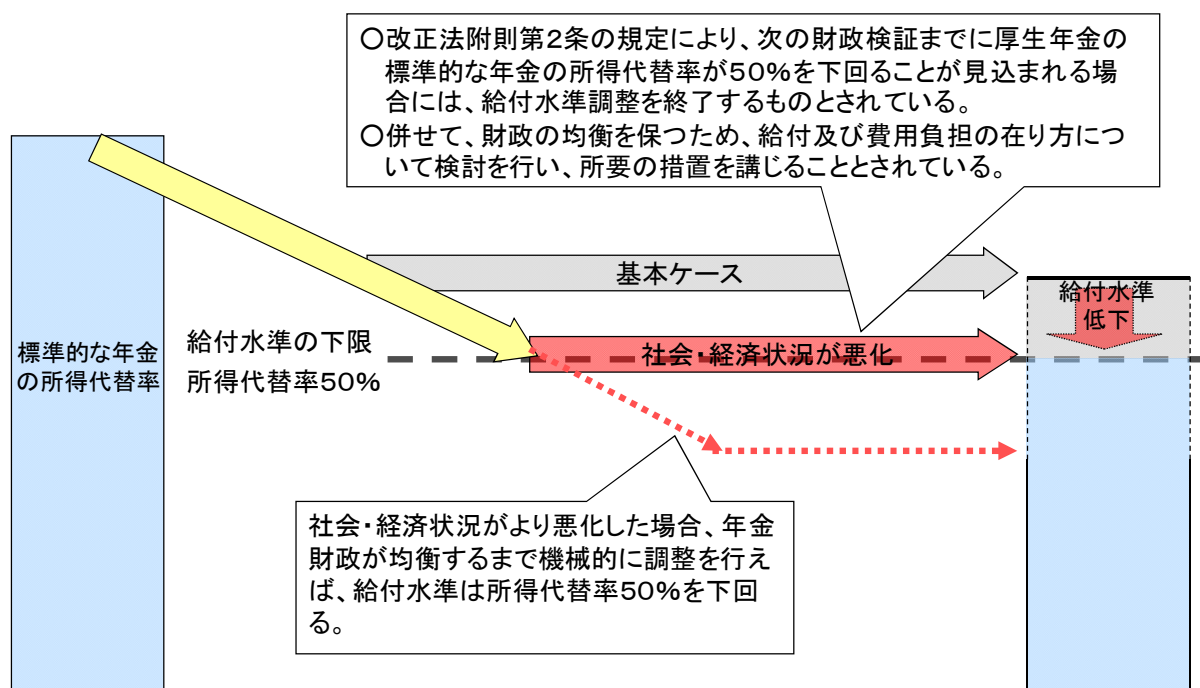
この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしており、併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

ただし、平成26年度の所得代替率は62.7%であり、給付水準の調整により所得代替率が50%に近づくのは、早くとも20年以上先となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、この規定に基づいて給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、20年以上先のこととなる。

また、給付水準調整は、公的年金の被保険者数(20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある国民年金の被保険者数と20歳未満又は60歳以上の被用者年金の被保険者数の和)の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年0.3%)を加えた率により調整が行われる。この調整率は20~59歳人口の動向に連動するものであり、今後20年は将来の出生率の動向に左右されないため、比較的安定しているものである。したがって、少子化の進展等に伴ってより大きな給付水準の調整が必要となったとしても、基本的には調整のスピードが速まるのではなく調整期間が延長することにより年金財政の均衡が図られることとなり、所得代替率が50%を下回る時期が大幅に早まることはない。

## 第2-4-19図 給付水準の自動調整と給付水準の下限について

### 年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移

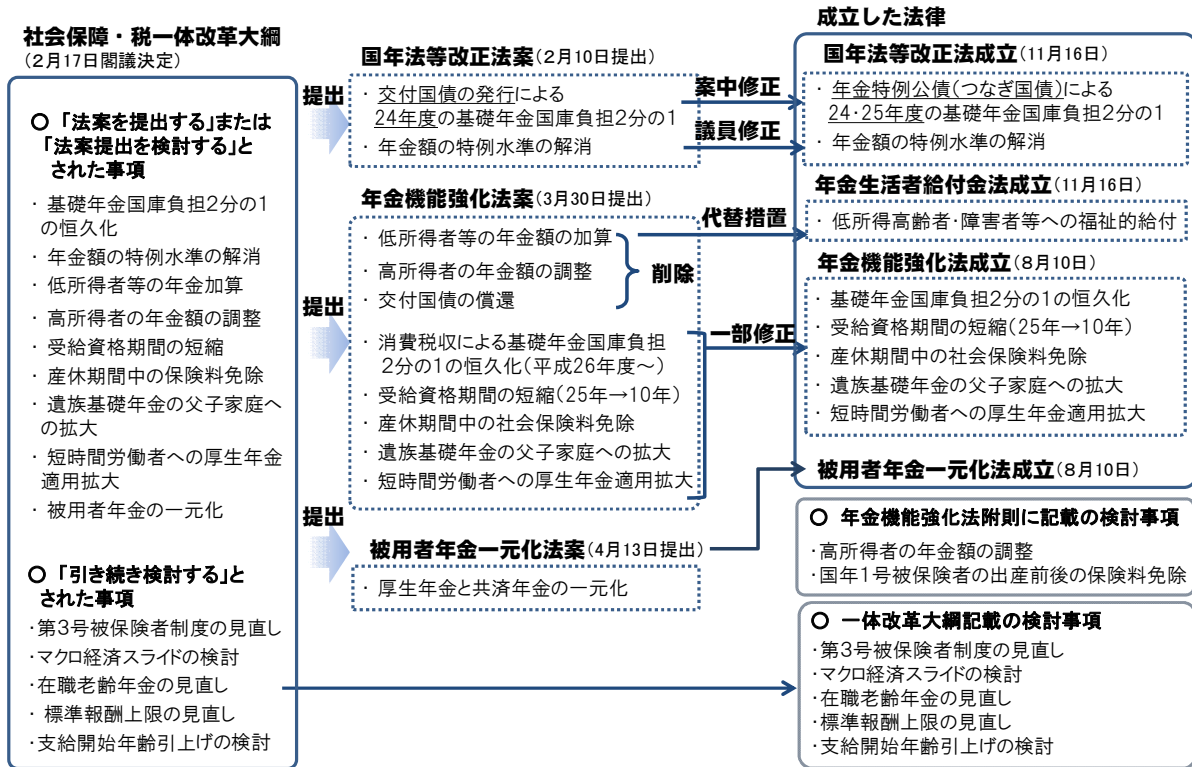


### 3. 社会保障・税の一体改革と平成16年改正の枠組みの完成

平成16年改正によって年金財政の均衡を自動的に図る仕組みが導入された結果、以前までのように定期的に給付水準等を見直すための制度改革を行う必要はなくなった。実際、平成16年改正以降は、平成21年度に基礎年金の国庫負担割合を2分の1へと引き上げる法律改正が行われたのみで、その他の給付と負担に係る大きな制度改革は行われていない。

しかしながら、平成16年改正は、国庫負担2分の1への引き上げについては安定財源が確保されていないなど、未完成の部分があったが、平成24年に社会保障・税一体改革が行われ、関連法律が成立したことで、平成16年改正のフレームワークが完成した。以下では社会保障・税一体改革について解説する。

## 第2-4-20 図 社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯



### (1) 平成16年年金財政フレームの完成

平成16年改正により、負担を固定し、その負担の範囲内で給付水準を調整する(マクロ経済スライドによる調整)ことで、年金の持続可能性を図ることとなっていた。ただし、当面のこの財政フレームワークは、基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための恒久財源が確保されず、臨時財源での対応を続けてきたことや、マクロ経済スライド発動の前提である年金額の特例水準の解消が図られていないなど不完全な状態にあった。

しかし、社会保障・税一体改革における年金4法の成立は、平成16年年金財政フレームを機能させることに大きく貢献した。まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下、「年金機能強化法」という。)により、基礎年金の国庫負担に消費税率の引上げで確保される安定財源が充当されることとなり、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化が実現した。また、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、年金額の特例水準が段階的に解消されることとなり、長期的に給付と負担の均衡を図るために必要なマクロ経済スライドの発動の前提が整った。

これは、平成16年改正による年金財政フレームが完成したことを意味しており、これにより、長期的な給付と負担の均衡を確保して、持続的な制度運営が可能となった。

## (2) 年金制度におけるセーフティネット機能の強化

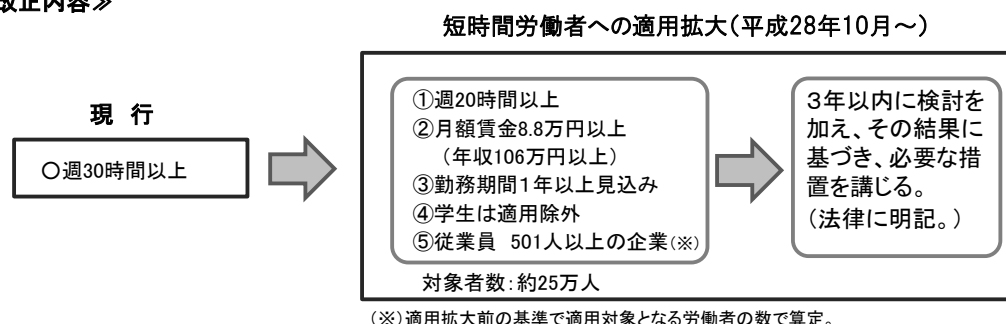
年金4法の成立に伴い、社会保障・税一体改革の目的の一つであったセーフティネット機能の強化という観点からもいくつか現行制度の改善を行っている。

まず、従来から主に自営業者を対象としてきた国民年金制度において、近年は被用者でありながら被用者保険の保障を受けられない非正規雇用の労働者が増加している。このことに対して、年金機能強化法において、こういった短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用を平成28年10月から一定の程度（約25万人）で拡大することとした。

### 第2-4-21 図 平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

#### 《改正内容》



#### 《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

第二に、消費税率の10%への引き上げに合わせて、消費税増税の財源を活用して、年金の受給に必要な資格期間を現在の25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける措置を講じた。

第三に、これまで支給範囲が母子家庭または子に限られていた遺族基礎年金について、母親が死亡した場合の父子家庭にも支給される措置が平成26年4月より施行されている。

第四に、年金生活者給付金法が成立し、社会保障・税一体改革におけるいわゆる三党合意に基づき、低所得・低年金対策として、消費税率の10%への引き上げに合わせて、消費税を財源とした給付金の支給制度が創設され、年金制度の枠外で月額5000円を基準に保険料納付済期間に応じた給付等を支給する仕組みが導入される。

他には、次世代育成支援の観点から、産前産後休業中の厚生年金被保険者について、本人負担分・事業主負担分ともに社会保険料の負担を免除する措置を講じた。

### (3) 被用者年金制度の一元化

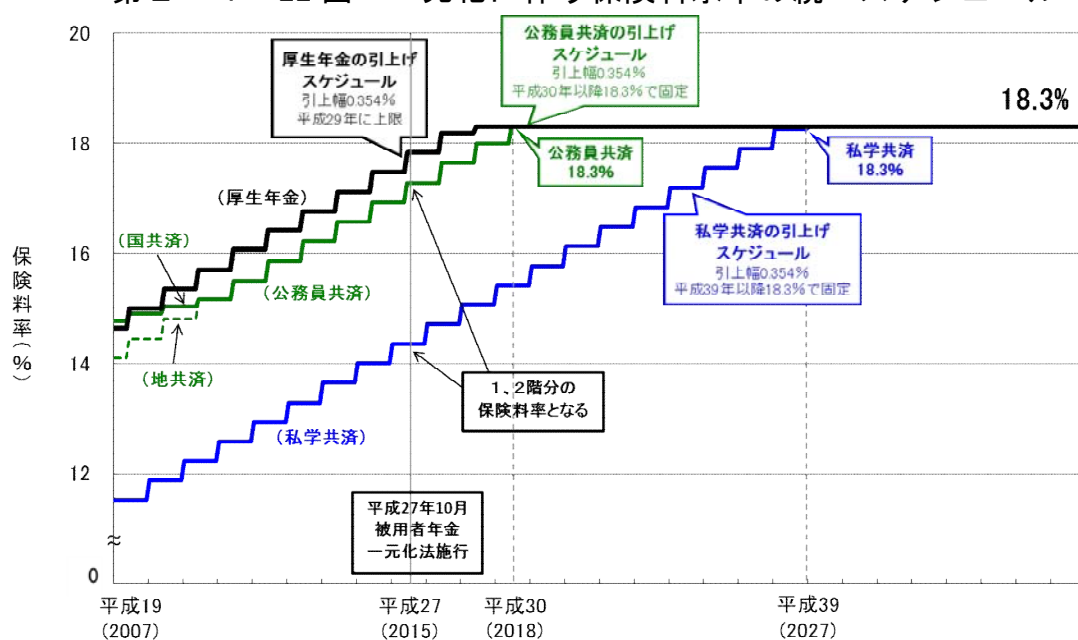
被用者については、一般の被用者が厚生年金の適用対象となっている一方で、公務員等についてはそれぞれの共済組合の適用対象とされている。共済年金については、制度内容は厚生年金とほぼ同じとなっているものの、保険料率については厚生年金と異なる水準となっており、またその他にも若干の違いがある。

昭和60年に基礎年金制度が導入された時点では、共済組合は国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合が存在したが、国家公務員等共済組合の一部であった三共済（JR、JTおよびNTT）が平成9年4月に厚生年金へと統合され、また農林漁業団体職員共済組合については平成14年4月に厚生年金へと統合されたところである。

そして、平成24年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成27年10月に残存していた三共済（国共済、地共済、私学共済）が厚生年金へ統合されることとなった。

なお、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。

第2-4-22図 一元化に伴う保険料水準の統一スケジュール



(注) 一元化後における私学共済の保険料の一部について、実施機関積立金以外の積立金の一部をもって充てることができることとなっている。



## 4. 財政検証の位置づけ

### (1) 定期的な財政検証の必要性

年金制度は、人の一生に関わる長期の制度であり、年金財政は概ね100年という長期間の均衡を図ることとされている。

年金数理に基づく財政計算を行う目的は、このような長期の制度である公的年金について、長期にわたる将来の給付水準や年金財政の状況を推計し、年金制度の持続可能性や給付水準の十分性などを検証することにより、年金制度を健全に運営していくための指針を与えることにある。

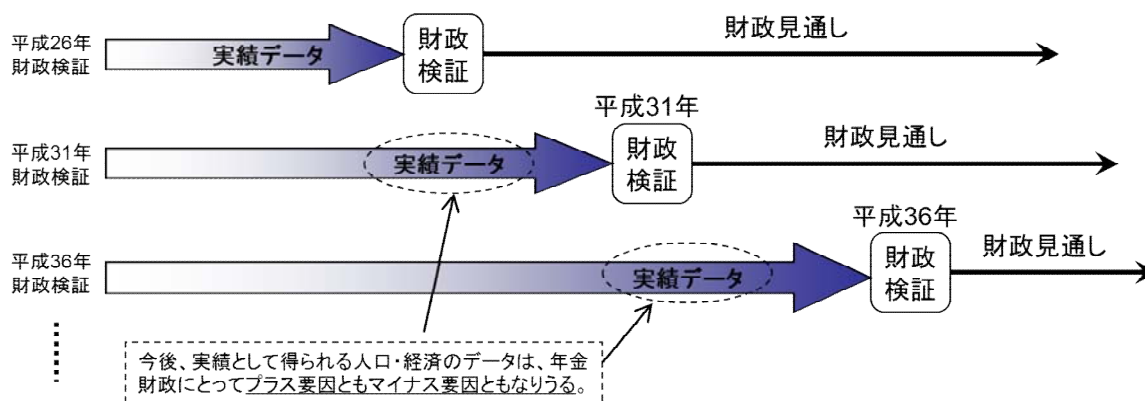
財政計算における前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行うとともに、一定の幅を持って設定し、人口や経済の動向に応じて年金財政がどのようになるかを示すことが重要である。

しかし、将来の人口や経済の動向は不確実であり、これを正確に予測することは不可能であるため、時間の経過とともに実績と前提に乖離が生じることは避けられない。

このため、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを用いて人口や経済の前提等の計算の基礎となる数値をあらためて算定し直して、財政計算を行い、年金財政の健全性を定期的に検証することが、年金財政を長期的かつ安定的に運営するには必要不可欠である。

このように公的年金制度においては、定期的にその時点までの最新の実績データを用いて財政計算に用いる諸前提を見直した上で、新たな将来見通しを作成するという一連の作業が「財政検証」（または「財政再計算」）として、継続的に行われている。

第2-4-23図 財政検証のイメージ



今回の財政検証も、このような意味で行われた一連の作業であり、年金財政の将来の状況を正確に予測（forecast）したものというよりも、現時点で得られるデータを将来の年金財政へ投影（projection）したものであるという性格を持っていることに留意が必要である。

## （２）平成 16 年年金制度改正以前の財政再計算の位置づけ

厚生年金は昭和 29 年改正以降、国民年金は昭和 36 年の制度施行以降、平成 16 年改正に至るまで、財政再計算を少なくとも 5 年毎に実施することが義務づけられていた。財政再計算では、法定の給付水準を維持した場合を基本として、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、新たに被保険者数・年金受給者数・年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡する将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。すなわち、財政再計算では、給付水準が維持されたとした場合、将来どの程度の保険料（率）が必要となるのかを「再計算」することとされていた。

このようなプロセスにおいて、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなり、5 年に 1 度の財政再計算のたびに、必要に応じて給付水準も含め給付と負担の関係を見直す制度改正が行われてきた。

## （３）保険料固定方式の下での財政検証

平成16年改正では、制度改正を繰り返すことにより将来の年金の姿が不透明となることを避ける観点から、保険料を固定した上で、その固定した財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整するという年金財政の枠組みを導入した。

保険料水準を固定したことにより、従来 of 保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも 5 年に 1 度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね 100 年間にわたる見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね 100 年間にわたる財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること。

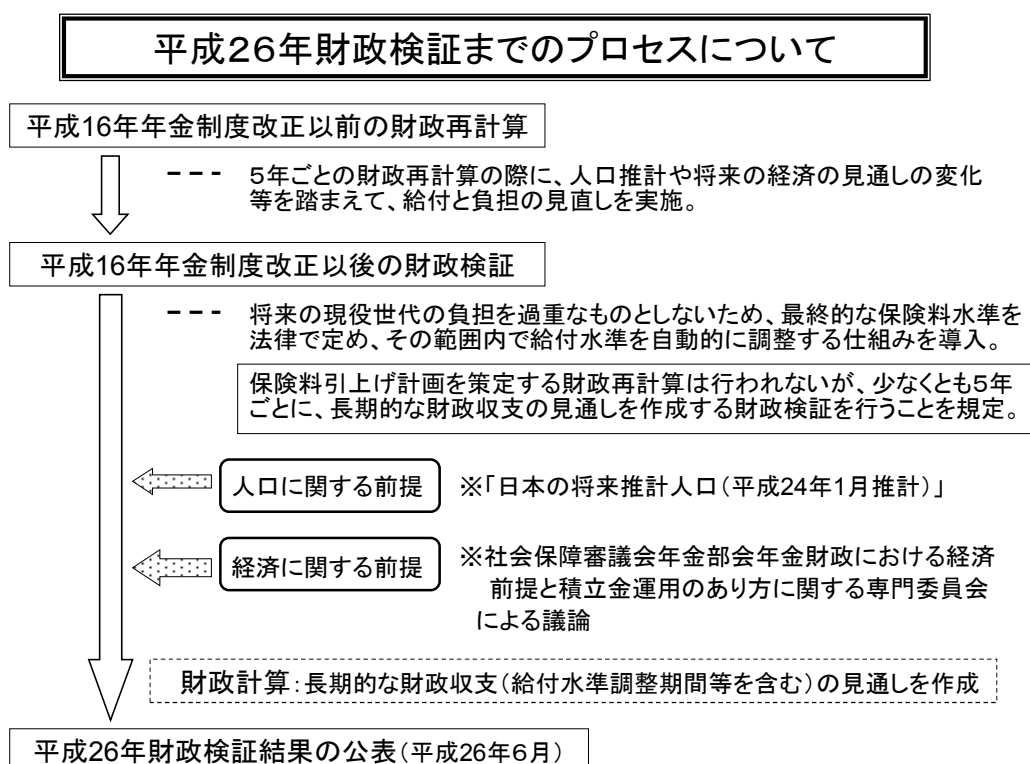
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証は、概ね 100 年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。

②に関して、この開始年度は政令で平成 17(2005)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっている。今回の財政検証では、①おおむね 100 年にわたる収支の見通し及び④給付水準調整の終了年度等の見通しを作成し、併せて、③給付水準調整の終了が可能かどうかの判断を行うこととなる。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成 16 年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の十分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

第 2 - 4 - 24 図 平成 26 年財政検証が行われるまでのプロセス





**第 2 - 4 - 25 表 平成 16 年年金制度改正後の財政検証と  
改正前の財政再計算との根拠条文の比較**

厚生年金保険法（抄）

平成 十六 年 改 正 後	<p>(財政の均衡)</p> <p><b>第二条の三</b> 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p><b>第二条の四</b> 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間)</p> <p><b>第三十四条</b> 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p>
平成 十六 年 改 正 前	<p>(保険料)</p> <p><b>第八十一条</b></p> <p>4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。</p>

平成十六年改正後	<p>(財政の均衡)</p> <p><b>第四条の二</b> 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p><b>第四条の三</b> 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間)</p> <p><b>第十六条の二</b> 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p><b>第九十四条の二</b></p> <p>3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
平成十六年改正前	<p>(保険料)</p> <p><b>第八十七条</b></p> <p>3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p><b>第九十四条の二</b></p> <p>3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

## 1. 財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は、受給者が少なく、受給者1人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、年金給付費は、制度発足当初は比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。このような状況下で、長期的な財政均衡を図るため、どのような制度運営を行うかということが財政方式と呼ばれるものである。厚生年金・国民年金における財政方式は次のように捉えることができる。平成16年改正前においては、給付水準があらかじめ決められた中で、保険料（率）をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。しかし、平成16年改正以降においては、将来の保険料（率）があらかじめ固定されている中で、給付水準がどの程度確保されるのかという将来見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点であると考えられる。このような問題を考える際、積立水準をどう設定するかがひとつの重要な点であり、これに関し、以下に説明する賦課方式と積立方式の議論がなされることが多い。

## (1) 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料（率）は受給者と被保険者（加入者）の人数比に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者（加入者）数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料（率）は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったとしても保険料（率）は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率が小さいことから低い保険料（率）ですむものの、時間の経過と

ともに年金給付費は増加し、保険料（率）もそれにあわせて引き上げていくこととなる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

## （２）積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質的な利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていくことから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引き上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

## 第2-5-1表 財政方式（賦課方式と積立方式）についての理念的な分類

### 積立方式 (funding)

#### 《理論的な定義》

将来の給付に必要な費用(の現在価値)に相当する積立金を保有し、これを原資に給付を賄う方式

#### 《一般的に指摘される特徴》

- 支払った保険料が積立金として蓄積され、そこから得られる運用収入も活用した年金給付

#### 《直面した(している)問題》

- 経済環境が大きく変化した場合(急激なインフレや資本市場の変動)に、給付の価値が目減りしたり、積立金が不足して年金の運営が困難になる

(注) しばしば積立方式は「自分の納めた保険料が積み立てられて、運用収益とともに自分に年金給付として戻ってくる仕組み」と説明されることがあるが、これは「拠出建て(確定拠出)」の年金の説明である。

### 賦課方式 (pay-as-you-go)

#### 《理論的な定義》

その時々給付に必要な費用を、その時々給付の保険料で賄う方式

#### 《一般的に指摘される特徴》

- 給付の財源を後代の負担に求めることで、経済環境の変化(インフレや賃金水準の上昇)に対して、実質的な価値を維持した年金給付

#### 《直面した(している)問題》

- 保険料を支払う側(現役世代)と給付を受ける側(高齢世代)のバランスが変わると制度を変更して保険料負担の増加や給付の削減を行うことが必要になる

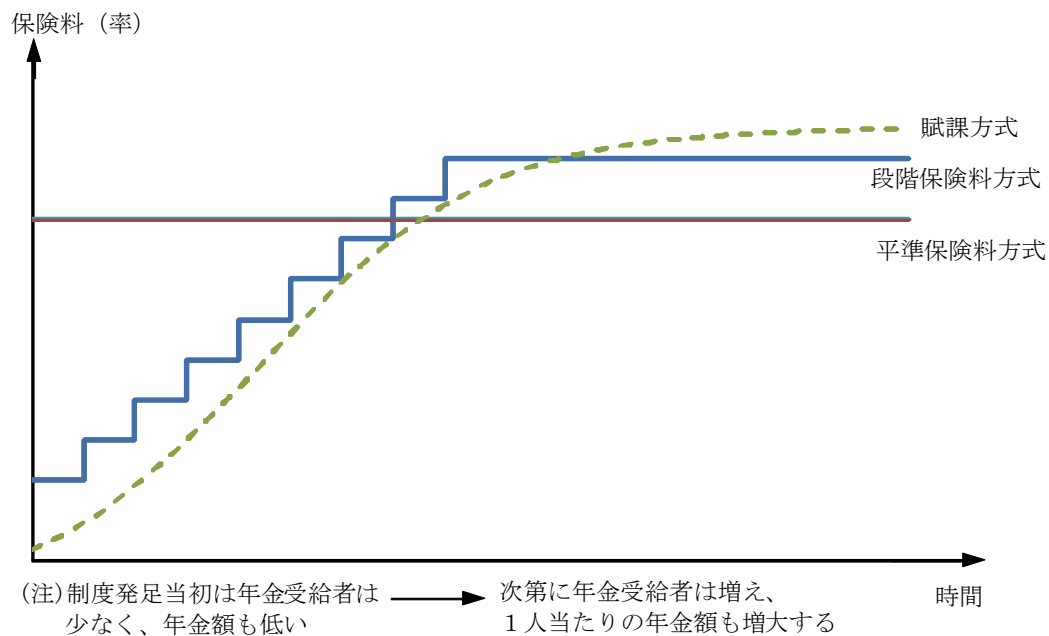
## 2. 国民年金・厚生年金の財政方式の推移

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として積立方式の一つである平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、この時以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料率を設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36(1961)年、財

政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定）等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

第2-5-2図 財政方式と保険料（率）のイメージ



第2-5-3表 厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			最終保険料率 (%)	財政方式
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員		
昭和17(1942)年 6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0		平準保険料方式
昭和19(1944)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		"
昭和22(1947)年 9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6		"
昭和23(1948)年 8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3		" インフレによる積立金の減少等を考慮して、暫定保険料率を設定
昭和29(1954)年 5月	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成し、段階的保険料方式を採用 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定
昭和35(1960)年 5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		"
昭和40(1965)年 5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8		" 保険料は段階的に引き上げられることが法定
昭和44(1969)年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4		"
昭和48(1973)年 4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	19.6[平成22(2010)]	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階的保険料方式 物価スライド制・標準報酬の再評価(賃金スライド)制の導入 保険料率はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定(平準保険料率は参考として算定)
昭和51(1976)年 8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	20.7[平成22(2010)]	"
昭和55(1980)年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	35.4[平成33(2021)]	"
昭和60(1985)年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	-	28.9[平成33(2021)]	"
平成 2(1990)年 1月	14.3	13.8	16.1	-	-	-	65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 [平成32(2020)]	"
平成 6(1994)年11月	16.5	-	18.3	-	-	-	29.8[平成36(2024)]	"
平成 8(1996)年10月	17.35	-	19.15	-	-	-	国庫負担1/2：19.8 [平成31(2019)]	"
平成15(2003)年 4月	13.58	-	14.96	-	-	-	国庫負担1/3：21.6 [平成36(2024)]	"
平成16(2004)年10月	13.934	-	15.208	-	-	-	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・平成29(2017)年まで毎年0.354%ずつ引上げ ・平成29(2017)年度以降18.3%で固定	

\* 昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。  
 \* 昭和29(1954)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間に付き5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの  
 \* 平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および平成15(2003)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第2-5-4表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料	財政方式	
昭和36(1961)年 4月	20歳～34歳：100円 35歳以上：150円	128.3円	—	平準保険料方式 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定	
昭和42(1967)年 1月	20歳～34歳：200円 35歳以上：250円	403円	昭和41年財政再計算	段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料の将来見通しを作成し、段階保険料方式を採用。保険料は段階的に引き上げられることが法定	
昭和44(1969)年 1月	20歳～34歳：250円 35歳以上：300円		昭和56(1981)年度以降 508円		
昭和45(1970)年 7月	450円	862円	昭和44年財政再計算	"	
昭和47(1972)年 7月	550円		平成22(2010)年度以降 1,640円		
昭和49(1974)年 1月	900円	(2,661円)	昭和48年財政再計算	スライド物価スライド制の導入を考慮した将来見通しに基づいて算定（平準保険料は参考として算定）	
昭和50(1975)年 1月	1,100円		平成22(2010)年度 35,800円（名目額）		
昭和51(1976)年 4月	1,400円	(5,040円)	昭和51年財政再計算	"	
昭和52(1977)年 4月	2,200円		平成22(2010)年度 8,650円（昭和51年度価格）		
昭和53(1978)年 4月	2,730円				
昭和54(1979)年 4月	3,300円				
昭和55(1980)年 4月	3,770円	(7,980円)		昭和55年財政再計算	"
昭和56(1981)年 4月	4,500円		平成25(2013)年度以降 15,700円（昭和55年度価格）		
昭和57(1982)年 4月	5,220円				
昭和58(1983)年 4月	5,830円				
昭和59(1984)年 4月	6,220円				
昭和60(1985)年 4月	6,740円				
昭和61(1986)年 4月	7,100円	(10,989円)		昭和59年財政再計算	"
昭和62(1987)年 4月	7,400円		平成19(2007)年度以降 13,000円（昭和59年度価格）		
昭和63(1988)年 4月	7,700円				
平成元(1989)年 4月	8,000円				
平成 2(1990)年 4月	8,400円	—		平成元年財政再計算	"
平成 3(1991)年 4月	9,000円		平成22(2010)年度以降 16,100円（平成元年度価格）		
平成 4(1992)年 4月	9,700円				
平成 5(1993)年 4月	10,500円				
平成 6(1994)年 4月	11,100円				
平成 7(1995)年 4月	11,700円			—	
平成 8(1996)年 4月	12,300円	平成27(2015)年度以降 21,700円（平成6年度価格）			
平成 9(1997)年 4月	12,800円				
平成10(1998)年 4月	13,300円		—	平成11年財政再計算 平成32(2020)年度以降 国庫負担1/2：18,500 国庫負担1/3：25,200 （平成11年度価格）	"
平成17(2005)年 4月	13,580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・平成29(2017)年まで毎年280円（平成16年度価格）ずつ引上げ ・平成29(2017)年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定			

\*昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。



### 3. 段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成16年年金制度改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引き上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引き上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16年年金制度改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、平成16年年金制度改正では、平成29(2017)年度以後、保険料水準を一定としたところである。給付水準については、今回の財政検証では、今後30年程度で調整を終了する見通しとなっているが、給付水準調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式においては、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということ論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

#### 4. 段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和48年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

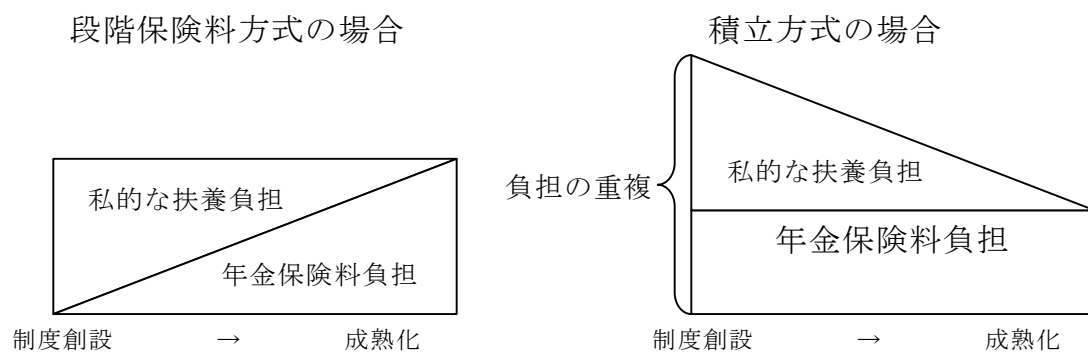
また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられるが、過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代は、親世代は、公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、親世代を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことから負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

**第2-5-5図 公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養負担」と「年金保険料負担」の関係（イメージ図）**



## (補論) 先進諸国の公的年金制度の財政方式

先進諸国の公的年金制度は、基本的に賦課方式を基本として運営されている(スウェーデンでは一部積立方式)。例えば、アメリカやドイツにおいても、制度発足当時には積立方式が採用されたが、その後の経済状況の変化の中で賦課方式を基本とする財政方式に移行している。

### 【アメリカ】

アメリカでは、1935年の制度発足時は積立方式に近い財政方式が採用された。その後、1970年代に入って、急激な物価上昇等によって積立金が急速に減少し、ほぼ完全な賦課方式の状態に移行し、1982年に積立金が枯渇し、一時資金借り入れにより対応することとなった。このため1983年に制度改正され、社会保障税率を引き上げて積立金の増加が図られた。

2013年時点では、給付費用の3.32倍の積立金を保有している(ただし、2033年に枯渇するとの見通し)。

### 【ドイツ】

ドイツでは、1889年の制度発足時は積立方式に近い財政方式が採用された。その後、1913年には給付費の14年分を超える積立金を造成していたが、第一次世界大戦後のインフレによって、積立金の資産価値が減少する一方、通貨価値の下落に対応した年金額の引き上げが必要となり、賦課方式の方向に踏み出すこととなった。更に、第二次世界大戦の敗戦により、国債に投資されていた積立金はほぼ無価値になり、1957年の年金改革法によって、積立方式からの最終的な決別がなされ、世代間契約の考え方に基づく賦課方式に転換した。

2013年時点では、給付費用の1.80月分の積立金を保有している(ほぼ完全な賦課方式)。

## (補論) 積立方式と人口構造の変化について

伝統的な説明では、給付に必要な費用をあらかじめ積立金として保有している「積立方式」の方が「賦課方式」よりも人口構造の変化の影響を受けにくいとされていた。

### ※ サミュエルソン＝アーンのパラドックス

人口成長率 + 所得増加率 > 利回り . . . 賦課方式が有利  
人口成長率 + 所得増加率 < 利回り . . . 積立方式が有利

そうした議論をもとに、高度成長期には賦課方式が有利であったが、低成長経済への移行・少子高齢化の進行により積立方式が有利な状況になったと主張された（フェルドシュタインなど）。

しかし、1990年代（世界銀行が年金の積立方式化・民営化を推奨した時期）以降、積立方式も賦課方式と同様に人口構造の変化の影響から逃れられるものではないとの理解が世界の年金論議において共有されるようになっていく。

### ※ 積立方式が有利という主張への批判（J・E・スティグリッツやニコラス・バーなど）

- 少子高齢化の影響で生産力が低下すると、結果的に利回りが低下するとの指摘
- 積立方式への移行費用（既に受給世代となっている者への給付費用）が考慮されておらず、これを考慮に入れると、賦課方式・積立方式どちらでも負担の面では同等となるとの指摘

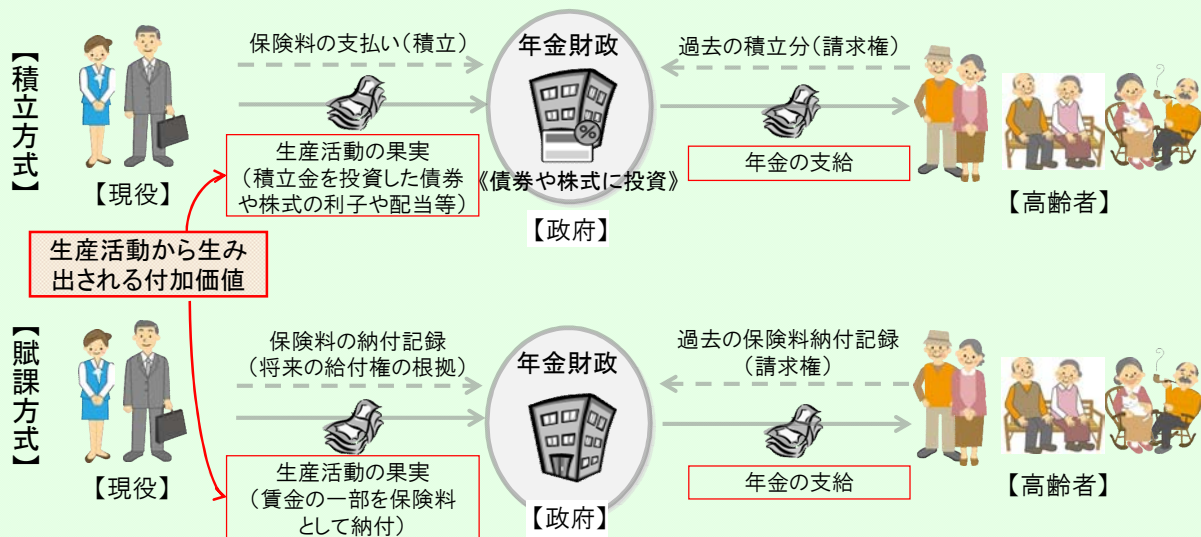
平成25年1月にIMFの主催で開催された「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計」と題した会合においても、

- ① 年金制度で鍵になる変数は将来の生産物であり、積立方式と賦課方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政的な仕組みが異なるにすぎず、積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではないこと
- ② 年金財政問題の解決策は、(i) 平均年金月額の下げ、(ii) 支給開始年齢の引き上げ、(iii) 保険料の引き上げ、(iv) 国民総生産の増大政策の4つしかなく、これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策はいずれも幻想にすぎないことがプレゼンテーションされている。



なお、積立方式の年金とは、積立金を債券や株式の形で投資し、利子や配当等の資本収益によりその時々々の経済成長の果実を年金という形で高齢者に配分するやり方であるが、年金の財政方式が積立方式であろうが賦課方式であろうが、その時々々に現役世代が生み出した付加価値を、現役世代と高齢者で分かち合う構造には変わりがない。

したがって、積立方式であったとしても、現役世代の人口減少の結果、その時々々の生み出す付加価値が減少するならば、利子や配当等の資本収益も減少し、高齢者に配分されることとなる年金の水準も低下することになる。



現在、世界の年金論議は、「積立方式」か「賦課方式」のどちらが望ましいか、「積立方式」に移行すべきか、という議論ではなく、経済や社会の変化の影響をそれぞれに異なる経路で受けることとなる両方式をどう組み合わせて制度をデザインするか、という議論に移っている。

**【OECD】**

賦課方式主体で運営されている公的年金が持続可能性確保のために給付水準を削減することは避けられないとし、それを積立方式の私的年金で補完する対策の重要性を指摘している。

Pensions at a Glance 2011 より抜粋

公的年金は、OECD諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の60%を占めている。残りの40%は、「私的年金やその他の貯蓄」と「勤労収入」が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だに非常に重要であるが、将来的に減少する。就労期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。(中略) 長期的な展望に立つと、公的制度和私的制度を、また財政的には賦課方式と積立方式を組み合わせた「多様化した」年金制度が最も現実的な見込みであるだけでなく、最善の政策である。

**【世界銀行】**

1994年に民営の拠出建て積立制度への移行を推奨したレポートを発表したが、2005年に発表されたレポートでは、考え方を修正し、賦課方式の年金や概念上の拠出建て方式も選択肢に加えた多柱型 (multi-pillar) の制度設計構想を打ち出している。